

はじめに

本手引きは、「土壤汚染対策法」及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」の土壤汚染に関する規制内容やその運用、調査・対策の具体的内容について説明したものです。

法は、土壤汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護することを目的として、土壤汚染状況調査及び土壤汚染による人の健康被害の防止に関する措置について規定しています。

条例は、法のしくみを基本として、調査対象物質にダイオキシン類を加えるとともに、一定規模以上の形質変更時の土地利用履歴等調査や、自主調査等の指針、土地の所有者等の責務等について規定しています。

法施行の基本的な考え方は、以下の通知やガイドラインに基づきます。条例施行の基本的な考え方についても、法との共通部分はこれらの資料に準拠しています。

- ・「土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について」（平成31年3月1日付環水大土発第1903015号（令和4年3月24日付環水大土発第2202212号））
- ・土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン改訂第3.1版（令和4年8月環境省）
- ・汚染土壌の運搬に関するガイドライン改訂第4.1版（令和3年5月環境省）
- ・汚染土壌の処理業に関するガイドライン改訂第4.2版（令和4年7月環境省）

なお、本手引きは、法及び条例の運用に伴い、必要に応じ改訂します。

本手引きでは、以下の略称を使用します。

略称	正式名称
法	土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）
法施行令	土壤汚染対策法施行令（平成14年政令第336号）
法規則	土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）
条例	大阪府生活環境の保全等に関する条例
条例規則	大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則
法施行通知	平成31年3月1日付環水大土発第1903015号「土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について」
自主調査等の指針	大阪府土壤汚染に係る自主調査等の実施に関する指針
運搬ガイドライン	汚染土壌の運搬に関するガイドライン改訂第4.1版（令和3年5月環境省）
指定調査機関	法第3条第1項に規定する環境大臣が指定する指定調査機関
ダイオキシン特定施設	ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設（下水道法による届出対象施設を含む）
土地の形質変更者	土地の形質の変更をしようとする者
要措置区域等	土壤汚染対策法に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域
管理区域	条例に基づく要措置管理区域及び要届出管理区域
公有水面埋立地	公有水面埋立法に基づく埋立地

なお、本文中で「知事」とあるのは、法に基づく政令市の場合は当該政令市長、知事から権限が移譲された市町村においては当該市町村長が該当します。また、本文中の「所管自治体」には、法に基づく政令市の場合は当該政令市、知事から権限が移譲された市町村においては当該市町村、その他の大阪府域については大阪府が該当します。詳細は第1章の1-4をご覧ください。

本手引きに記載した事項のほか、大阪府内の各所管自治体に対して、法や条例等に基づき報告される場合や、自主調査等の相談をされる場合は、各所管自治体の指導に従ってください。

第1章 法及び条例の基本的なしくみ

1-1 法制定の経過及び構成

法は、「土壤汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康に係る被害の防止に関する措置を定めること等により、土壤汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護する」ことを目的として、平成15年2月15日に施行されました。その後、法に基づく調査の機会を増やし汚染土壤の搬出規制を強化する等の改正が行われ、平成22年4月1日に施行されました。

平成29年5月19日には、土壤汚染状況調査の実施対象となる土地の拡大や汚染の除去等の措置内容に関する計画提出命令の創設等の改正が行われ、一部^{*}は平成30年4月1日から施行され、その他の改正事項^{**}については、平成31年4月1日から施行されました。

近年では、令和3年4月1日よりカドミウム及びその化合物並びにトリクロロエチレンの基準値の改正が、令和4年7月1日からは一定規模以上の土地の形質の変更に関する届出における添付書類の変更の改正が施行されました。

※ 土地の形質変更の届出・調査に関する規定、有害物質使用施設の設置者への協力、区域指定の解除の情報に関する規定等に関する事項

※※ 調査の猶予中及び操業中の工場・事業場における一定規模以上の土地の形質変更を行う場合の土壤汚染状況調査の実施、臨海部の工業専用地域における届出や自然由来による基準不適合土壤に関するリスクに応じた規制の合理化等に関する事項

法の主な規定及び構成は次に示すとおりです。

1. 対象物質（特定有害物質）・・・揮発性有機化合物、重金属、農薬、PCB等26物質
2. 土壤汚染状況調査の実施・・・有害物質使用特定施設廃止時、調査の猶予中及び操業中の工場・事業場において900㎡以上の土地の形質変更を行う場合並びに3,000㎡以上の土地の形質変更を行う場合で土壤汚染のおそれがある場合等
3. 土壤汚染判明区域の指定・・・要措置区域、形質変更時要届出区域
4. 健康被害の防止措置の実施・・・指示措置、措置命令
5. 汚染土壤の搬出規制・・・汚染土壤搬出届、汚染土壤管理票制度
6. 汚染土壤処理業許可・・・汚染土壤の処理を行う業者の許可

1-2 条例制定の経過及び構成

条例は、地域の実情等を勘案して、法を補完するために、平成15年3月に土壤汚染制度に関する規制を加える改正を行い、平成16年1月1日に施行しました。その後、増加する自主的な調査や対策に対応できる制度に見直すとともに、平成21年4月に改正された法との整合を図るための改正を行い、平成22年4月1日に施行しました。さらに、法や条例に基づく土壤汚染状況調査結果の記録、保管、引継に関する規定を追加し、平成22年11月30日に施行しました。

平成29年5月に公布された改正法との整合を図る観点から、規定整備を行うとともに、（平成30年4月1日^{*}及び平成31年4月1日^{**}施行）要措置管理区域における汚染除去等計画の提出等の規定、施設設置者による土地所有者への情報提供等の規定（令和元年7月1日施行）を追加しました。また、府域の状況からみた土壌汚染対策に関する課題への対応としてダイオキシン類に関する区域指定の申請、自主調査等の指針の改訂等について令和元年7月1日に施行し、さらに、調査の猶予中及び操業中の工場・事業場（条例対象施設）において900㎡以上の土地の形質変更を行う際の規定について令和元年10月1日に施行しました。

※土地の利用履歴等報告の一部省略、有害物質使用届出施設の設置者の調査協力、解除台帳の調製・保管等に関する事項

※※シスー1，2-ジクロロエチレンを1，2-ジクロロエチレンに改正

条例の主な規定及び構成は次に示すとおりです。

1. 対象物質（管理有害物質）・・・法の特定有害物質（26物質）＋ダイオキシン類
2. 土地の利用履歴調査・・・3,000㎡以上（条例に基づく調査の猶予中の工場等の敷地及び法又は条例対象施設が操業中の工場等の敷地においては900㎡以上）の土地の形質の変更時に土地の利用履歴等調査報告の義務付け
3. 土壌汚染状況調査・・・操業中の工場等の敷地（2の対象となる土地を除く。）において土地の形質変更を行う場合の調査
4. 調査結果の取り扱い・・・法及び条例に基づく土壌汚染状況調査結果の記録、保管、引継義務
5. 土壌汚染判明区域の指定・・・要措置管理区域、要届出管理区域（法と同様の規定）
6. 汚染土壌の搬出規制・・・汚染土壌搬出届、汚染土壌管理票制度（法と同様の規定）
7. 自主調査等の取り扱い・・・調査方法、措置及び土地の形質の変更に関する指針の作成及び指導、助言
8. 区域指定の申請・・・自主調査によってダイオキシン類による土壌汚染が判明した際の区域指定の申請
9. 土地所有者等の責務・・・土地造成時に土壌や搬入土砂の汚染状況の把握等（努力義務）
10. 施設設置者の責務・・・有害物質使用特定施設等において使用している有害物質の種類についての土地の所有者等への情報提供

[参考：法及び条例改正の沿革（概要）]

○平成22年4月 法改正法施行

- ①3,000㎡以上の土地の形質変更時の届出義務
- ②自主調査からの区域指定申請
- ③指定区域を2種類に分類し各対策等を明確化
- ④汚染土壌適正処理の確保(汚染土壌搬出届出、汚染土壌処理業の許可)等規定

○平成22年4月及び11月 法改正を踏まえ条例を改正施行

- ①土地の履歴調査内容の明確化 ②自主調査等の実施に関する指針指導
- ③汚染土壌の搬出規制の追加 ④汚染区域の指定の二区分化
- ⑤土壌汚染状況調査結果の保管及び引き継ぎ等を規定

- 平成29年4月 法規則改正施行
 - ①対象物質にクロロエチレンを追加

- 平成30年4月 法改正法施行
 - ①土地の形質変更の届出に併せて土壤汚染状況調査の報告
 - ②有害物質使用特定施設の設置者の調査協力
 - ③解除台帳の調整・保管等に関する事項等を規定

- 平成30年4月 法改正を踏まえ条例を改正施行
 - ①土地の利用履歴等報告の一部省略
 - ②有害物質使用届出施設の設置者の調査協力
 - ③解除台帳の調整・保管等に関する事項

- 平成31年4月 法改正法施行
 - ①土壤汚染状況調査の規模の見直し
 - ②土壤ガス調査方法の見直し
 - ③自然に由来する汚染のおそれがある場合等の調査方法の見直し
 - ④有害物質使用特定施設が設置されている工場若しくは事業場の敷地又は有害物質使用特定施設が廃止された工場若しくは事業場の敷地における土壤汚染状況調査に関する事項等を規定
 - ⑤要措置区域における汚染除去等計画等に関する事項等を規定
 - ⑥実施措置等に関する技術的基準等の見直し
 - ⑦要措置区域等内における土地の形質の変更の禁止の例外の見直し
 - ⑧臨海部特例区域に関する事項等を規定
 - ⑨認定調査方法の見直し
 - ⑩汚染土壤の搬出に関する事項等の見直し
 - ⑪対象物質のシスー1, 2-ジクロロエチレンを1, 2-ジクロロエチレンに改正
 - ⑫四塩化炭素の分解生成物としてジクロロメタンを追加

- 平成31年4月、令和元年7月及び10月 条例を改正施行
(平成31年4月①～⑫と同様の規定に加え以下を追加)
 - ①施設設置者による土地の所有者等への情報提供等の規定
 - ②ダイオキシン類に関する区域指定の申請
 - ③土壤汚染に係る自主調査等の実施に関する指針の改訂
 - ④汚染土壤処理業に関する指針の策定

- 令和3年4月 法・条例改正施行
 - ①カドミウム及びその化合物並びにトリクロロエチレンの基準値の改正

- 令和4年7月 法改正施行
 - ①一定規模以上の土地の形質の変更に関する届出における添付書類の変更の改正

- ④ 土壌汚染状況調査の契機として「稼働中の有害物質使用特定施設若しくは届出施設等が設置されている工場敷地における③以外の土地の形質変更時（同一の工場として利用する場合を除く。）」及び「有害物質使用届出施設等の廃止時」の追加
- ⑤ 自主調査等の指導・助言（第8章）、土地所有者等の責務（第9章）
- ⑥ 有害物質使用施設設置者による土地所有者等への情報の提供

法及び条例の規制対象の関係は図1-2のとおりです。なお、法と条例において同じ内容の規定がある場合は、法と条例の運用の考え方は同じです。

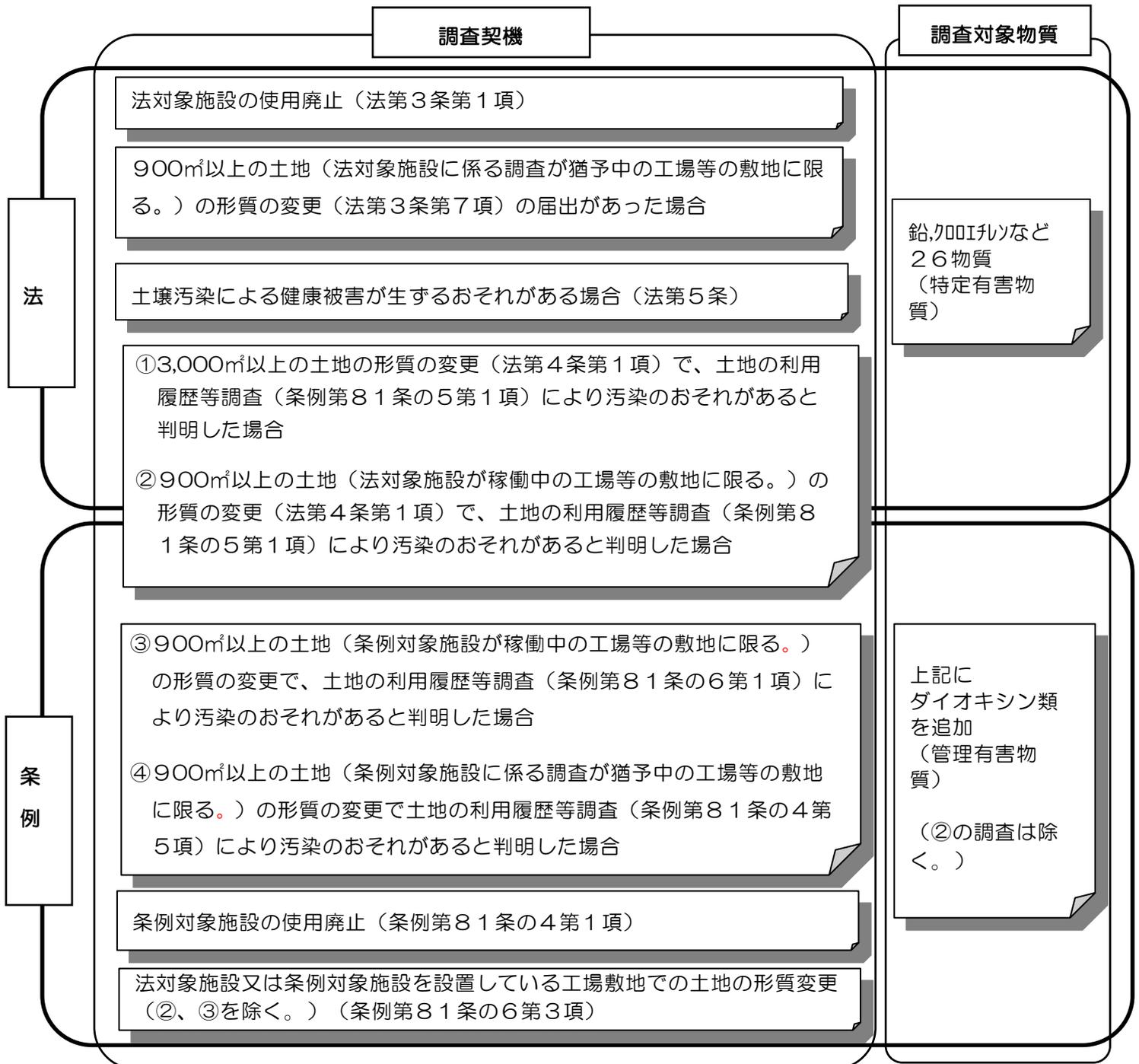


図1-2 法及び条例の規制対象の関係

1-4 法及び条例を所管する市町村

法及び条例に基づく土壌汚染対策に関する事務の窓口は次のとおりとなっています。

なお、(1)及び(2)以外の市町村については、大阪府が窓口となります。

(1) 法に基づく政令市

大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、東大阪市

(2) 条例に基づく権限移譲市町村

○以下の市町は池田市が窓口

池田市、箕面市、豊能町、能勢町

○以下の市町は泉大津市が窓口

泉大津市、忠岡町

○河内長野市、富田林市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村、阪南市、和泉市、松原市、貝塚市、熊取町、泉佐野市

1-5 法及び条例の対象となる物質等

法の対象となる物質は、土壌に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして法施行令第1条に規定する26物質で、これらを「**特定有害物質**」と定義しています。

条例の対象となる物質は、特定有害物質とダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第2条第1項に規定するもの）で、これらを「**管理有害物質**」と定義しています。

特定有害物質及び管理有害物質には、それぞれ、これらの物質によって汚染されている区域を指定する際の基準（土壌含有量基準及び土壌溶出量基準）が規定されています【**法規則31**】【**条例規則48の33**】。

これらの物質名及び基準値を表1-1に示します。

表 1 - 1 特定有害物質・管理有害物質及び基準値

分類		項目	含有量基準（指定基準） (mg/kg)	溶出量基準（指定基準） (mg/L)	第二溶出量基準 (mg/L)	
管理有害物質（条例）	特定有害物質（法）	揮発性有機化合物 （第一種特定有害物質）	クロロエチレン （塩化ビニルモノマー）	----	0.002以下	0.02以下
			四塩化炭素	----	0.002以下	0.02以下
			1,2-ジクロロエタン	----	0.004以下	0.04以下
			1,1-ジクロロエチレン （塩化ビニリデン）	----	0.1以下	1以下
			1,2-ジクロロエチレン	----	0.04以下	0.4以下
			1,3-ジクロロプロペン（D-D）	----	0.002以下	0.02以下
			ジクロロメタン（塩化メチレン）	----	0.02以下	0.2以下
			テトラクロロエチレン （パークロロエチレン）	----	0.01以下	0.1以下
			1,1,1-トリクロロエタン	----	1以下	3以下
			1,1,2-トリクロロエタン	----	0.006以下	0.06以下
			トリクロロエチレン	----	0.01以下	0.1以下
			ベンゼン	----	0.01以下	0.1以下
			特定有害物質（法）	重金属等 （第二種特定有害物質）	カドミウム及びその化合物	カドミウム45以下
	六価クロム化合物	六価クロム250以下			六価クロム0.05以下	六価クロム1.5以下
	シアン化合物	遊離シアン50以下			シアンが検出されないこと	シアン1以下
	水銀及びその化合物	水銀15以下 うちアルキル水銀			水銀0.0005以下	水銀0.005以下
					検出されないこと	検出されないこと
	セレン及びその化合物	セレン150以下			セレン0.01以下	セレン0.3以下
	鉛及びその化合物	鉛150以下			鉛0.01以下	鉛0.3以下
	砒素及びその化合物	砒素150以下			砒素0.01以下	砒素0.3以下
	ふっ素及びその化合物	ふっ素4000以下			ふっ素0.8以下	ふっ素24以下
	ほう素及びその化合物	ほう素4000以下	ほう素1以下	ほう素30以下		
	特定有害物質（第二種）	農薬等	シマジン（CAT）	----	0.003以下	0.03以下
			チオベンカルブ（ベンチオカーブ）	----	0.02以下	0.2以下
			チウラム	----	0.006以下	0.06以下
			PCB（ポリ塩化ビフェニル）	----	検出されないこと	0.003以下
			有機りん化合物 （パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	----	検出されないこと	1以下

（注） 土壌含有量基準：有害物質が含まれる汚染土壌を直接摂取することによるリスクに係る基準
 土壌溶出量基準：有害物質が含まれる汚染土壌からの有害物質の溶出に起因する汚染地下水等の摂取によるリスクに係る基準
 mg/kg（土壌1キログラムあたりミリグラム） mg/L（検液1リットルあたりミリグラム）
 pg-TEQ/g（土壌1グラムあたりピコグラム〔2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシン毒性換算値〕）

※カドミウム及びその化合物並びにトリクロロエチレンは、令和3年4月1日施行予定の法・条例規則改正により基準値が変更になりました。

過去の基準値改正

- ・1,1-ジクロロエチレンは、平成26年8月の法規則改正、同年10月の条例規則改正により基準値が改正されました。
- ・クロロエチレンは、平成28年3月に法施行令及び施行規則が改正され、平成29年4月1日より追加されました。
- ・1,2-ジクロロエチレンは、平成31年4月1日にトランス-1,2-ジクロロエチレンが追加されたことによりシス-1,2-ジクロロエチレンから改正されました。

第2章 有害物質使用特定施設等の使用が廃止された工場等の敷地である土地について

土地の所有者等は、有害物質を製造、使用又は処理（以下「使用等」という。）していた施設を廃止した場合には土壤汚染状況調査を実施し、知事にその結果を報告する義務があります【法3】【条例81の4】。

ここでは、調査が必要になる場合とその手続きについて説明します。調査の実施の方法については「第5章 土壤汚染状況調査の実施」において説明します。

土地の所有者等とは・・・

土地の「所有者等」とは土地の所有者、管理者又は占有者のうち、土地の掘削等を行うために必要な権原を有し調査の実施主体として最も適切な者に特定されるものであり、通常は土地の所有者が該当します。また、土地が共有物である場合は、共有者のすべてが該当します。

「所有者等」に所有者以外の管理者又は占有者が該当するのは、土地の管理及び使用収益に関する契約関係、管理の実態等からみて、土地の掘削等を行うために必要な権原を有する者が、所有者ではなく管理者又は占有者である場合です。その例としては、所有者が破産している場合の破産管財人、土地の所有権を譲渡担保により債権者に形式上譲渡した債務者などが考えられます（法施行通知）。

※通常の土地の賃貸借関係では、賃借人が有するのは土地の賃借権（民法第601条に規定する賃貸借契約に基づき賃借人が土地を使用収益できる権利）であり、自由に土地を掘削等できる権原があるとは認められないため、賃借人は上記の管理者又は占有者に該当しません。

2-1 調査の機会

(1) 対象となる施設

以下の①～③の施設の使用を廃止した場合は、当該土地の所有者等は、指定調査機関に土壤汚染状況調査を実施させ、知事に報告しなければなりません。

① 特定有害物質を使用等していた水質汚濁防止法の特定施設（下水道法による届出対象施設を含む。）【法3_1項】

（以下「法対象施設」という。）

② 管理有害物質を使用等していた条例（水質関係）の届出施設【条例81の4_1項】

③ ダイオキシン特定施設（下水道法による届出対象施設を含む。）【条例81の4_1項】

（以下②及び③を併せて「条例対象施設」という。）

なお、特定有害物質を固体以外の状態にせず、粉状・粒状にしないかたちで取り扱う等の場合には、上記①又は②の「使用等」には該当しません。

指定調査機関は環境省の下記ホームページに掲載されています。

<http://www.env.go.jp/water/dojo/kikan/index.html>

(2) 調査結果報告者

報告の義務は、土地の所有者等にあります。

廃止された施設の設置者と、土地の所有者等が異なる場合には、知事は土地の所有者等に対して、施設が廃止されたことを通知します【法3_3項】【条例81の4_2項】。

(3) 調査義務の一時的免除

(1) に示す施設を設置していた工場・事業場と同一の工場・事業場又は一般の人が立ち入ることができない工場・事業場の敷地等として利用される場合は、知事の確認を受けることにより、調査義務は一時的に免除されます【法3_1項ただし書き】【法規則16】【条例81の4_1項ただし書き】【条例規則48の18】。調査の一時的免除の確認申請は、確認の申請書【法様式3】【条例様式23の5】により行います。

知事の確認を受けて調査が一時的に免除されている土地について利用の方法を変更しようとするときは、その旨をあらかじめ知事に届け出なければなりません【法3_5項】【法様式5】【条例81の4_3項】【条例様式23の7】。また、変更後の土地利用の方法によって調査の一時的免除の確認が取り消される場合があります【法3_6項】【条例81の4_4項】。

当該確認を受けて調査が一時的に免除されている土地を譲渡、相続するなど、土地の所有者等の権利が継承される場合は、遅滞なく承継届を提出する必要があります【法規則16_5項】【法様式4】【条例規則48の18_5項】【条例様式23の6】、その場合は土壤汚染状況調査義務を負う土地の所有者等の地位が承継されます【法規則16_4項】【条例規則48の18_4項】。

また、この一時的免除を受けた事業場の土地の一部が事業場でなくなる場合（土地の分割売却や、一部土地の用途変更等の場合）は、事業場でなくなる土地について法第3条又は条例第81条の4に基づく調査を行い、その結果を報告しなければなりません。

(4) 調査対象地において形質変更を行う場合

法対象施設を廃止した後、一時的免除を受けた工場等の土地において900㎡以上の土地の形質変更を行う場合は、土地の所有者等はその旨をあらかじめ知事に届け出なければなりません【法3_7項】【法様式6】。土地の形質の変更届出書が提出された場合には、知事は法第3条第8項に基づき、土地の所有者等に対し、土地の形質の変更を行う範囲（盛土部分は除く。）について土壤汚染状況調査を実施するよう命令します（土地の形質の変更の考え方については、「4-1(2) 土地の形質の変更の考え方」を参照）。

法第3条第7項に基づく届出の届出期限については、「あらかじめ」と定めていますが、調査や行政手続き等に期間を要することを想定して各所管自治体の指導に従い、一定の期間を設けて届け出をしてください。

条例対象施設を廃止した後、一時的免除を受けた工場等の土地において900㎡以上の土地の形質変更を行う場合は、30日前までに土地の利用履歴等について調査し、結果を知事に報告しなければなりません【条例81の4_5項】【条例様式第23号の7の2】（報告書の内容については、「4-3 土地の利用履歴等調査結果報告」を参照）。形質変更する土地の利用履歴から管理有害物質による汚染のおそれがあると認められる場合には、土壤汚

染状況調査を行い、その結果を報告しなければなりません【条例81の4_6項】【条例様式第23号7の3】。

なお、900㎡未満の土地の形質変更を行う場合は、土壌の移動について記録を保存し、後に行われる土壌汚染状況調査の際の資料としてください。特に、事業場外に土壌を搬出する場合は、形質変更を行う範囲において自主調査等の指針に基づき土壌汚染について調査を実施するなどして汚染の有無を明確にしてください。また、基準不適合土壌を搬出する場合は法の搬出規制に準じて適正に処理してください。

2-2 調査の内容

(1) 試料採取等対象物質

調査の対象となる土地における土壌汚染のおそれを把握するため、過去の土壌汚染状況調査の結果や、特定有害物質・管理有害物質の埋設、地下浸透、使用、貯蔵等の履歴、自然由来や埋立用材由来の汚染に関する情報等について調査し（これを「地歴調査」といいます。）、その結果を踏まえて試料採取等調査対象物質を選定する必要があります。

その結果、土壌汚染状況調査の対象地において漏洩、使用、貯蔵等された特定有害物質、自然由来や埋立用材由来の汚染のおそれのある特定有害物質又は管理有害物質について、調査の対象とする必要があります。一部の第一種特定有害物質の場合は、分解生成物も調査の対象となります【法規則3_2項】【条例規則48の5_2項】。

なお、調査実施者（指定調査機関）は、知事に上記の地歴調査結果等を添付した申請書【法様式2】【条例様式23の4】を提出することにより、調査の対象とすべき特定有害物質・管理有害物質の種類について知事の通知を受けることができます【法規則3_3～5項】【条例規則48の5_3～5項】。この通知を受けた場合には、通知に記載された物質のみを調査対象とすることができます。

(2) 調査対象地

1) 法対象施設等の使用を廃止した場合

法対象施設及び条例対象施設（以下「法対象施設等」という。）の廃止時の土壌汚染状況調査の対象地は、当該法対象施設等を設置していた工場等の敷地であった土地です。

なお、条例の土壌汚染対策施行後（平成16年1月1日以降）に、稼動している法対象施設等の工場等の敷地の一部が当該工場敷地でなくなり、工場以外の用途で利用されるようになった場合には、条例に基づき土壌汚染調査を行う義務が発生しています。その調査後に新たに土壌汚染のおそれが生じていない場合には、工場等の敷地から分割等された際に実施した条例に基づく土壌汚染状況調査結果を利用して報告することができます。

2) 調査の猶予を受けている工場等において900㎡以上の土地の形質の変更を行う場合

土壌汚染状況調査の対象地は、形質変更を行う範囲となります。また、最大形質変更深さのうち最も深い位置の深さより1mを超える深さの位置については、当該土壌の採取を行わないことができます。

(3) 報告の期限

1) 法対象施設等の使用の廃止に伴い調査する場合

- ①土地所有者等と事業者が同一の場合は、法対象施設等の使用を廃止した日から120日以内
- ②土地の所有者等と事業者が異なり、知事から法第3条第3項又は条例第81条の4第2項の規定により法対象施設等の使用廃止の通知を受けた土地の所有者等の場合は、通知を受けた日から120日以内
- ③法第3条第1項ただし書き又は条例第81条の4第1項ただし書きの確認が取り消された場合は、当該取り消しの通知を受けた日から120日以内

ただし、特別の事情がある場合、報告者の申請により知事が認めた場合は、報告期限の延長が可能です【法規則1_1項ただし書き】【条例規則48の2ただし書き】【条例様式23の2】。

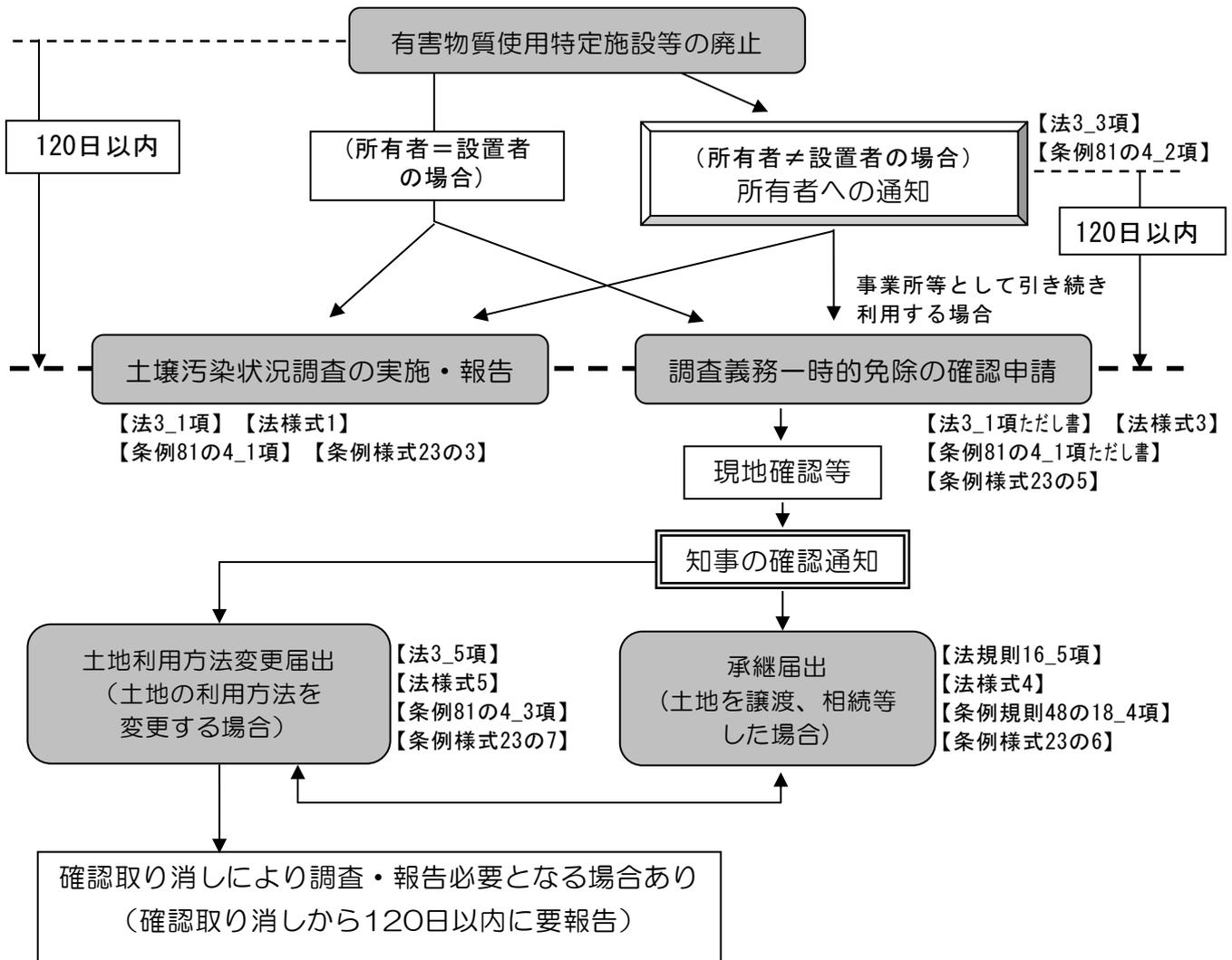


図2-1 有害物質使用特定施設等の廃止時の調査の流れ

2) 形質変更に伴い土壤汚染状況調査を実施する場合

当該土地において法第3条第8項の調査命令が発せられた場合は、当該命令に記載された期日（原則として120日以内）までに土壤汚染状況調査結果を報告しなければなりません。

条例第81条の4第6項に基づき管理有害物質の調査が必要な場合は、報告期限について条例の規定はありませんが、各所管自治体の指導に従い一定の時期までに報告してください。

第3章 有害物質使用特定施設等が稼働中の工場等の敷地である土地について

法対象施設等が稼働中の工場等の敷地において土地の形質変更を行う場合、土地の所有者等は、土壤汚染状況調査を実施し、その結果を知事に報告する義務が発生する場合があります【法4_1項】、【条例81の5_1項】、【条例81の6_1項】。

ここでは、調査が必要になる場合とその手続きについて説明します。調査の実施の方法については「第5章 土壤汚染状況調査の方法」において説明します。

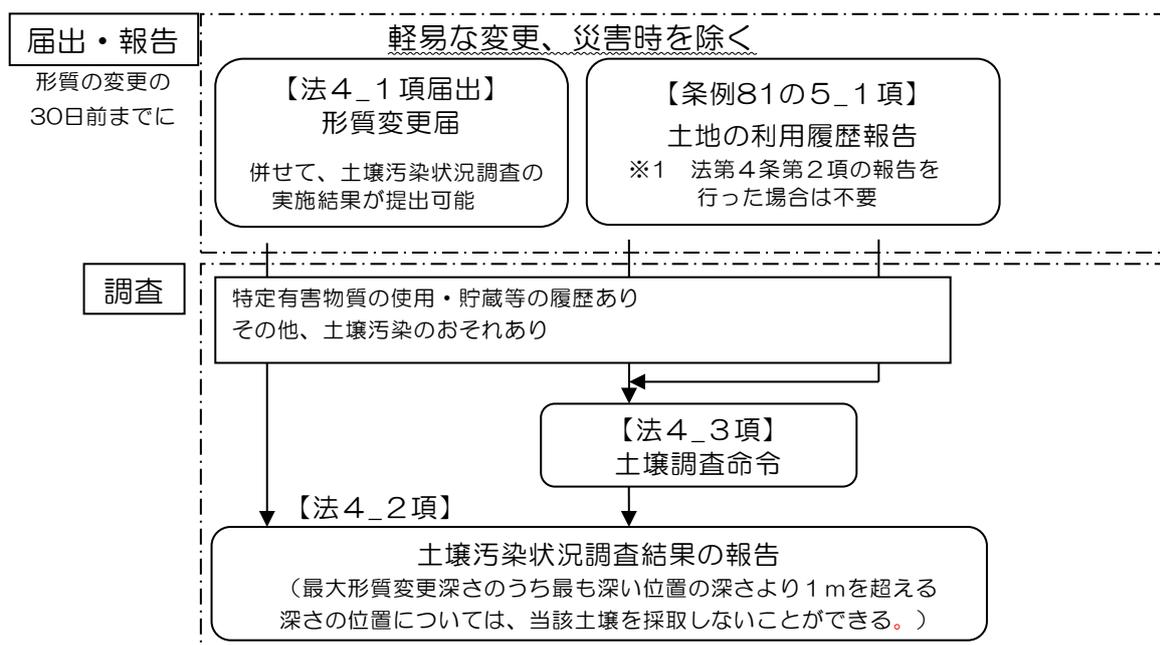
3-1 法対象施設に係る工場等の敷地について

(1) 対象となる施設及び形質変更の規模等

法対象施設が設置されている土地において900㎡以上の土地の形質の変更を行う場合、土地の形質の変更者は、形質の変更に着手する30日前までに、法第4条第1項に基づき形質変更届出を提出するとともに、条例第81条の5第1項に基づき当該土地の利用履歴報告について調査し、その結果を知事に報告しなければなりません（報告書の内容については「4-3 土地の利用履歴等調査結果報告」を参照、土地の形質の変更の考え方については「4-1 (2) 土地の形質の変更の考え方」を参照）。

また、前もって法に基づく土壤汚染状況調査を実施した場合、法第4条第1項に基づく形質変更届出に併せて、調査の結果を提出することができます【法4_2項】。

土地の利用履歴報告の結果、形質変更する土地に特定有害物質による汚染のおそれがあると認められた場合、知事は法第4条第3項に基づき、土地の所有者等に対し土壤汚染状況調査の実施について命令します。命令を受けた土地の所有者等は、指定調査機関に土壤汚染状況調査を実施させ、その結果を知事に報告しなければなりません（法対象施設を廃止した後、一時的免除を受けた工場等の敷地の場合、2-1(4)の規定が適用されます。）。



※1 有害物質使用特定施設が設置されている工場若しくは事業場の敷地又は有害物質使用特定施設が廃止された工場若しくは事業場の敷地(法第3条第1項本文の規定による報告をした工場又は事業場の敷地及び同項ただし書の知事の確認を受けた土地を除く。)の土地の形質の変更であって、法第4条第2項の規定により当該土地の土壤汚染状況調査の結果の提出があったもの以外は、法第4条第2項調査報告があっても、ダイオキシン類のみの条例第81条の5第2項の報告が必要です。

図3-1 法対象施設が稼働中の工場等において900㎡以上の土地の形質変更を行う場合の手続き

3-2 条例対象施設に係る工場等の敷地について

(1) 対象となる施設及び形質変更の規模等

条例対象施設が設置されている工場等の敷地において900㎡以上の土地の形質の変更を行う場合、土地の形質の変更者は、形質の変更に着手する30日前までに、条例第81条の6第1項に基づき当該土地の管理有害物質の使用履歴等について調査し、その結果を知事に報告しなければなりません。

この調査の結果、管理有害物質による汚染のおそれがあると認められた場合、土地の所有者等は、条例第81条の6第2項に基づき指定調査機関に土壤汚染状況調査を実施させ、その結果を知事に報告しなければなりません(3,000㎡以上の土地の形質の変更を行う場合は、第4章の手続きが適用されます。)

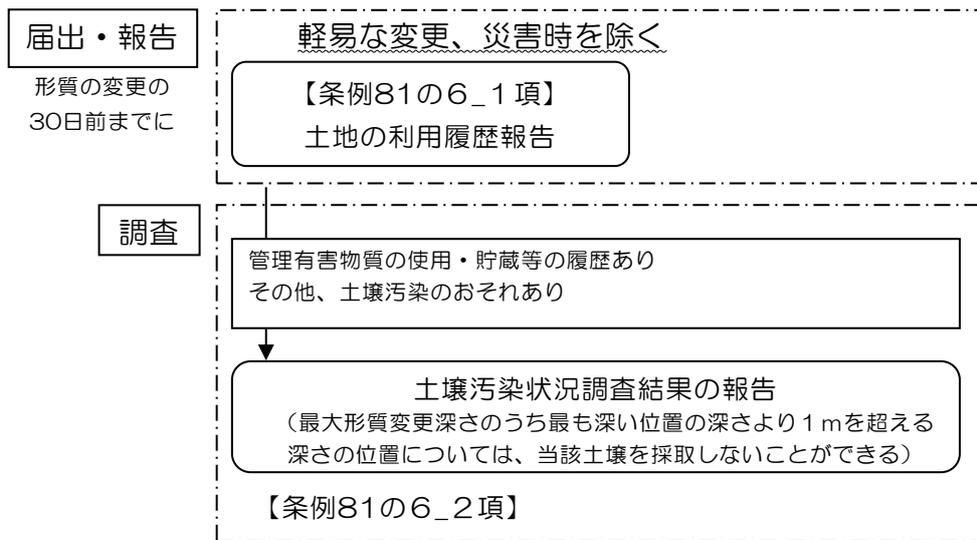


図3-2 条例対象施設が稼働中の工場等において900㎡以上の3,000㎡未満の土地の形質変更を行う場合の手続き

3-3 法対象施設等が稼働中の工場等において、同一の工場等以外の用途で利用するために土地の形質の変更をしようとするとき

(1) 対象となる施設及び形質変更の規模等

法対象施設等が稼働中の工場等の敷地の一部において土地の形質変更を行う場合、土地の所有者等は、条例第81条の6第3項に基づき指定調査機関に土壤汚染状況調査を実施させ、その結果を知事に報告しなければなりません。ただし、施設を設置している工場等と

同一の工場等の敷地として利用する場合は、2-2(2)、3-1及び3-2に該当する土地を除き、調査義務はありません。また、施設を設置している工場等とは別の一般の人が立ち入ることができない工場等の敷地等として利用する場合は、知事の確認を受けることにより、調査が猶予されます【条例81の6_3項ただし書き】。

ここでの土地の形質変更の定義は「土地の形状を変更する行為全般」をいい、掘削深度50cm未満、盛土のみ等の軽易な形質変更であっても、本手続きの対象となります。

対象となる土地の形質変更の規模の下限はありません（ただし、法第3条第8項、第4条第3項、条例第81条の4第6項、条例第81条の5第2項及び条例第81条の6第2項に規定する調査の対象となる土地は除きます。）。

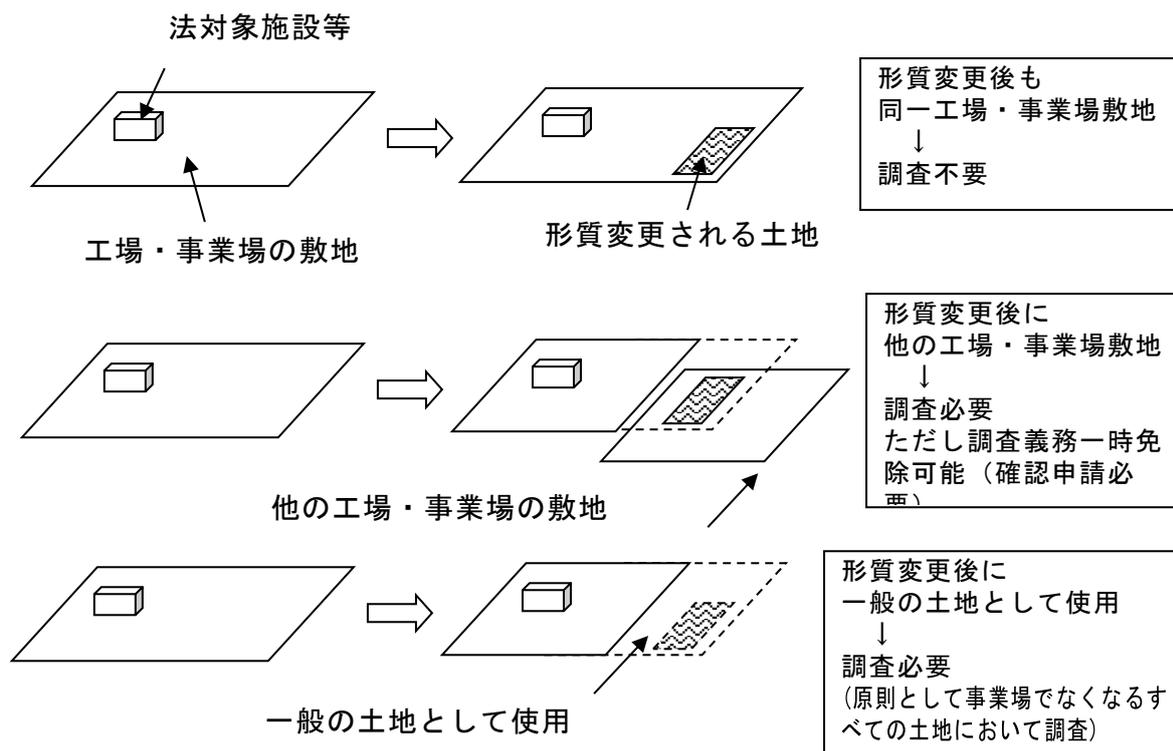


図3-3 条例第81条の6第3項に基づく調査が必要となる場合

(2) 調査結果報告者

調査結果の報告は、土地の所有者等が行う必要があります。土地の所有者等の定義は「第2章 有害物質使用特定施設等の使用が廃止された工場等の敷地である土地について」前文の枠内説明を参照してください。

土地の形質変更が行われる前に土地売却等により工場・事業場の敷地から外れる場合は、売却後の土地利用により土地の形質変更がなされる可能性があると考えられるため、売却等される前の当該工場・事業場の敷地である時点で、条例第81条の6第3項に基づき当該工場等の土地の所有者等が調査を実施して報告しなければなりません。(3)により調査義務の一時的免除の確認を受ける場合には、確認が取り消された時点の土地所有者に調査義務が生じるため、次の土地の所有者等との間で十分に協議してください。

なお、法対象施設等を設置する工場・事業場の設置者と土地の所有者等が異なる場合で、(1)に該当し調査が必要となった場合は、当該工場等設置者は、土地の所有者等に対して、条例に基づき調査が必要であることを説明するよう努めてください。

(3) 調査義務の一時的免除

(1) に該当する形質変更が行われる土地を、法対象施設等を設置している工場・事業場と別の一般の人が立ち入ることができない工場・事業場として利用する場合は、知事の確認を受けることにより調査義務の適用は一時的に免除されます【条例81の6_3項ただし書】

【条例規則48の31】。調査の一時的免除の確認申請は、確認申請書【条例様式23の11】により行います。

知事の確認を受けて調査が一時的に免除されている土地について利用の方法を変更しようとするときは、その旨をあらかじめ知事に届け出なければなりません。また、工場が廃止され住居や公園になるなど、変更後の土地利用の方法によって調査の一時的免除の確認が取り消される場合があります【条例81の6_4項】。

知事の確認を受けて調査が一時的に免除されている土地を譲渡、相続するなど、土地の所有者等の権利が継承される場合は、遅滞なく承継届【条例様式23の6】を提出する必要がある、その場合は土壤汚染状況調査義務を負う土地の所有者等の地位が承継されます【条例規則48の31_3項】。

なお、この一時的免除を受けた工場等の土地において形質変更を行う場合は、土壤の移動について記録を保存し、後に行われる土壤汚染状況調査の際の地歴調査の資料としてください。特に事業場外に土壤を搬出する場合は、形質変更を行う範囲において自主調査等の指針に基づき土壤汚染について調査を実施するなど汚染の有無を明確にしてください。また、基準不適合土壤を搬出する場合は法の搬出規制に準じて適正に処理してください。

(4) 調査の内容

1) 試料採取等対象物質【条例規則48の5_2項】【条例規則48の30】

条例第81条の4の規定による調査と同様に、調査の対象となる土地における土壤汚染のおそれを把握するため、過去の土壤汚染状況調査の結果や、管理有害物質の埋設、地下浸透、使用、貯蔵等の履歴、自然由来や水面埋立土砂由来の汚染に関する情報等について調べる地歴調査を実施し、その結果を踏まえ試料採取等対象物質を選定する必要があります。

ただし、以下の管理有害物質のみを試料採取等対象物質とすることができます。

- ① 法対象施設等（②の施設を除く。）の設置工場等においては、これらの施設において現に使用している、及び過去に使用していた管理有害物質
- ② ダイオキシン特定施設の設置工場等においては、ダイオキシン類、及び当該工場内の法対象施設等において現に使用している、及び過去に使用していた管理有害物質

2) 土壤汚染状況調査の対象地

土壤汚染状況調査の対象地は、調査の一時的猶予を受けている敷地全体ではなく形質変更を行おうとする土地です。また、最大形質変更深さのうち最も深い位置の深さより1mを超える深さの位置については、当該土壤を採取しないことができます。

3) 報告の期限

土地の形質変更に着手するまでに報告しなければなりません。

4) 土地の形質変更の着手について

土壤汚染状況調査が必要な場合には、土地の形質の変更が行われることにより土壤汚染状況調査の適正な実施に支障が生じる可能性があることから、当該調査を終了し、調査結果を知事に報告して内容の確認を受けるまで、土地の形質変更には着手しないでください。

調査の結果、管理有害物質によって汚染されている土地と評価された場合には、当該土地は管理区域として指定され、形質変更や汚染土壌の搬出について規制を受けることとなります。指定前に形質変更を着手している場合は、指定の日から起算して14日以内に形質変更を届出しなくてはなりません。更に、届出内容から形質変更に伴う汚染の拡散により人の健康被害が生じるおそれがあると知事が認める場合は、汚染の状況の調査、汚染除去等の措置が必要になりますので、汚染が確認された場合は、区域の指定を受け、管理区域に係る形質変更届出等の必要な手続を経るまで、土地の形質変更には着手しないか、各所管自治体と十分協議してください。

第4章 3,000㎡以上の土地の形質の変更を行うとき

(第2章、第3章に該当する場合を除く)

土地の所有者等は、3,000㎡以上の土地の形質変更を行う場合、汚染のおそれがあれば、土壤汚染状況調査する義務があります。

この調査は、土地の形質変更者が先に当該土地の利用履歴等調査を行い、形質変更に着手する30日前までに知事に報告しなければなりません。公的な届出資料や履歴等調査報告書等により、特定有害物質による土壤汚染のおそれがある場合は、法に基づき、またダイオキシン類による土壤汚染のおそれがある場合は、条例に基づき、土地所有者等が土壤汚染状況調査を実施しなければなりません【法4】【条例81の5_1項】。調査の方法については、「第5章 土壤汚染状況調査の方法」において説明します。

土地の形質変更者とは

具体的には、その施行に関する計画の内容を決定する者であり、土地の所有者等とその土地を借りて開発行為等を行う開発業者等の関係では、開発業者等が該当します。また、工事の請負の発注者と受注者の関係では、その施行に関する計画の内容を決定する責任をどちらが有しているかで異なりますが、一般的には発注者が該当します。(法施行通知)

4-1 対象となる形質変更行為

(1) 土地の形質変更の定義

土地の形質の変更は、法及び条例ともに同じ定義で、以下の行為を除く「土地の形状を変更する行為全般」をいいます【法規則25】【条例規則48の27】。

- 軽易な行為で次のいずれにも該当しない行為 (図4-1参照)
 - イ 土壤を当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出すること
 - ロ 土壤の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更を行うこと
 - ハ 土地の形質の変更に係る部分の深さが50cm以上であること
- 農業を営むために通常行われる行為であって、土壤を区域外へ搬出しない行為
- 林業の用に供する作業路網の整備であって、土壤を区域外へ搬出しない行為
- 鉱山関係の土地において行われる土地の形質の変更
- 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- すべて盛土の土地の形質変更
- 知事が土壤汚染状況調査に準じた方法により調査した結果、特定有害物質による汚染がないと判断し、法規則第25条第5号の規定により届出対象外の区域として指定した土地において行われる土地の形質の変更

※土地の形質変更の目的を問わず、土地の形状を変更させるすべての行為が土地の形質変更該当します。

例えば建物解体や地下構造物撤去、文化財調査なども、土地の形質変更を行う場合は対象となります。

※法及び条例における『土地の形質の変更』の定義については、都市計画法等とは異なります。このため、開発許可が不要な事業であっても本条例の対象となる可能性があります。

※舗装の工事についても土地の形質変更とみなされます。

※水面の埋立は土地の形質変更には該当しません。ただし、河川敷等、常時水面ではない土地の埋立は土地の形質変更には該当します。

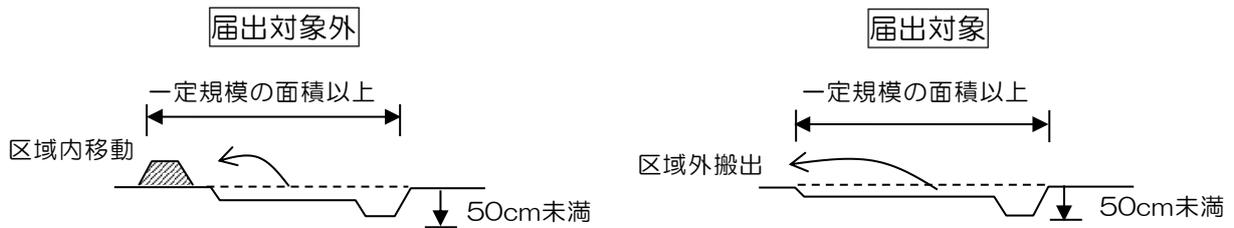
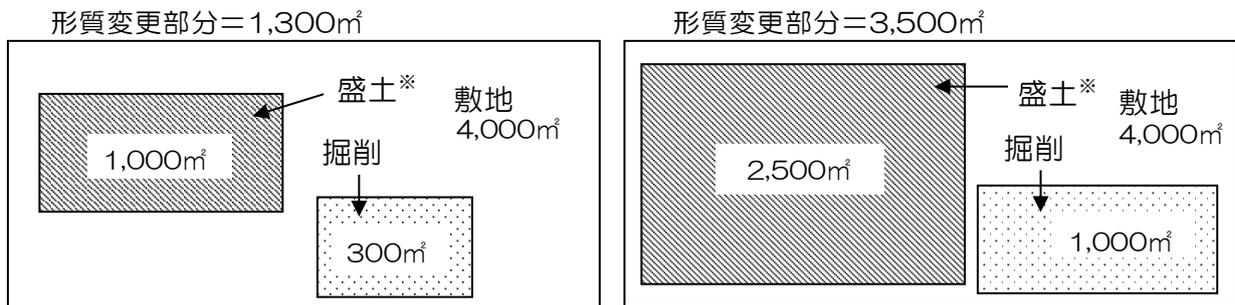


図 4 - 1 土地の形質変更届出対象の判断例

(2) 土地の形質の変更の考え方

土地の形質を変更する面積とは、法及び条例ともに、土地の形質変更が行われる敷地の面積ではなく形質変更が行われる部分の合計面積を意味します。



※外部から搬入した土砂による盛土を含む。

図 4 - 2 土地の形質変更の面積の算出例

4 - 2 土地の形質変更届出

3,000 m^2 以上の土地の形質変更を行う場合は、土地の形質変更者は、形質変更に着手する30日前までに、法第4条第1項に基づき形質変更届を提出しなければなりません【**法様式6**】。前もって、法に基づく土壤汚染状況調査を実施した場合、法第4条第1項に基づく形質変更届の提出に併せて、調査の実施結果を提出することができます【**法4_2項**】。

届出の義務は、土地の形質変更者（工事として実施される場合は一般的には発注者）にあります。届出者となる土地の形質変更者は、原則として工事受注者ではない点にご注意ください。土地の形質変更者が土地の所有者等と異なる場合は、土地の形質変更者は土地の所有者等に対して、届出を行うことにより法に基づく対応が必要になる場合があることを説明する必要があります。なお、前もって、法に基づく土壤汚染状況調査を実施し調査結果を提出する場合、土地の形質変更者が土地の所有者等と異なる場合は、土地の所有者等全員に書面による同意を得る必要があります。

3,000 m^2 以上の土地の形質変更を行う場合の手続きについて、図4-3に示します。法第4条第1項に基づく土地の形質変更届出については、法に定める様式に記入するとともに、次の図面又は書類を添付する必要があります。

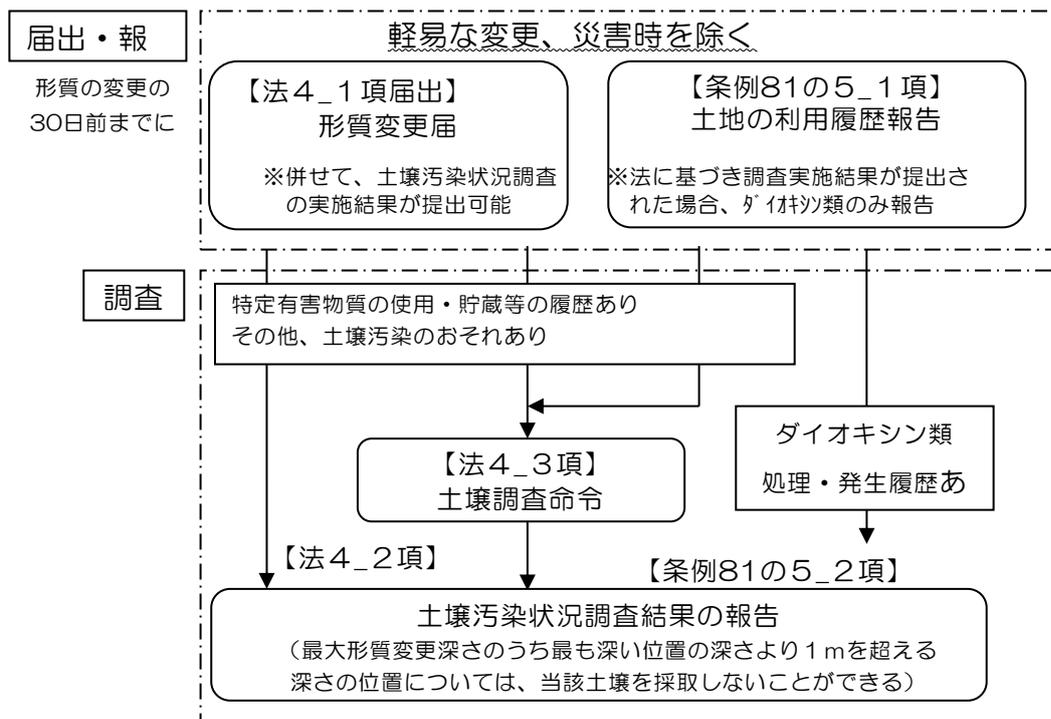


図4-3 3,000㎡以上の土地の形質変更を行う場合の手続き

(1) 土地の形質変更場所を示す図面

敷地内において土地の形質変更（盛土又は掘削）を行う場所を明らかにした平面図、立面図、断面図を添付してください。図面は、以下の内容を満たすものとしてください。

- ・ 現況図には形質変更が行われる範囲と敷地範囲を示すとともに、正確な土地形状がわかるよう、標高、縮尺、方角、建物等の構造物の位置、隣接地・接する道路との関係、舗装範囲等を図示してください。
- ・ 形質変更実施図（施工図等）には、形質変更の方法がわかるよう、掘削部分（舗装の工事も含む。）を示してください。
- ・ 盛土部分の区別を着色等により示すとともに、掘削する部分の深度を示してください。
- ・ 掘削後に埋め戻す場合（地下配管工事等）は、最も深く掘削する時点の形状を示してください。

(2) 土地の登記事項証明書等土地の所有者等の所在が明らかとなる書面

土地の形質変更者と土地の所有者等が異なる場合には、土地の登記事項証明書等土地の所有者等の所在が明らかとなる書面を添付してください。なお、開発許可対象の場合は当該開発行為についての同意書の写しでも同等の書類とみなしています。

さらに、土地の形質変更者は土地の所有者等に対して、土地の形質変更届出を行うことにより、土壌汚染状況調査が土地所有者に義務付けられる可能性があり、土壌汚染が判明した場合には区域指定を受け、人の健康被害が生じるおそれがある場合には汚染の除去等の措置が義務付けられる可能性があることを十分説明してください（大阪府においては、この説明を行ったことを示す書面（資料4（参考様式1又は2））の提出をお願いしています。里道、水路等の法定外公共物については、管理者である市町村との間で工事の実施

について同意に達していることを示す資料（都市計画法第32条協議等）をこの説明を行ったことを示す書面とみなしています。詳細は各所管自治体にお問合せください。）。

4-3 土地の利用履歴等調査結果報告

土地の形質変更者は、形質変更に着手する30日前までに、法第4条第1項に基づき形質変更届を提出するとともに、条例第81条の5第1項に基づき当該土地の利用履歴等について調査し、その結果を知事に報告しなければなりません【条例様式23の8】。法に基づく土地の形質変更届に併せて、法第4条第2項に基づき土壤汚染状況調査の実施結果を提出される場合は、ダイオキシン類に限り、当該土地の利用履歴等の報告も必要です【条例規則48の25_2項】。

報告する義務は、土地の形質変更者にあります。原則として、届出者及び報告者となる土地の形質変更者が工事受注者ではない点にご注意ください。

なお、3,000㎡以上の土地の形質の変更を行う範囲内に、形質変更時要届出区域が存在する場合、当該区画は法第4条第1項の届出対象外（法第12条第1項の届出対象）となりますが、形質変更時要届出区域についても土地の利用履歴報告は必要であり、ダイオキシン類の調査義務の有無について条例第81条の5第1項に基づき判断されます。

(1) 土地の利用履歴等の調査を行う範囲

土地の利用履歴等の調査は、掘削深度に関わらず形質変更の対象となる土地の全体について行います。

ただし、焼却炉の設置や、継続的かつ大規模な屋外焼却など、大気中に排出するかたちでダイオキシン類を発生させた履歴については、形質変更を行う土地を含む工場等の敷地であった土地の範囲について調査を行ってください。

(2) 調査の内容

調査に当たっては、報告すべき情報を把握しているにもかかわらず報告しなかったことが判明した場合には、虚偽報告（違反時には適正な報告の勧告、勧告違反の場合は氏名等公表）となりますので、調査は正確を期し、把握した情報は確実に報告してください。過去に工場があった場合など調査内容が複雑な場合は、必要に応じて知見を有する調査会社に委託する等、正確な調査ができるよう務めてください。

【土地の利用の履歴】

当該土地の過去に渡る工場・事業場の存在、埋設廃棄物の有無等の利用の履歴について、過去の住宅地図や航空写真、登記簿謄本（土地、建物、商業）、関係者からの聞き取り等により調査します。

調査は、農用地・山林が出現するまでさかのぼることとします。住宅地図や航空写真等の資料、関係者からの聞き取り等によっては農用地等までさかのぼって確認できない場合は、閉鎖登記簿謄本や旧土地利用台帳などを参考に土地の利用形態を確認します。

廃棄物の埋設の有無に関しては、航空写真による地形の変化などから可能性を把握する

とともに、現地での目視による状況調査や周辺住民への聞き取り調査等により確認します。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第15条の17の規定に基づく「地下に廃棄物がある土地の指定」の有無についても確認してください（大阪府又は大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市、東大阪市の廃棄物担当部署において指定区域の台帳を閲覧できます。）。

【工場・事業場における管理有害物質の使用等の履歴】

土地の履歴調査により、工場・事業場の存在が確認された場合には、次の方法により管理有害物質の使用等の履歴について把握します。

- ① 土地の所有者等関係者への聞き取りや大阪府工場便覧、商業登記簿謄本、社報などにより業種の特定を行います。
- ② 工場・事業場において、水濁法の特定施設、条例の届出施設、ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設について、大阪府又は各法令の権限を有する市町村の環境担当窓口等*において、届出の有無を確認します。下水道に排水を放流している事業場については、各市町村の下水道担当窓口において届出の有無を確認します。
- ③ ②のほか、業種から管理有害物質の使用の可能性が考えられる場合、製造工程の管理者・作業員、又は工場の責任者からの聞き取り、設備の台帳や管理の記録から管理有害物質の使用及び種類を確認します。聞き取りを行う際は、管理有害物質を使用する管理者、工場長等責任のあった者を含む複数の者を対象として聞き取り調査票（資料4（参考様式4））に基づき、実施します。

なお、焼却炉の設置や屋外焼却の履歴については、業種によらず調査を行う必要があります。

※大阪府では、ダイオキシン類対策特別措置法に係る特定施設情報については、ホームページで公開しております。水濁法の特定施設、条例の届出施設に係る特定施設情報については、担当窓口にお問い合わせください。

【埋設廃棄物に関する履歴】

土地の履歴調査により、工場・事業場の存在、又は廃棄物の埋設の事実が確認された場合には、埋設時期の土地の所有者（登記簿謄本などから特定）又は近隣の住民から、埋設した時期、廃棄物の性状（管理有害物質含有の有無）、埋設の範囲などを聞き取りにより確認します。

含まれていた管理有害物質の種類が不明の場合は、廃棄物による土壌汚染の可能性があるものとして、土壌汚染状況調査を行うか、まず廃棄物層の汚染状況を調査し、その結果をもとに、廃棄物による汚染の恐れを評価してください。廃棄物層の調査は、以下を参考に実施してください。

廃棄物層の調査の方法

<基本的な考え方>

(1) 廃棄物の内容物が確認されている場合

過去の調査や発生工程等の資料により、廃棄物に含まれる（可能性のある）管理有害物質が確認されている場合は、当該有害物質を土地利用履歴等報告書に記載する。

廃棄物に管理有害物質が含まれる可能性がない場合（以下の例参照）には、当該廃棄物には管理有害物質が含まれない旨を土地利用履歴等報告書に記載する。

例：がれき類等安定型産業廃棄物など特定有害物質の溶出のおそれがない場合、又は建設系廃棄物の木くず、紙くずなど性状から特定有害物質を含まないことが明らかな場合

過去の資料等から、発生工程において特定有害物質を使用していないことが明らかな場合

当該廃棄物の過去の分析結果において特定有害物質を含まないことが明らかな場合 等

(2) 廃棄物の内容物が不明の場合

原則として廃棄物層の調査を行うものとする。

調査の結果、廃棄物層底部及び滞留水にて管理有害物質が基準（土壌については溶出量基準及びダイオキシン類含有量基準、滞留水については地下水基準）を超えなければ、土地利用履歴報告書には使用等された管理有害物質は「なし」と記入する。

調査の結果、基準を超えた場合、その物質を土地利用履歴報告書に使用等された管理有害物質として記入する。

<廃棄物層の調査方法>

■調査区画 900㎡に1地点の調査を行う。

ただし、廃棄物の埋設状況が均質と考えられるなどの場合には、廃棄物層が最も厚いと考えられる地点など、廃棄物層の性状を代表すると考えられる1地点のみにおける調査も可とする。

■対象物質 廃棄物の性状等から想定される物質とする。

物質の想定が困難であれば、第一種特定有害物質（1,3-ジクロロプロペンを除く。）及び第二種特定有害物質とする。ただし、焼却残渣（焼却灰・燃え殻）については、第二種特定有害物質（ふっ素、ほう素を除く。）及びダイオキシン類とする。

■調査方法 ●廃棄物層内に滞留水がある場合は、廃棄物層底部の水質の調査を行う。

●廃棄物の溶出量調査・ダイオキシン類含有量調査は廃棄物層底部にて行う。

●揮発性有機化合物の場合は、廃棄物層表層からガス調査を行い、検出されなければ調査終了。検出されれば、検出された物質について上記と同様に、廃棄物の溶出量調査を廃棄物層底部にて行う。

■分析方法

●廃棄物層について

産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和48年2月17日環境庁告示第13号）を用い、土壌の溶出量基準値と比較する。ただし、ふっ素、ほう素の分析は、同告示の手法で検液を作成し、法に定める土壌の分析方法を適用する。

焼却残渣については、特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法（平成4年7月3日厚生省告示第192号）を適用する。

●滞留水について

法に定める地下水の検定方法により調査し、地下水基準値と比較する。

(3) 過去の土壌汚染に係る調査の実施状況

土地所有者への聞き取りなどにより過去の土壌汚染調査の実施の有無を把握し、土壌汚染調査結果がある場合はその報告書を入手し調査結果を把握します。

過去に実施した調査結果の存在を把握しているにもかかわらず、調査の有無を「なし」として報告した場合は、虚偽の報告として条例違反となりますのでご注意ください。

(4) 土地の利用履歴等調査結果報告書の作成

土地の利用履歴等調査結果について、【様式23の8】により報告します。調査結果の詳細は以下のとおり調査結果報告書としてとりまとめます。

【土地の利用の履歴】

土地の利用の履歴について、履歴の根拠とした住宅地図や航空写真、登記簿謄本などを明確に示した上で報告書に添付し、年表形式で整理します。

【工場・事業場における管理有害物質の使用等の履歴】

工場・事業場の有無を記載します。

工場・事業場が有る場合は、その名称及び業種を記載します。また、管理有害物質の使用の履歴がある場合は、わかる範囲内で管理有害物質の種類ごとに使用等の状況（場所、時期、使用方法）を記載します。

廃棄物焼却炉（ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設と同等以上の規模のもの）やダイオキシン類を含む可能性がある排水の処理施設が設置されていた場合には、使用等されていた管理有害物質の種類は「ダイオキシン類」とし、その規模（焼却能力又は火床面積）等についても調査して資料を添付します。

管理有害物質に関する事故があれば、その時期や場所、事故により排出された有害物質の種類などについて記載します。

【埋設廃棄物に関する履歴】

埋設廃棄物の有無を記載します。

廃棄物が埋立てられていた場合は、その時期、場所、廃棄物の性状（廃棄物層の調査結果を含む。）及び含まれている管理有害物質の種類について記載します。

【過去の土壌汚染に係る調査の実施状況】

土壌汚染に係る調査の実施の有無及び調査の実施時期、調査結果の概要、対策状況等について記載してください。また、自然由来汚染又は埋立用材由来汚染に関する調査結果等についても、所管自治体（埋立地の場合は埋立事業者）や文献、関係者への聴取等により情報の有無について確認し、情報がある場合には記載してください。

【添付資料】

土地利用履歴の根拠資料として、表4-1に示す資料を添付してください。

参考に、土壌汚染状況調査における地歴調査と、条例に基づく土地の利用履歴等調査との関係について、表4-2に示します。土地の利用履歴調査は、当該土地における土壌汚染状況調査の要否を判断するために必要な情報を調査します。地歴調査は、土壌汚染状況調査を実施する際に、調査対象地について土壌汚染のおそれの区分及び汚染のおそれが生じた位置（深度）を確定するために必要な情報を調査します。

表 4 - 1 土地の形質変更届出書及び利用履歴等報告書に添付する資料

	種類	留意事項
必須資料	位置図	対象となる土地を明示してください。
	敷地平面図 (現況図、形質変更実施図) 形質変更断面図、立面図等	現況図には形質変更が行われる範囲と敷地範囲を示すとともに、正確な土地形状がわかるよう、標高、縮尺、方角、建物等の構造物の位置、隣接地・接する道路との関係、舗装範囲等を図示してください。 形質変更実施図(施工図等)には、形質変更の方法がわかるよう、掘削部分(舗装工事を含む。)・盛土部分の区別を着色等により示すとともに、掘削する部分の深度を示し、必要に応じて断面図を添付してください。 掘削後に埋め戻す場合(地下配管工事等)は、最も深く掘削する時点の形状を示してください。
	土地登記事項証明書等土地の所有者等の所在が明らかとなる書面	土地所有者を確認するために必要です。写し可です。 土地登記事項証明書に記載されている土地の所有者が現在の状況と異なる場合は、現在の土地の所有者がわかる書類を併せて提出してください。 なお、土地の形質変更者と土地の所有者等が異なる場合は、土地の形質変更者は土地の所有者等に対して、土地の形質変更届出を行うことにより法に基づく対応が必要になる場合があることの説明を行ったことを示す書面(資料4(参考様式1又は2))を添付してください。
	【土地の形質変更届出書に土壤汚染状況調査結果を添付する場合】 土地の所有者等の同意書	法第4条第1項に基づく土地の形質変更届出書に法第4条第2項に基づく土壤汚染状況調査結果を添付して提出する場合、土地の形質変更者と土地の所有者等が異なるときには、土地の形質変更の場所を記載した書面(資料4(参考様式3(自署若しくは押印又は自署・押印がない場合は申出書を添付)))により土地所有者等の同意を得ることが必要です(写し可)。申出書は、土地の所有者等との問題が発生した場合に土地の形質変更実施者がすべて責任をもって対処することを申し出る書面です。
	公図	報告の対象となる土地を明示してください。必要に応じて、土地の実測平面図に地番ごとの土地の範囲を記載した図面を併せて添付してください。
利用履歴の根拠として必要な資料を添付	土地の閉鎖登記簿謄本 建物登記簿謄本 等	山林や農地などの土地利用、過去に土地や建物を所有していた事業者名称の根拠等として添付してください。なお、地目は土地の利用実態と異なる可能性があるため、土地利用の根拠資料としては地図や航空写真も併せて添付してください。
	商業登記簿謄本(法人登記事項証明書)、大阪府工場便覧、社報等	工場・事業場の業種を特定するために添付してください。 大阪府工場便覧は大阪府立中央図書館・中之島図書館にて閲覧できます。
	過去の国土地理院地図 過去の住宅地図	工場の有無、山林や農地等の土地利用の根拠資料として添付してください。大阪府内の住宅地図は概ね昭和30年代以降のものが大阪府立中央図書館・中之島図書館にて閲覧できます。
	過去の航空写真 現況写真	工場の有無、山林や農地等の土地利用の根拠資料として添付してください。 航空写真は概ね昭和20年代以降のものが国土地理院又は国土交通省のホームページにて閲覧できます。 現地調査を行った場合は調査者、調査日、写真撮影位置がわかる資料としてください。昭和52年以降に竣工した公有水面埋立地の場合、埋立着手が昭和52年3月14日の前か後かについてわかる資料を添付してください。
	工場施設配置図、排水経路図、配管図等	有害物質を使用等する施設の有無がわかるものとしてください。 焼却炉については、事業場敷地内における設置場所、及びその周囲の地表の舗装状態がわかるものとしてください。
	工場に関する各種届出書、許可申請書等	水質汚濁防止法、下水道法、条例の公害関係届出施設等の設置届出書、その他有害物質の使用に係る法令関係手続きの書類の写しを添付してください。
	関係者の聞き取り調査票	記録方法はp31を参照してください。(資料4(参考様式4))
	各種調査結果	(例) ・過去の土壤汚染調査結果 ・廃棄物の内容等(廃棄物処理法に基づく廃棄物が地下にある土地の指定台帳により確認可能)、及び含まれている管理有害物質の調査 ・埋立土砂、造成用搬入土の汚染状況の調査結果及び埋立施工記録等 ・当該地域における自然由来土壌汚染の調査結果、及び地質調査結果(自然由来汚染のある地層の分布状況を示すもの) 等
	その他必要な書類	上記の資料のほか、土壌汚染のおそれの有無を判断するにあたり必要と考えられる資料を適宜添付してください。

※写真・地図等を複写して利用する場合は著作権法上問題がないようにしてください。

表 4-2 土壤汚染状況調査の地歴調査と土地の利用履歴等調査との関係

調査内容	土地の利用履歴調査	地歴調査 (指定調査機関が実施)
土地利用履歴	○	○
有害物質の使用等の履歴	○	○
廃棄物の有無及びその性状等	○	○
過去の土壤汚染に関する調査結果	○	○
地表の高さの変更等に関する資料 (造成工事記録、開発許可関係書類等)		○
有害物質の埋設・飛散・流出・地下浸透に関する資料 (流出事故記録等)	○ ※1	○ ※2
有害物質の製造・使用・処理に関する資料 (施設構造図、配管・排水経路図、製造工程等)	○ ※1	○ ※2
有害物質の貯蔵・保管に関する資料	○ ※1	○ ※2
その他土壤汚染のおそれを推定するために 有効な情報	○ ※1	○ ※2

※1 調査対象の土地において土壤汚染のおそれがある土地の有無を判断するための資料
(調査対象の土地において有害物質が使用等されたか否かがわかれば可です。)

※2 調査対象の土地の内部において土壤汚染のおそれの区分を行うために必要な資料
(調査対象の土地の中のどこで有害物質が使用等されたかがわかることが必要です。)

(5) 形質変更を着手後に新たな履歴が判明した場合

形質変更に着手した後に、新たに法対象施設等や廃棄物の存在が判明したこと等により、事前に知ることのできなかった履歴が判明した場合には、当該土地の利用履歴等調査結果に追加して、再提出する必要があります。

(6) 廃棄物最終処分場の取り扱い

新たに廃棄物最終処分場を設置するために土地の形質変更を行う場合は、当該行為が3,000㎡以上の土地の形質変更(盛土・埋立のみの場合を除く。)に該当すれば、法の形質変更届出及び条例の土地の利用履歴等報告の対象になります。

埋立が終了し、竣工した廃棄物最終処分場(廃棄物処理法に基づく廃棄物処理施設として廃止されていない場合を含む。)において、3,000㎡以上の土地の形質変更を行う場合は、法の形質変更届出及び条例の土地の利用履歴等報告の対象になります。

なお、廃棄物最終処分場における廃棄物の埋立行為は、掘削を伴わないため、法及び条例に基づく形質変更の手続きの対象にはなりません。

また、土地の掘削により廃棄物が生じた場合は、廃棄物処理法に基づき適正に処理してください。

土地の利用履歴等調査報告書の作成例

土地の利用履歴等調査結果報告書

1. 件名 ○○マンション建設計画

2. 調査地 大阪府○○市○○町○番（地番）

地目 宅地

敷地面積 4,000㎡

今後の土地利用 共同住宅建設予定（敷地平面図参照）

3. 土地利用等履歴概要

○対象地の土地利用状況

登記簿、写真、地図、現地調査により調査を実施した。結果は次表のとおり。

年代	土地利用方法	所有者	地目	根拠資料
S30～50年頃	××市の一般廃棄物処分場	××市	田	航空写真、住宅地図、登記簿謄本
S50年～H5年	○○工業(株)の○○メッキ工場が操業	○○工業(株)	宅地	登記簿謄本、住宅地図、登記簿謄本
H5年～現在	H5年に工場を撤去し、以降、更地	H5～16年 △△不動産 H16～現在 ○○(株)	宅地	住宅地図、航空写真、登記簿謄本

○管理有害物質の使用状況

【S30～50年頃 ××市の一般廃棄物処分場】

- ・一般廃棄物の種類 : 家庭用ゴミ（××市○○課△△担当者への聞き取り）
- ・性状 : 泥状（ボーリング調査）
- ・含有管理有害物質 : 鉛・水銀（廃棄物層分析結果添付）

【S50年～H5年 ○○工業(株)】

- ・業種及び製造品 : 金属製品製造業、金属製金網
- ・水質汚濁防止法及び下水道法に基づく特定施設

届出日	施設種類	使用物質等	届出	
			種類	内容
S50.4.1	酸又はアルカリによる表面処理施設	塩酸2%水溶液	水質汚濁防止法 特定施設使用届	施設の設置
	電気めっき施設	六価クロム1%含有		
S60.3.21	酸又はアルカリによる表面処理施設	塩酸2%水溶液	水質汚濁防止法 特定施設変更届	使用の方法の変更
	電気めっき施設	鍍金材：亜鉛3%含有		
H1.2.28	酸又はアルカリによる表面処理施設	塩酸2%水溶液	下水道法 特定施設使用届	下水接続
	電気めっき施設	鍍金材：亜鉛3%含有		
H5.8.30	酸又はアルカリによる表面処理施設	塩酸2%水溶液	下水道法 特定施設廃止届	廃業のため施設廃止
	電気めっき施設	鍍金材：亜鉛3%含有		

- ・関係者への聞き取り（別添調査票参照）

S50～60年頃まで鍍金槽で六価クロム含有鍍金材を使用し、S60年以降亜鉛鍍金材に変更。その他、廃棄物の埋設、焼却炉の設置、PCB廃棄物の保管、事故による管理有害物質の飛散の情報はなし。

○自然由来汚染についての情報

所管自治体への確認、及び土地所有者への聴取の結果、自然由来汚染についての情報（当該地又は近隣における土壌汚染状況調査結果、地質調査結果等）はなし。

○水面埋立土砂由来汚染についての情報

埋立事業者、所管自治体、隣接土地の管理者等への聴取の結果、水面埋立土砂由来汚染についての情報（当該地又は近隣における土壌汚染状況調査結果、地質調査結果、埋立施工区画及び埋立時期、埋立材受入時の汚染に関する情報）はなし。

4. 土壌汚染の可能性等の所見

年代	土地利用方法	土壌汚染の可能性等	根拠資料
S30～50年頃	××市の一般廃棄物処分場	廃棄物層に鉛、水銀が含有しており、「汚染のおそれあり」	廃棄物層分析結果
S50年～H5年	〇〇工業㈱の〇〇メッキ工場が操業	S50～60年ごろ、鍍金材に六価クロム含有しており、「汚染のおそれあり」	関係者聞き取り調査票 鍍金材成分表
H5年～現在	H5年に工場を撤去し、以降、更地	汚染のおそれあり	—

以上の土地利用履歴等調査の結果、対象地は鉛、水銀（S30～50年頃 ××市の一般廃棄物処分場）、六価クロム化合物（S50年～H5年 〇〇工業㈱）の汚染の可能性が考えられ、他の管理有害物質による土壌汚染のおそれはないものと判断する。

工場・事業場における管理有害物質の使用等聞き取り調査票

対象となる工場・事業場の名称及び業種	〇〇工業株式会社（金属製品製造業）	
実施日	××年 ×月 ×日（月）	
ヒアリング実施者	〇〇調査会社 △△ △△	
ヒアリング対象者の役職・氏名等	〇〇工業株式会社 工場長 〇〇 〇〇	
ヒアリング対象者の選定理由	対象事業所の工場長であり、操業内容を十分把握しているため	
ヒアリング内容	ア 主な製造製品及び製造工程	
	製品： 金属製金網 工程： 原料－表面処理－水洗－鍍金－水洗	
	イ 管理有害物質の種類	
	管理有害物質の種類（使用していた原材料や薬品）	・ 六価クロム（鍍金材：成分表添付）
	ウ 管理有害物質の取り扱い状況	
	・ 使用・保管場所 ・ 使用時期・使用方法	・ S50～60年頃まで鍍金槽で使用。 S60年以降亜鉛鍍金材に変更。 ・ 焼却炉は設置していない。PCB廃棄物は保管していない。
	エ 管理有害物質の排出状況	
	・ 排ガス、排水等の状況及び処理施設の概要 ・ 廃棄物の埋立て状況	・ 表面処理、鍍金後の水洗槽からの排水を中和処理後、放流 ・ 廃棄物の埋立てはない。
	オ 管理有害物質に係る事故の状況	
	無し	
カ 過去の土壌汚染状況調査の実施状況		
無し		
キ 自然由来汚染、水面埋立土砂由来汚染に関する情報		
無し		

※参考資料がある場合は添付してください。

4-4 形質変更を行う場合の土壤汚染状況調査

(1) 特定有害物質の調査

条例第81条の5第1項に基づく土地の利用履歴等調査結果の報告を受けた場合、知事は、当該土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがある土地（法規則第26条）に該当するかどうかについて、本履歴報告やその他の公的書類から判断します。法規則第26条に該当する場合には、知事は法第4条第3項に基づき、土地の所有者等に対し、土地の掘削部分において土壤汚染状況調査を実施するよう命令します。命令を受けた土地の所有者等は、指定調査機関に土壤汚染状況調査を実施させ、その結果を知事に報告しなければなりません【法様式7】。

(2) ダイオキシン類の調査

土地の利用履歴等調査やその他の公的書類から、廃棄物焼却炉やパルプ製造等の施設が過去に設置されていた場合や、ダイオキシン類を含む廃棄物等を処理していた場合等（下記参照）は、土地の所有者等は、条例第81条の5第2項の規定により、土地の形質変更（掘削及び盛土）を行う部分においてダイオキシン類の土壤汚染状況調査を指定調査機関に実施させ、その結果を知事に報告しなければなりません【条例様式23の9】。

ダイオキシン類の調査の要否等については、所管自治体に確認してください。

ダイオキシン類の調査が必要な土地

以下のいずれかに該当する土地（後述のA～Cに該当する土地を除く。）であること。

- ① ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設に相当する施設のうち、ダイオキシン類を発生する種類のものが稼動していた土地
例：ダイオキシン類対策特別措置法施行前に廃止された焼却能力50kg/hの廃棄物焼却炉は同法対象施設に相当する規模の施設であるため対象。
ダイオキシン類を含む排水を処理しない終末下水処理場は、ダイオキシン類を発生しないため対象外。
- ② 廃棄物処理法に規定する特別管理産業廃棄物又は特別管理一般廃棄物（液体で100pg-TEQ/L超過、その他は3ng-TEQ/g超過）に相当する濃度のダイオキシン類を含む廃棄物を継続的に処理していた土地（大規模かつ継続的な野焼き行為が行われていた場合はこれに該当すると判断してください）。
- ③ 埋立廃棄物が土壌と直接接しており、当該廃棄物中のダイオキシン類が1,000 pg-TEQ/gを超過している土地
- ④ 土壌調査により、ダイオキシン類が指定基準に適合しないことが判明している土地
- ⑤ 水面埋立土砂由来のダイオキシン類の土壤汚染のおそれがある土地（過去に水面埋立土砂由来と判断される調査結果がある場合又はダイオキシン類汚染のある水面埋立土砂が使用され、調査対象地に同じ性状の水面埋立土砂の分布が明らかであること等）

<ダイオキシン類の調査を必要としない土地>

- A 排ガスを排出する施設、又は固形廃棄物を継続的に処理していた場合において、地表にコンクリート等の舗装が施されていた土地
- B ダイオキシン類による土壤汚染の除去措置が行われた土地
- C 調査によりダイオキシン類による汚染がないことが確認されている土地

(3) 試料採取等対象物質

調査の対象となる土地における土壌汚染のおそれを把握するため、過去の土壌汚染状況調査の結果や、管理有害物質の埋設、地下浸透、使用、貯蔵等の履歴、自然由来や水面埋立土砂由来の汚染に関する情報等について地歴調査を行い、その結果を踏まえ、調査対象物質を選定する必要があります。

なお、特定有害物質については、試料採取等対象物質は知事が法第4条第3項に基づき調査するよう命じた物質のみとすることができますが、当該命令対象の物質以外に汚染のおそれのある物質が判明した場合は、それらの物質も調査の対象としてください。

(4) 調査対象範囲

土壌汚染状況調査の対象範囲は、最大形質変更深さのうち最も深い位置の深さより1mを超える深さの位置については、当該土壌を採取しないことができます。

(5) 調査結果の報告の期限

当該土地において法第4条第3項の調査命令が発せられた場合は、当該命令に記載された期日(原則として120日以内)までに土壌汚染状況調査結果を報告しなければなりません。

条例第81条の5第2項に基づくダイオキシン類の調査が必要な場合、報告期限について条例の規定はありませんが、各所管自治体の指導に従い一定の時期までに報告してください。

(6) 土地の形質変更の着手について

法第4条第3項に基づき調査命令を受けた場合、又は条例に基づく土壌汚染状況調査が必要な場合には、土地の形質の変更が行われることにより土壌汚染状況調査の適正な実施に支障が生じる可能性があることから、当該調査を終了し、所管自治体に調査結果を報告して内容の確認を受けるまで、土地の形質変更には着手しないでください。

調査の結果、特定有害物質又は管理有害物質によって汚染されている土地と評価された場合には、当該土地は要措置区域等又は管理区域として指定され、形質変更や汚染土壌の搬出について規制を受けることとなります。指定前に形質変更着手している場合は、指定の日から起算して14日以内に形質変更を届出しなければなりません。更に、届出内容から形質変更に伴う汚染の拡散により人の健康被害が生じるおそれがあると知事が認める場合は、汚染の状況の調査、汚染除去等の措置が必要になりますので、汚染が確認された場合は、区域の指定を受け、要措置区域等又は管理区域に係る形質変更届出等の必要な手続を経るまで、土地の形質変更には着手しないか、各所管自治体と十分協議してください。

第5章 土壤汚染状況調査の方法

5-1 土壤汚染状況調査の実施及び報告について

(1) 関係者間の意思疎通について

法又は条例に基づく調査及び措置は、それぞれ、表5-1の右欄に示す者が実施しなければなりません。関係者間で十分に意思疎通を図ってください。

特に、形質変更者と土地の所有者等が異なる場合には、土地の所有者等に対して、調査や対策などの法的義務が生じる場合があることについて十分説明し、了解を得てください。

表5-1 法又は条例に基づく調査又は措置等の義務を負う者

調査又は措置等	義務を負う者
土壤汚染状況調査の委託、報告	土地の所有者等
土壤汚染状況調査の実施	土地の所有者等の委託を受けた指定調査機関
法第3条第7項に基づく土地形質変更届出	土地の所有者等
法第4条第1項に基づく土地形質変更届出	形質変更者（工事発注者）
条例第81条の4第5項に基づく土地利用履歴報告	土地の所有者等
条例第81条の5第1項に基づく土地利用履歴報告	形質変更者（工事発注者）
条例第81条の6第1項に基づく土地利用履歴報告	形質変更者（工事発注者）
法又は条例に基づき指示された計画書の提出等	土地の所有者等又は汚染原因者

(2) 調査計画書の提出

調査を実施する前（遅くとも試料採取を行う前まで）には、知事と協議した上で、調査計画書を提出し、調査対象物質や試料採取地点等が適切かどうかについて確認してください。

(3) 調査結果の報告

土地の所有者等は、土壤汚染状況調査を指定調査機関に行わせ、その結果を知事に報告しなければなりません。

土壤汚染状況調査の報告は、土壤汚染状況調査結果報告書【法3_8項】【法4_2項】【法4_3項】【法様式7】、【条例81の4_1項】【条例様式23の3】、【条例81の4_6項】【条例様式23の7の2】、【条例81の5_2項】【条例様式23の9】、【条例81の6_2項】【条例様式23の9の2】、【条例81の6_3項】【条例様式23の10】により行ってください。

(4) 報告された結果の公表

提出された報告書等は公文書となりますので、情報公開請求があった場合には、個人情

報に係る部分等、非公開とすべき情報を除いて公開の対象となります。

なお、土壌や地下水の汚染が判明した場合には、調査を行った者（事業者、土地の所有者等）において、周辺地域の住民等に対して、その汚染の状況や対策内容等について情報提供や説明を行うなど、リスクコミュニケーションの実施に努めてください。

（５） 調査結果の保管と引き継ぎ

土地の所有者等は、法又は条例に基づく土壌汚染状況調査結果について、結果を記録し、当該記録を保管し、また、土地の所有者等に変更があった場合には当該結果を引き継がなければなりません【条例81の6の2】。

これらの記録は、その土地の土壌汚染に関する履歴情報として非常に重要な根拠資料となります。

（６） 調査対象地の起点について

調査対象地の区画を定め、試料採取地点を確定するための起点については、平成14年国土交通省告示第9号で定義される平面直角座標系（6系）の値、若しくは緯度経度により位置情報を記載してください。この起点が不明確な場合は、対策実施や土地利用時に測量のやり直しが必要になる場合があります。

5-2 地歴調査、試料採取等の方法

土壌汚染状況調査では、地歴調査により収集した情報をもとに、調査対象地を汚染土壌が存在するおそれに応じて3種類の区分に分類します。この区分により土壌の採取方法が異なります。また、試料採取等対象物質により採取及び分析方法が異なります。

（１） 地歴調査の方法

過去の土壌汚染状況調査の結果、管理有害物質の飛散・埋設・地下浸透・使用・貯蔵等の具体的な状況、自然由来や水面埋立土砂由来の汚染に関する情報等について情報を収集して、試料採取等対象物質の選定、調査対象地の汚染のおそれの区分、試料採取を行う深度（汚染のおそれの生じた位置）の把握を行う必要があります。

第4章の土地の利用履歴等調査結果報告の内容を含め、管理有害物質の取扱場所や排水管の敷設場所などのより詳細な情報の収集が必要です。必要な情報は、事業者、過去の土地所有者、関係行政などの関係者から入手するよう努め、その入手の経過については具体的に地歴調査結果に記録してください。なお、把握しているにもかかわらず地歴情報として報告しない情報が判明した場合には、虚偽報告（違反時には勧告、勧告に従わないときは氏名又は名称等の公表）となりますので、調査は正確を期し、把握した情報は確実に報告してください。

（２） 調査対象物質が特定有害物質の場合の試料採取等の方法

調査対象物質が特定有害物質の場合、土壌汚染状況調査の方法は、法規則又は条例規則、及び法施行通知の考え方にに基づきます。

ア 調査対象地の土壌汚染のおそれの把握【法規則3の2】【条例規則48の5の2】

土壌汚染状況調査の対象となる土地について、土地の利用状況及び特定有害物質の使用等の状況を把握し、汚染土壌が存在するおそれに応じて、次の3種類の区分に分類します。

① 汚染土壌が存在するおそれがないと認められる土地

⇒ 有害物質使用特定施設等の敷地から、その用途が全く独立している状態が継続している土地（有害物質使用特定施設等の設置時点から社員寮であった土地など）又は、平成24年6月以降に設置された水質汚濁防止法（以下「水濁法」という）第12条の4の環境省令で定める基準に適合する有害物質使用特定施設において水濁法第14条第5項の規定による点検が適切に行われることにより、管理有害物質を含む水が地下へ浸透したおそれがないことが確認されている場合にあっては、当該有害物質使用特定施設における地下浸透防止措置が行われている範囲の土地（当該有害物質使用特定施設に起因する土壌汚染に限る。）を指します。

② 汚染土壌が存在するおそれが少ないと認められる土地

⇒ 直接的に有害物質の使用等を行っている土地ではないが、有害物質使用特定施設等及びその関連施設の敷地から、その用途が全く独立しているとはいえない土地を指します。

③ その他の土地（汚染土壌が存在するおそれが比較的多いと認められる土地）

⇒ ①及び②以外の土地は、土壌汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地であり、例えば、直接的に有害物質が飛散、埋設された、又は有害物質を使用、貯蔵等を行ったことがある土地等を指します。

この3種類の区分の方法は、法及び条例ともに同様です。

なお、自然由来、若しくは公有水面埋立地において水面埋立土砂由来の土壌汚染のおそれがある場合は、調査対象地のうち該当する区画について、特別な調査方法が適用されます【法規則3_6項、10の2、10の3】【条例規則48の12の2、48の12の3】。例えば、以下のような場合が該当しますが、調査対象地の状況により総合的に判断する必要がありますため、所管自治体にご相談ください。

自然由来若しくは水面埋立土砂由来の汚染のおそれがあると判断されるケース

【自然由来の汚染のおそれがあると判断されるケース】

- ・調査対象地で過去に自然由来と判断される土壌汚染状況調査結果があり、当該地層が現在も残存している場合。
- ・自然由来と判断される調査データ（調査対象地の近傍における土壌汚染状況調査結果等）があり、当該地層と同じ性状の地層が調査対象地においても地下10m以内に分布していることが判明している場合。

【公有水面埋立地において水面埋立土砂由来の汚染のおそれがあると判断されるケース】

公有水面埋立地（土地登記より確認可能）であって、以下①～③のいずれかに該当すること。

- ①調査対象地で過去に水面埋立土砂由来と判断される土壌汚染状況調査結果がある場合。

- ②近傍の埋立地において水面埋立土砂由来と判断される土壤汚染状況調査結果があり、調査対象地においても同じ性状の水面埋立土砂によって埋立が行われたことが明らかであること。
- ③指定基準を超過する水面埋立土砂が使用され、調査対象地に同じ性状の水面埋立土砂が分布していることが明らかであること。

イ 試料採取等を行う区画の選定及び試料採取【法規則 4～8】 【条例規則48の 6～10】

調査対象地を、敷地の最も北（当該地点が複数ある場合にはそのうち最も東）にある地点を起点として、東西方向、南北方向に10m間隔で引いた線により格子状に区画（以下「単位区画」という。）します。また、この線に平行に30m間隔で引いた線により分割された格子（以下「30m格子」という。）に区画します。

なお、法第3条第8項、法第4条第2項、第3項、条例第81条の4第6項、条例第81条の5第2項及び条例第81条の6第2項、第3項の形質変更が行われる土地に係る土壤汚染状況調査については、複数の調査対象地の起点のうち最も北（当該地点が複数ある場合にはそのうち最も東）にあるものを、すべての調査対象地に共通する一の起点として、単位区画を設定することもできます【法規則 5_1 項】 【条例規則48の 7_1 項】。

土壤汚染状況調査の対象地の敷地内において過去に行った土壤汚染状況調査があるときは、当該過去に行った土壤汚染状況調査の対象地を区画した際に引いた線及び当該線を延長した線により、土壤汚染状況調査の対象地を区画することもできます【法規則 5_2 項】 【条例規則48の 7_2 項】。

(7) 第一種特定有害物質

第一種特定有害物質（揮発性有機化合物）については、土壤ガス調査を実施します。土壤ガス調査は「汚染土壤が存在するおそれがあると認められる土地」では単位区画に1地点、「汚染土壤が存在するおそれが少ないと認められる土地」では30m格子に1地点で実施します。また、試料採取等対象物質は、使用等を行っていた特定有害物質及びその分解生成物となります。

土壤ガス調査により特定有害物質が検出された場合は、単位区画が連続する範囲（以下「検出範囲」という。）ごとに、土壤汚染が存在するおそれが連続する他の単位区画と比較して多いと認められる単位区画の地点（以下「代表地点」という。）において試料採取等を行います。ここで、「単位区画が連続する範囲」とは、単位区画の4辺及び4頂点のいずれかが他の単位区画と接していることをもって連続しているものとし、「連続する他の単位区画」とは、単位区画の周囲にある最大8つの単位区画のことを指します。

試料採取等の対象は、土壤ガスが検出された試料採取等対象物質のほか以下の有害物質となります。

- ① 当該試料採取等対象物質が調査対象地において使用等の取り扱いが行われたもの（使用等特定有害物質）である場合
 - ・使用等特定有害物質の分解生成物
 - ・分解生成物である場合は、親物質及びその分解生成物

- ② 当該試料採取等対象物質が使用等特定有害物質の分解生成物である場合
- ・当該使用等特定有害物質及びその分解生成物

表5-2 分解等により生成するおそれのある特定有害物質の種類（分解生成物）

特定有害物質の種類	分解生成物
四塩化炭素	ジクロロメタン
1,1-ジクロロエチレン	クロロエチレン
1,2-ジクロロエチレン	クロロエチレン
テトラクロロエチレン	クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、 1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン
1,1,1-トリクロロエタン	クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン
1,1,2-トリクロロエタン	クロロエチレン、1,2-ジクロロエタン、 1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン
トリクロロエチレン	クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、 1,2-ジクロロエチレン

なお、公有水面埋立地において水面埋立土砂由来の汚染のおそれがある場合には、30m格子の1地点において、10mまで（帯水層の底が10m以内にある場合は、当該帯水層の底まで）のボーリング調査を実施し、土壌溶出量を測定します【法規則10の3】【条例規則48の12の3】。

ただし、いずれの調査においても、法第3条第8項、法第4条第3項に規定する命令又は同条第2項の規定、条例第81条の4第6項、若しくは条例第81条の6第2項、第3項に基づき土壌汚染状況調査を行う場合、最大形質変更深さのうち最も深い位置の深さより1mを超える深さの位置については、当該土壌の採取を行わないことができます。

(イ) 第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質

第二種特定有害物質（重金属類）及び第三種特定有害物質（農薬類）については、土壌を採取して測定します。重金属類については、土壌溶出量と含有量の両方を測定します。農薬類については、土壌溶出量のみを測定します。

「汚染土壌が存在するおそれが比較的多いと認められる土地」においては、単位区画の1地点で試料採取し1検体として分析します。

「汚染土壌が存在するおそれが少ないと認められる土地」においては、30m格子の5つの単位区画で試料採取を行い、試料を均等に混合し1検体として分析します。

試料採取の深度は、汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ50cmまでの土壌を採取します（試料採取の深度が深さ10m以内にある場合）。ただし、汚染のおそれが生じた場所が地表又は不明の場合は、表層の土壌（0～5cm）と5～50cmまでの土壌を採取し、均等に混合します。

なお、自然由来の汚染のおそれがある場合には、調査対象地の中で最も離れた2地点（当該2地点が900m四方内に含まれない場合は、900m四方ごとに最も離れた2地点）を含む単位区画が属する30m格子内の1地点（調査対象地内又は900m四方ごとに2地

点)において、深度10mまでのボーリング調査を実施し、汚染のおそれがあると考えられる地層(不明の場合は表層、地下1~10mの1mおきのすべての深度)の土壌を採取し、土壌溶出量及び含有量を測定します【法規則10の2】【条例規則48の12の2】。自然由来盛土等は、30m格子ごとに試料採取が必要ですが、当該土壌の汚染状態が均一であるとみなすことができる場合は、いずれかひとつの30m格子で試料採取等を行うことができます。

また、公有水面埋立地において水面埋立土砂由来の汚染のおそれがある場合には、30m格子の1つの単位区画において、深度10mまで(帯水層の底が10m以内にある場合は、当該帯水層の底まで。埋立層等の位置が明らかである場合は当該範囲内の土壌)のボーリング調査を実施し、土壌溶出量及び含有量を測定します【法規則10の3】【条例規則48の12の3】。

ただし、いずれの調査においても、法第3条第8項、法第4条第3項に規定する命令又は同条第2項の規定、条例第81条の4第6項若しくは条例第81条の6第2項、第3項に基づき土壌汚染状況調査を行う場合、最大形質変更深さのうち最も深い位置の深さより1mを超える深さの位置については、当該土壌の採取を行わないことができます。

ウ 試料採取等の結果の評価【法規則9】【条例規則48の11】

法又は条例に基づく土壌汚染状況調査の結果、土壌の特定有害物質(管理有害物質)による汚染状態が基準に適合しなかった単位区画の区域は、下記の区分のとおり特定有害物質(管理有害物質)によって汚染されている土地と評価します。

【第一種特定有害物質(管理有害物質)】

土壌ガス調査で第一種特定有害物質が検出されたか否かによって評価し、検出された場合は、検出範囲の代表地点のボーリングによる土壌溶出量調査を実施した結果に基づき、検出範囲ごとに、表5-3のとおり評価します。なお、ボーリング調査は省略することができますが、汚染されているとみなす評価になります(「エ 試料採取等を行う区画の選定及び試料採取の省略」参照)。

表5-3 第一種特定有害物質の汚染状態の評価

○：基準適合

調査結果		評価	
ガス調査で不検出		○	
ガス調査で検出	ボーリング調査を実施しなかった検出範囲	検出範囲の区域内の代表地点と同じ汚染状態	
	代表地点のボーリング調査の結果	全地点、全深度で溶出量基準適合	○
		いずれかの地点のいずれかの深度で溶出量基準不適合 ただし全結果で第二溶出量基準適合	溶出量基準不適合 第二溶出量基準適合
		いずれかの地点のいずれかの深度で第二溶出量基準不適合	第二溶出量基準不適合

【第二種・第三種特定有害物質（管理有害物質）】

土壌溶出量調査又は土壌含有量調査の結果に基づき、単位区画ごとに、以下のとおり評価します。なお、調査は省略することができますが、汚染されているとみなす評価になります（「エ 試料採取等を行う区画の選定及び試料採取の省略」参照）。

- 土壌溶出量基準に適合しなかった場合・・・土壌溶出量基準に適合しない土地
- 第二溶出量基準に適合しなかった場合・・・第二溶出量基準に適合しない土地
- 土壌含有量基準に適合しなかった場合・・・土壌含有量基準に適合しない土地

また、自然由来の汚染のおそれがある場合は、2地点のボーリング調査の結果により、土壌の特定有害物質（管理有害物質）による汚染状態は、溶出量基準、含有量基準のそれぞれについて、表5-4のとおり評価します【法規則10の2】【条例規則48の12の2】。

なお、調査の省略について、自然由来の汚染のおそれの場合は、ボーリング調査対象の2地点のうち、少なくとも1地点で第二溶出基準以下であることを確認しなければ、調査省略できませんので、注意してください。

表5-4 自然由来の汚染のおそれがある場合の評価

（溶出量基準、含有量基準のそれぞれについて、以下の方法で評価する。）

試料採取等の結果		評 価		
○；すべての深度で基準適合 ×；いずれかの深度で基準不適合		○；基準適合評価 ×；基準不適合評価		
A地点	B地点	A地点を含む 30m格子 A'	B地点を含む 30m格子 B'	A'、B'以外の 30m格子
○	○	○	○	○
○	×	○	×	×（※）
×	×	×	×	×（※）
×	（省略）	×	×	×（※）

※ 追加ボーリング調査により、すべての深度で溶出量基準又は含有量基準に適合した場合には、当該追加調査地点の30m格子は、溶出量基準又は含有量基準に適合と評価（絞込み調査）。

また、公有水面埋立地において水面埋立土砂由来の汚染のおそれがある場合は、調査を実施した30m格子ごとに、以下のとおり評価します【法規則10の3_2項】【条例規則48の12の3_2項】。

- 土壌溶出量基準に適合しなかった場合・・・土壌溶出量基準に適合しない土地
- 土壌含有量基準に適合しなかった場合・・・土壌含有量基準に適合しない土地
- 第二溶出量基準に適合しなかった場合・・・第二溶出量基準に適合しない土地

（一般管理区域）

エ 試料採取等を行う区画の選定及び試料採取の省略【法規則13、13の2、14、14の2】【条例規則48の15、48の15の2、48の16、48の16の2】

試料採取等の実施を一部省略することができますが、その場合は汚染土壌が存在するおそれがないと認められる単位区画、基準への適合が確認された単位区画等を除いた調査対象地について、以下のとおり評価します。

【第一種・第三種特定有害物質】

第二溶出量基準に適合しない土地

ただし、昭和52年3月15日以降に造成が開始された公有水面埋立地において水面埋立土砂由来の汚染のおそれがある場合は、溶出量基準及び土壌含有量基準に適合せず、第二溶出量基準に適合する土地

【第二種特定有害物質】

第二溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しない土地

ただし、昭和52年3月15日以降に造成が開始された公有水面埋立地において水面埋立土砂由来の汚染のおそれがある場合は、溶出量基準及び土壌含有量基準に適合せず、第二溶出量基準に適合する土地

なお、人為由来汚染のおそれがある場合において、30m格子内の5つの単位区画の試料の調査を省略する場合において、後に単位区画ごとの調査を実施する可能性がある場合は、等量混合前の採取試料を保存し、単位区画ごとの調査の際には当該混合前の試料を分析するようにしてください。

(3) 試料採取等対象物質がダイオキシン類の試料採取等の方法

調査対象物質がダイオキシン類の場合は、調査対象地の土壌汚染が存在するおそれの区分については特定有害物質と同じですが、その区分に分類する考え方は特定有害物質とは異なります。また、試料採取等を行う区画の選定及び措置の実施の方法は3種類あり、いずれかの方法を選択し調査を実施します。

ただし、条例第81条の4第6項、条例第81条の5第2項若しくは条例第81条の6第2項、第3項に基づき土壌汚染状況調査を行う場合、最大形質変更深さのうち最も深い位置の深さより1mを超える深さの位置については、当該土壌の採取を行わないことができます。

ア 調査対象地の土壌汚染のおそれの把握【条例規則48の4】

土壌汚染状況調査の対象となる土地について、土地の利用状況及びダイオキシン類の発生、処理の状況を、調査実施者が容易に入手することができる範囲内（土地の利用履歴等調査結果報告書【条例様式23の8】、ダイオキシン特定施設等（ダイオキシン特定施設のほか、ダイオキシン類対策特別措置法の施行前に廃止され法対象外であるが種類や規模がダイオキシン特定施設に相当するものをいう。以下同じ。）の届出書類（施設の設置場所、使用期間など）、事故等の履歴など）で把握した情報により、土壌汚染が存在するおそれに応じ、次の3種類の区分に分類します。

① 汚染土壌が存在するおそれがあると認められる土地

- a ダイオキシン特定施設等、ダイオキシンを含む汚水に係る処理施設・配管[※]、又はダイオキシン類の発生又は処理の可能性がある施設が設置されている土地、若しくはダイオキシン類を含む廃棄物^{※※}等が埋設された土地
- b aのうち焼却灰の飛散の可能性がある施設等から5mまでの土地

（③の土地は除く。）

② 汚染土壌が存在するおそれが少ないと認められる土地

a ①及び③以外の土地

③ 汚染土壌が存在するおそれがないと認められる土地

a ダイオキシン特定施設等の供用開始時から建築物（屋根及び壁を有するもの）により、① a の土地から隔離されている土地

b ダイオキシン類により土壌を汚染する経路が大気経由である場合において、舗装等（少なくともダイオキシン特定施設等から 5 m の範囲において舗装されていることを要する。）により、飛散した焼却灰が土壌へ浸透する可能性がないと考えられる土地

※ 架空配管のうち、破損等が無く漏洩の可能性が低い場合は、「汚染土壌が存在するおそれが少ないと認められる土地」に区分する。

※※ 1,000pg-TEQ/g を超える場合に該当するものとする。

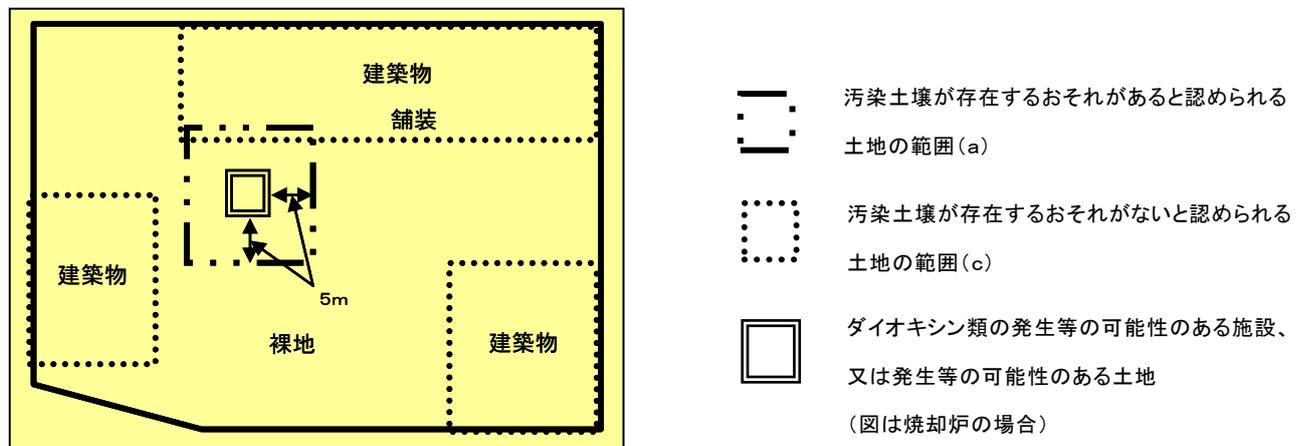


図 5 - 1 土壌汚染のおそれの区分

なお、公有水面埋立地において水面埋立土砂由来のダイオキシン類汚染のおそれがある場合は、基本的に、調査対象地のすべてを汚染のおそれのある土地とみなし、特別な調査方法（公有水面埋立地において水面埋立土砂由来の第二種・第三種特定有害物質の汚染のおそれがある場合の方法）が適用されます【**条例規則48の12の3**】。例えば、以下のような場合が該当しますが、調査対象地の状況により総合的に判断する必要があるため、所管自治体にご相談ください。

水面埋立土砂由来の汚染のおそれがあると判断されるケース

公有水面埋立地（土地登記より確認可能）であって、以下①～③のいずれかに該当すること。

- ① 調査対象地で過去に水面埋立土砂由来と判断される土壌汚染状況調査結果がある場合。
- ② 近傍の埋立地において水面埋立土砂由来と判断される土壌汚染状況調査結果があり、調査対象地においても同じ性状の水面埋立土砂によって埋立が行われたことが明らかであること。
- ③ 指定基準を超過する水面埋立土砂が使用され、調査対象地に当該水面埋立土砂が分布していることが明らかであること。

イ 試料採取等を行う区画の選定【条例規則48の6】

(7) 区画の分割

調査対象地を、5-2(2)イと同様の「30m格子」と、区画数が最も少なくなるように「単位区画」の線に平行に30m間隔で引いた線で囲まれた区画（以下「30m区画」という。）に分割します。

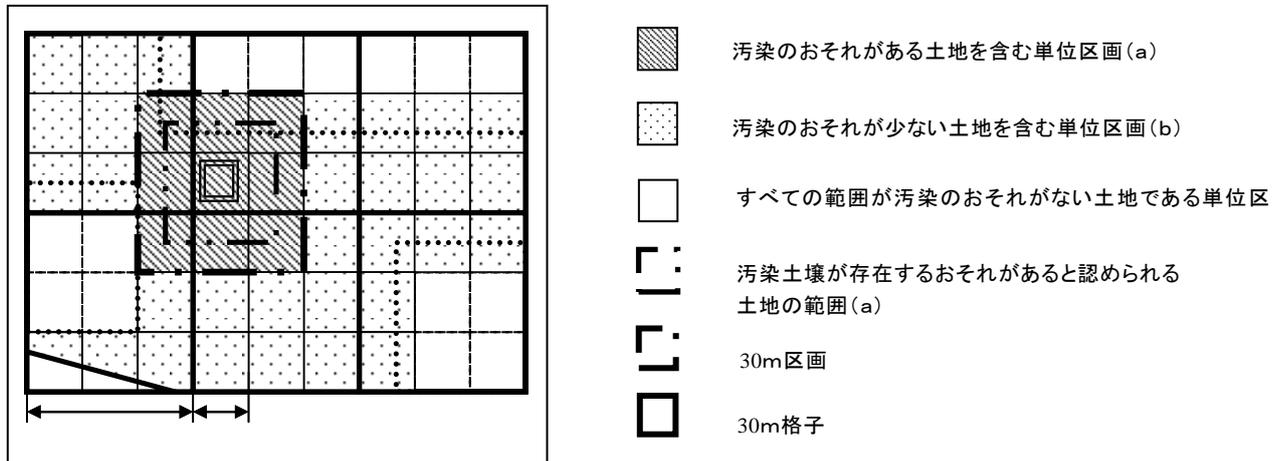


図5-2 試料採取等を行う区画の設定

(4) 区画の選定

「汚染土壌が存在するおそれがあると認められる土地」及び「汚染土壌が存在するおそれが少ない土地」を含む単位区画を試料採取等区画とします。

①調査方法1 (STEP 1)

「汚染土壌が存在するおそれがあると認められる土地」を含む30m区画において試料採取等区画の数が5以下の場合をすべてを、6以上の場合はそのうちいずれか5の試料採取等区画を試料採取の対象とします。

②調査方法2 (STEP 2)

方法1により試料対象とした区画、及び30m区画における土地以外の「汚染土壌が存在するおそれが少ない土地」を含む30m格子において試料採取等区画の数が5以下の場合をすべてを、6以上の場合はそのうちいずれか5の試料採取等区画を試料採取の対象とします。

③調査方法3

「汚染土壌が存在するおそれがあると認められる土地」及び「汚染土壌が存在するおそれが少ない土地」を含むすべての単位区画を試料採取の対象とします。

なお、公有水面埋立地において水面埋立土砂由来のダイオキシン類汚染のおそれがある場合は、第二種・第三種特定有害物質の水面埋立土砂由来汚染の場合と同じ方法で実施します【条例規則48の12の3】。

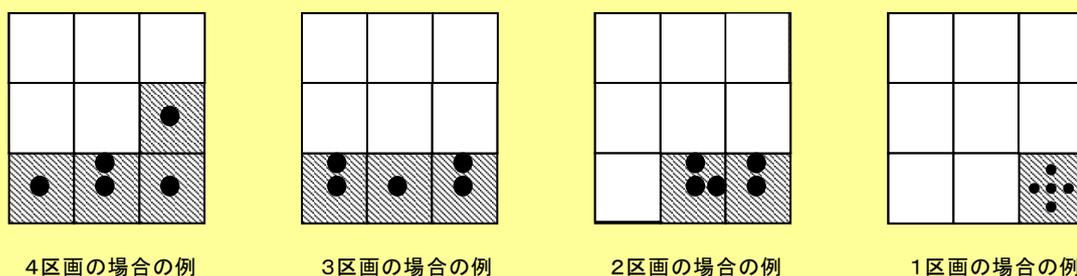
ウ 試料採取等の実施に関する規定【条例規則48の8、48の9】

(7) 試料採取等の実施

調査方法1及び2 (STEP 1-1、STEP 2-1)

イにより試料採取の対象とした試料採取等区画の中心（土壤汚染のおそれの区分に際し入手した情報により“汚染土壤が存在するおそれがある”と認められる部分がある場合は、当該部分における任意の地点。以下「試料採取地点」という。）において、ダイオキシンによる汚染のおそれが生じたと考えられる深度の土壤（地上において汚染のおそれが生じた場合、又は汚染のおそれが生じた位置が不明の場合は表層（地表から深さ5cmまで）の土壤）を採取します。ただし、試料採取地点で土壤を採取することが困難である場合には、当該試料採取等区画内の任意の地点で採取することができます。試料採取は30m区画、又は30m格子内において5地点混合（採取地点ごとの土壤を等重量混合する）方式で行い、採取した試料の含有量を測定します。

試料採取等の対象とした単位区画が、4以下の場合の試料採取等の考え方



試料採取等区画が4の場合	→	試料採取地点4地点といずれか1の試料採取等区画内の任意の1地点
試料採取等区画が3の場合	→	試料採取地点3地点といずれか2の試料採取等区画内の各任意の1地点
試料採取等区画が2の場合	→	試料採取地点2地点と一方の試料採取等区画内の任意の1地点と別の試料採取等区画内の任意の2地点
試料採取等区画が1の場合	→	試料採取地点1地点とその試料採取等区画内の任意の4地点

図5-3 試料採取等の実施の考え方

調査方法3

イにより試料採取の対象とした試料採取等区画において試料採取地点1地点とその試料採取等区画内の任意の4地点で試料を採取し、含有量を測定します。採取深度及び試料の調整方法は調査方法1、2と同様です。

なお、公有水面埋立地において水面埋立土砂由来のダイオキシン類汚染のおそれがある場合は、水面埋立土砂由来の第二種・第三種特定有害物質による汚染の場合と同じ方法で実施します【条例規則48の12の3】。

(1) 汚染範囲の確定

調査方法1及び2（STEP1-2、STEP2-2）

ウ(ア)のSTEP1-1、2-1調査の結果、ダイオキシン類含有量基準に適合しなかったときは、30m区画内及び30m格子内（30m区画を除く。）のすべての単位区画（汚染が存在するおそれがないと認められる単位区画は除く。）において、それぞれ5地点（試料採取地点1地点とその単位区画内の4地点）混合方式で試料採取を行

い、(ア)の調査と同じ測定方法により測定します。

なお、公有水面埋立地において水面埋立土砂由来のダイオキシン類汚染のおそれがある場合は、水面埋立土砂由来の第二種・第三種特定有害物質による汚染の場合と同じ方法で実施します【条例規則48の12の3】。

エ 試料採取等の結果の評価に関する規定【条例規則48の11】

土壤汚染状況調査の結果、ダイオキシン類含有量基準に適合しなかった単位区画（水面埋立土砂由来の汚染の場合は当該30m格子）については、「ダイオキシン類によって汚染されている土地」と評価します。

なお、ダイオキシン類含有量基準は1,000pg - TEQ/g以下で、ダイオキシン類の土壤環境基準と同じです。

オ 試料採取等を行う区画の選定及び試料採取等の省略【条例規則48の15、48の16】

試料採取等の実施を一部省略することができますが、その際は次の①～③の単位区画を除いた土地について、「ダイオキシン類によって汚染されている土地」と評価します。

- ① 汚染土壤が存在するおそれがないと認められる単位区画
- ② STEP 1-1、STEP 2-1 調査によりダイオキシン類含有量基準に適合した場合における当該30m区画内、30m格子内の単位区画
- ③ STEP 1-1、STEP 2-1 調査以外のダイオキシン類含有量調査によりダイオキシン類含有量基準に適合した単位区画

5-3 分析方法

特定有害物質に係る分析方法等については以下の各告示に示すとおりであり、それぞれの環境省告示及び大阪府公告の内容は同じです。

- 土壤ガス調査にかかる採取及び測定の方法
「平成15年環境省告示第16号」「平成15年大阪府公告第124号」
- 地下水に含まれる調査対象物質の量の測定の方法
「平成15年環境省告示第17号」「平成15年大阪府公告第125号」
- 土壤溶出量調査に係る測定の方法
「平成15年環境省告示第18号」「平成15年大阪府公告第126号」
- 特定有害物質土壤含有量調査に係る測定の方法
「平成15年環境省告示第19号」「平成15年大阪府公告第127号」

ダイオキシン類含有量調査に係る測定の方法は、平成22年4月8日付け大阪府公告第37号で定めています。その内容は、ダイオキシン類対策特別措置法第7条の規定に基づくダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壤の汚染に係る環境基準（平成11年環境庁告示第68号）別表の土壤の項に掲げる測定方法による方法（方法は「土壤中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法」による。）としています。

具体的には、「ダイオキシン類に係る土壤調査測定マニュアル（令和4年3月）」（環

境省水・大気環境局土壌環境課) に示されています。

(参考URL:https://www.env.go.jp/air/dioxin/post_60.html)

5-4 法又は条例の施行前に行われた調査の利用

法又は条例の施行前に、法又は条例に基づく土壌汚染状況調査と同等程度の精度で土壌汚染状況調査が行われたと認められる場合は、当該調査時点までの汚染状況調査結果として活用することができます。当該調査以降の新たな汚染の恐れに応じて調査を追加してください。なお、当該調査の後に新たな汚染が生じたおそれがないと認められるときは、当該調査の結果を基に法又は条例に基づく調査結果報告を行うことができます【法規則15】
【条例規則48の17】。

第6章 区域の指定及び土壌汚染の措置の実施等

要措置区域等又は管理区域の指定及び解除の規定は、同様のものとなっています。

要措置区域等又は管理区域として指定された場合には、措置の実施、土地の形質変更、汚染土壌の搬出等について規制を受けます。指定された土地の情報は、指定区域台帳に記載され、所管自治体窓口において閲覧できます（土地の位置、指定に係る物質等の概要については、ホームページにおいても掲載されます。）。

また、区域指定が解除された場合には、解除された土地の情報は、解除台帳に記載され、所管自治体窓口において閲覧できます。

6-1 要措置区域・要措置管理区域

5-2（1）ウ、5-2（2）ウにおいて「特定有害物質又は管理有害物質によって汚染されている土地」と評価され、かつ、特定有害物質又は管理有害物質に係る土壌汚染により人の健康被害が生じるおそれがあると認められる場合は、法に基づく調査では要措置区域に、条例に基づく調査では要措置管理区域に指定されます【法6_1項】【条例81の8_1項】。人の健康被害が生じるおそれ（健康リスク）の有無については、表6-1により判断します。

表6-1 健康リスクの有無の判断

超過した基準	判定方法	
溶出量基準	個別の土地ごとに汚染の到達範囲を到達距離計算ツールにより算出した結果、当該範囲内の地域において地下水を飲用利用している地点がある場合。 ただし、以下の距離を超過した場合は、以下の距離を参考にして判断します。	
	特定有害物質の種類	
	第一種特定有害物質	概ね 1,000
	六価クロム	概ね 500
	砒素、ふっ素、ほう素	概ね 250
	シアン、カドミウム、鉛、水銀及びセレン並びに第三種特定有害物質	概ね 80
含有量基準	当該土地に人が立ち入ることができる状態となっている場合。 (当該地に立地する工場・事業場の従事者等関係者以外の者が立ち入れない土地は除く。)	

要措置区域（要措置管理区域）に指定された場合、知事は、土地の所有者等（汚染原因者が存在し、その汚染原因者が措置を実施することについて土地の所有者等の異議がない場合等一定の条件を満たす場合には、その汚染原因者）に対し、要措置区域又は要措置管理区域内の汚染の除去等に関する汚染除去等計画の作成及び提出について指示します【法7_1項】【条例81の9_1項】。なお、法に基づく指示により土地の所有者等が措置を実施した場合で、汚染原因者が別にいる場合には、土地の所有者等は措置に要した費用をその汚染原因者に請求することができます【法8_1項】。

(1) 汚染除去等計画の提出【法7_1項、法規則36の3】【条例81の9_1項、条例規則48の39の3】

汚染の除去等の措置指示の内容は、法及び条例で同様であり、その概要は以下のとおりです。

(7) 直接摂取によるリスク防止措置

原則として、土壌含有量基準を超過していることにより区域指定されている土地について指示する措置は、盛土です。ただし、土地利用の方法によって、別の措置を指示することもあります。詳細は表6-2のとおりです。

表6-2 重金属等・ダイオキシン類が含有量基準を超過している場合

	通常の土地	盛土では支障がある土地※1	乳幼児の砂場・遊園地等※2	措置の内容
立入禁止	○	○	○	柵等により、立ち入り禁止措置をとり、立札を立て、地表をシート等により覆う。
舗装	○	○	○	3cm以上のアスファルト又は10cm以上のコンクリート等により地表を覆う。
盛土	◎	×	×	50cm以上の汚染されていない土壌により地表を覆う。
土壌入れ替え	○	◎	×	50cm以上の表層の汚染土壌を深層の汚染されていない土壌と入れ替える。
土壌汚染の除去	○	○	◎	原位置で浄化し、除去する。又は汚染土壌を掘削除去する。

凡例 ◎ 指示する措置、○ 適用可能な措置、× 適用不可能な措置

(注) ※1 住宅やマンション（1階部分が店舗等の住宅以外の用途であるものを除く。）で、盛土して50cmかさ上げされると日常生活に著しい支障が生ずる土地。

※2 乳幼児の砂遊びに日常的に利用されている砂場や、遊園地等で土地の形質変更が頻繁に行われ盛土等の効果の確保に支障がある土地。

(4) 地下水等の摂取によるリスク防止措置

土壌溶出量基準を超過していることにより区域指定されている土地について指示する措置は、地下水汚染が現に生じているか否かで内容が異なります。地下水汚染が生じていない場合の指示する措置は地下水質のモニタリングとなります。地下水汚染が生じている場合は、特定有害物質の種類ごとに第二溶出量基準に適合するものかどうかによって指示措置の内容が決まります。詳細は表6-3のとおりです。

表 6-3 揮発性有機化合物・重金属等・農薬等が溶出量基準を超過している場合

措置の種類	地下水が汚染されていない場合	地下水が汚染されている場合						指示措置の内容
		揮発性有機化合物 (第一種)		重金属等 (第二種)		農薬等 (第三種)		
		第二溶出量基準						
		適合	不適合	適合	不適合	適合	不適合	
地下水の水質の測定	◎	—	—	—	—	—	—	地下水の水質を定められた頻度で測定する。地下水汚染が生じている土地で当該措置を行う場合は、評価地点、目標土壌溶出量及び目標地下水濃度を設定すること。
原位置封じ込め	○※2	◎	◎※1	◎	◎※1	◎	×	汚染土壌の周囲に鋼矢板等を設置し、土壌汚染を原位置に封じ込めるとともに、舗装で地表を覆う。
遮水工封じ込め	○※2	◎	◎※1	◎	◎※1	◎	×	汚染土壌を掘削し、遮水シート等を設置後埋め戻し、舗装等により地表を覆う。
地下水汚染の拡大の防止	○	○	○	○	○	○	○	土壌汚染に起因する地下水汚染の拡大を的確に防止できる地点で揚水を実施、又は透過性地下水浄化壁を設置し、地下水の水質の測定を行う。
土壌汚染の除去	○	○	○	○	○	○	○	汚染土壌を原位置で浄化する。又は、掘削除去し、汚染されていない土壌で埋戻す。
遮断工封じ込め	○※2	×	×	○	○	○	◎	汚染土壌を掘削し、35cm以上のコンクリートによる遮断設備を設置後に埋め戻し、舗装等で地表を覆う。
原位置不溶化・不溶化埋め戻し	○※2	×	×	○	×	×	×	汚染土壌に薬剤等を注入、あるいは掘削混入することにより、有害物質が溶出しないようにする。

凡例 ◎ 指示する措置、○ 適用可能な措置、× 適用不可能な措置

(注) ※1 汚染土壌の汚染状態を第二溶出量基準に適合させた上で行うことが必要です。

※2 「地下水が汚染されている場合」において適用されない汚染のケースには、適用できません。

(例；第三種特定有害物質による汚染で第二溶出量基準に不適合の場合には、原位置封じ込め及び遮水工封じ込めの措置は適用できません。原位置不溶化・不溶化埋め戻しの措置は、第二種特定有害物質による汚染で第二溶出量基準に適合している場合のみ適用できます。)

また、「地下水が汚染されている場合」において※1が付されている汚染のケースでは、第二溶出量基準に適合させてから適用する必要があります。

措置の際には、周辺環境に配慮し、粉塵の飛散、騒音・振動、廃水処理等の諸対策を講じる必要があります。また、地下水への影響を考慮し、下流側で水質測定を行うなど施工基準を順守してください。

措置（詳細調査、事後モニタリングを含む。）の具体的な方法については、以下の資料も参考としてください。

区域内措置優良化ガイドブック（改訂版）（令和2年4月環境省）

<http://www.env.go.jp/water/dojo/gl-man.html>

(3) 汚染除去等計画書の提出

知事から汚染除去等計画の作成及び提出の指示を受けた者は、法第7条第1項若しく

は条例第81条の9第1項に基づき【法様式9】【条例様式23の11の2】により提出しなければなりません。

要措置区域外若しくは要措置管理区域外から搬入された土壌を使用する場合は、以下に定める方法により当該土壌の管理有害物質による汚染状態を把握しなければなりません。

- 要措置区域外から搬入された土壌を使用する場合における当該土壌の特定有害物質による汚染状態の調査方法「平成31年環境省告示第6号」

なお、一の土壌汚染状況調査の結果に基づき指定された複数の要措置管理区域間において、一の要措置管理区域から搬出された汚染土壌を他の要措置管理区域内の土地の形質の変更自ら使用し、又は他人に使用させる場合にあっては、当該土地の形質の変更は、当該汚染土壌が当該他の要措置管理区域に搬入された日から60日以内に終了しなければなりません。

提出した計画書の内容を変更した場合は、法第7条第3項若しくは条例第81条の9第3項に基づき変更後の計画書を【法様式9】【条例様式23の11の2】により提出しなければなりません。ただし、以下の変更についてはその限りではありません。

- ・実施措置の着手予定時期の変更
- ・実施措置の完了予定時期に係る変更であって知事が示した措置を講ずべき期限までのもの
- ・管理有害物質の飛散等を防止するために講ずる措置に係る変更であって、当該措置と同等以上の効果を有するもの

(4) 実施措置完了の報告等

① 措置実施結果の報告

原位置封じ込め等の措置の実施結果は、措置の実施者（土地の所有者等又は汚染原因者であって、工事等の発注者）が、措置実施後、法第7条第9項、若しくは条例第81条の9第9項に基づき工事完了報告書【法様式10】【条例様式23の11の3】、実施措置完了報告書【法様式11】【条例様式23の11の4】を提出しなければなりません。

汚染土壌の掘削除去や原位置浄化が行われ、これらの措置が法第7条第4項、若しくは条例第81条の9第4項の技術的基準に従い適切に実施されたことについて知事が確認した場合には、要措置区域又は要措置管理区域の指定は解除されます【法6_4項】【条例81の8_4項】。

② 措置実施結果の保管と引き継ぎ

法又は条例の適用を受けて実施された措置の実施結果については、土地所有者等は、結果を記録し、当該記録を保管し、また、土地所有者に変更があった場合においては当該結果の引き継ぎを行う必要があります【条例81の6の2】。

これらの記録は、その土地の土壌汚染に関する履歴情報として非常に重要な根拠資料となります。

(5) 要措置区域・要措置管理区域内の形質変更の禁止【法9】【条例81の10】

要措置区域又は要措置管理区域内では、速やかに原位置封じ込め等の措置を講じ、土壤汚染による人の健康被害を防止する必要があるため、土地の形質の変更は原則として禁止されています。

ただし、非常災害時の応急措置、及び次に示す「通常管理行為・軽易な行為」は、形質変更の禁止の例外となり、実施可能です。実施に際しては、事前に所管自治体にご相談ください。

- ① 措置のための構造物（遮水壁、観測井戸等）に変更を加えず、掘削深度が50cm未満（形質変更面積が10㎡未満の場合は3m未満）、若しくは知事の確認を受けた帯水層の深さより1m浅い深さ未満の行為
- ② 指示措置と一体で行われ、帯水層に汚染を拡散させない方法として知事の確認を受けた行為
- ③ 土壤汚染の状況その他必要な情報を把握するためのもの又は観測井を設けるためのボーリングで次のいずれにも該当するもの
 - ・ボーリング孔に基準不適合土壤又は特定有害物質がボーリング孔を通じて流出しないための措置を講じたもの
 - ・掘削に当たって水等を用いる場合にあっては、当該水等による基準不適合土壤若しくは特定有害物質の飛散等若しくは地下への浸透を防止するために必要な措置が講じられたもの
- ④ 指示措置が一部完了して地下水モニタリング等実施中の場合で、帯水層に汚染を拡散させない方法（②と同様の方法）として知事の確認を受けた行為

※ 要措置管理区域内における土地の形質の変更の禁止の例外となる行為の施行方法の基準

帯水層に接する土地の形質の変更の施行方法の基準については以下の各告示に示すとおりです。

- 帯水層に接する土地の形質の変更の施行方法の基準
 - 「平成23年環境省告示第54号」「平成31年環境省告示第5号」
 - 「平成23年大阪府公告第94号」「平成23年大阪府公告第95号」

6-2 形質変更時要届出区域・要届出管理区域

5-2(1)ウ、5-2(2)エにおいて「特定有害物質又は管理有害物質によって汚染されている土地」と評価され、かつ、特定有害物質又は管理有害物質に係る土壤汚染により人の健康被害が生じる可能性がない区画は、法の場合は「形質変更時要届出区域」に、条例の場合は「要届出管理区域」に指定されます。

当該区域内において土地の形質変更をしようとする者は、事前に知事に形質変更について届出しなければなりません。知事は、その施行方法が基準に適合しないと認めるときは、届出者に対して施行方法に関する計画の変更を命ずることができます。

(1) 特例区域等の分類【法規則58_5項_10～13号】【条例規則48の50_1～3号】

形質変更時要届出区域又は要届出管理区域であって、汚染原因や周辺地域における地下水の飲用利用について、一定の条件を満たすと知事が認めたものについては、表6-4に示すとおり、特例区域等に分類します。

表6-4 形質変更時要届出区域又は要届出管理区域の分類

区域の分類	定義	調査省略の場合の評価	形質変更において帯水層に汚染土壌が接する場合の施行方法(※)
一般管理区域	下記の区域を除く区域	第二溶出量基準 不適合 土壌含有量基準 不適合	「平成31年環境省告示第5号」の基準に準じた施行方法。
自然由来特例区域	汚染状態が専ら自然的要因により指定基準に適合しない区域(管理有害物質による汚染状態が、シアン化合物を除く第二種特定有害物質によるものであり第二溶出量基準に適合しているものに限る。)	第二溶出量基準 適合 土壌溶出量基準 不適合 土壌含有量基準 不適合	対策不要。
埋立地特例区域	公有水面埋立法による埋立て又は干拓事業により造成された土地であり以下の①又は②に該当するものかつ人為由来の汚染がない区域 ①昭和52年3月15日以降に造成された土地(管理有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合しているものに限る。) ②大正11年4月10日から昭和52年3月14日までに造成された土地(管理有害物質による汚染状態が、シアン化合物を除く第二種特定有害物質によるものであり第二溶出量基準に適合しているものに限る。)	第二溶出量基準 適合 土壌溶出量基準 不適合 土壌含有量基準 不適合	対策不要。
埋立地管理区域	公有水面埋立法に基づく埋立て又は干拓により造成された土地であり、かつ、以下①又は②のいずれかに該当する区域 ①都市計画法に規定する工業専用地域内にある土地 ②①と同等以上に将来にわたって地下水が飲用に供されない可能性が高いと認められる土地	第二溶出量基準 不適合 土壌含有量基準 不適合	揚水による地下水位の管理、又は指定区域境界における地下水質の監視により、地下水汚染の拡大防止対策を講じる。
臨海部特例区域	以下①、②のいずれにも該当する区域 ①以下のいずれかを満たす土地 ・土地の土壌の管理有害物質による汚染状態が専ら自然又は水面埋立てに用いられた土砂に由来すると認められる土地 ・人の健康に係る被害が生ずるおそれがないと認められる土地(工業専用地域等であること、当該土地の地下水の下流側に工業専用地域等以外の地域が存在しないこと。) ②施行管理方針の確認を受けた土地		施行管理方針に係る土地における汚染の由来に応じて、上記のいずれかの方法

※最も浅い位置の準不透水層より深い位置の帯水層まで施工する場合には、いずれの分類においても、有害物質の下部帯水層への流出防止対策、及び形質変更終了後の準不透水層の遮水効力回復を図る必要がある。

(2) 形質変更の届出【法12】【条例81の13】

形質変更時要届出区域又は要届出管理区域内での土地の形質変更の届出は、工事を行う14日前までに届け出なければなりません(自然由来等形質変更時要届出区域間や飛び地間で汚染土壌を移動する場合も届出が必要です)【法様式15】【条例様式23の13の3】。

ただし、区域指定時に既に着手している行為や、非常災害のための応急措置として行う行為については、事後に届出を行うこととなります。

なお、自然由来等要届出区域内の自然由来等土壌を、他の自然由来等要届出区域内の土地の形質の変更に使用する場合若しくは、一の土壌汚染状況調査の結果に基づき指定された複数の要届出区域の間において土地の形質の変更に使用する場合は、当該汚染土壌が搬入された日から60日以内に終了しなければなりません。

「土地の形質変更」とは、土地の形状又は性質の変更のことであり、例えば、宅地造成、土地の掘削、土壌の採取、開墾等の行為が該当し、基準不適合土壌の搬出を伴わないような行為、自主的に実施される原位置封じ込め等の措置も含まれます。

土地の形質変更をしようとする者とは、その施行に関する計画の内容を決定する者です。工事の場合は一般的には発注者が該当します。

形質変更には、次の基準が適用されます。基準不適合の場合は、施行方法について知事は変更を命令することができます。

- ① 汚染土壌、有害物質の飛散、揮散、流出防止措置を講じること。
- ② 形質変更の際して汚染土壌が帯水層に接する場合は、地下水位を管理し、かつ地下水の水質を監視しながら形質変更を行うこと（第一種特定有害物質が第二溶出量基準に不適合若しくは、最も浅い位置にある準不透水層より深い位置にある帯水層まで土地の形質変更を行う場合は除く）。
- ③ 第一種特定有害物質が第二溶出量基準に不適合若しくは、最も浅い位置にある準不透水層より深い位置にある帯水層まで土地の形質変更を行う場合は、準不透水層まで鋼矢板その他の遮水の効力を有する構造物を設置すること。
- ④ 措置のための構造物（遮水壁、観測井戸等）を変更した場合は原状回復すること。

ただし、次に示す「通常管理行為・軽易な行為」は、形質変更届出の対象外となり、上記基準の適合の有無に関わらず、実施可能です。

- ① 措置のための構造物（遮水壁、観測井戸等）に変更を加えず、掘削深度が50cm未満（形質変更面積が10㎡未満の場合は3m未満）、若しくは知事の確認を受けた帯水層の深さより1m浅い深さ未満の行為
- ② 帯水層に汚染を拡散させない方法として知事の確認を受けた行為
- ③ 土壌汚染の状況その他必要な情報を把握するためのもの又は観測井を設けるためのボーリングで次のいずれにも該当するもの
 - ・ボーリング孔に基準不適合土壌又は特定有害物質がボーリング孔を通じて流出しないための措置を講じたもの。
 - ・掘削に当たって水等を用いる場合にあっては、当該水等による基準不適合土壌若しくは特定有害物質の飛散等若しくは地下への浸透を防止するために必要な措置が講じられたもの

形質変更の方法については、計画策定にあたり所管自治体にご相談ください。

(3) 帯水層に接する場合における施行方法

帯水層に接する土地の形質の変更の施行方法の基準については以下の各告示に示すとおりであり、それぞれの環境省告示及び大阪府公告の内容は同じです。

- 帯水層に接する土地の形質の変更の施行方法の基準

「平成31年環境省告示第5号」「平成23年大阪府公告第94号」

(4) 形質変更の届出を要しない行為

形質変更の届出を要しない行為は、通常の管理行為又は軽易な行為、応急措置等です【法規則50】【条例規則48の53】。

(5) 施行管理方針の確認

臨海部特例区域は、形質変更の届出を事前ではなく1年ごとにする制度で、活用するためには知事による施行管理方針の確認を受ける必要があります。施行管理方針の確認申請は、原則として、既に形質変更時要届出区域（自然由来特例区域又は埋立地特例区域）に指定されている土地について行います。ただし、以下の手順により区域指定されていない土地においても、法第14条に基づく指定の申請とともに、施行管理方針の確認の申請ができます。

地歴調査の結果により、汚染状態が自然又は水面埋立てに用いられた土砂に由来するおそれがあるとされた特定有害物質について法規則第10条の2又は第10条の3に定める方法により調査を行うとともに、汚染状態が人為等に由来するおそれがあるとされた特定有害物質がある場合には、当該特定有害物質についても試料採取等の対象として法規則第3条の2から第9条までの方法により調査を行い、人為等に由来する汚染のおそれがないことを確認する必要があります。ただし、前者について調査の省略の規定を活用し、後者について当該特定有害物質を法規則第3条第2項第3号の規定に基づき試料採取等の対象としないことにより（汚染のおそれの程度がない又は少ないである場合に限る。）、現に形質変更時要届出区域に指定されていない土地においても、早期に臨海部特例区域の土地の形質の変更の特例の適用を受けることが可能となります。

《法第14条申請とあわせて施行管理方針の確認の申請》

地歴調査

①汚染状態が自然又は水面埋立て土砂に由来するおそれがある特定有害物質

②汚染状態が人為由来のおそれがある特定有害物質

を確認

試料採取等

①の物質は自然由来又は水面埋立て土砂由来の土壤汚染状況調査の試料採取等を実施（省略可）

②については、試料採取等の対象としない*

区域指定の申請と併せて施行管理方針の確認を申請

①の物質を区域指定対象物質として臨海部特例区域に指定

②の物質が汚染のおそれがない、又は比較的少ない土地に限って臨海部特例区域に指定（区域指定対象物質とはならない）

※法第14条申請における試料採取等対象物質については、法施行通知において「試料採取等対象物質を任意に定めることについては認められない」としてありますが、早期に臨海部特例区域の適用を受けられるようにするために特例的に認められています。

臨海部特例区域の指定を受けるための土地の形質の変更の施行及び管理に関する方針の確認の申請を行う場合は、法規則第49条の2、若しくは条例規則第48条の52の2に基づき施行管理方針に係る確認申請書を知事に提出してください【法様式16】【条例様式23の13の4】。

施行管理方針に係る基準は、以下のとおりです。

① 施行方法

法規則第49条の3第1項若しくは、条例規則第48条の52の3第1項に基づく施行方法の基準に適合していること。

② 土地の形質の変更の管理

法規則第49条の3第2項若しくは、条例規則第48条の52の3第2項に基づく施行方法の基準に適合していること。

③ 汚染が専ら自然又は専ら土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものに係る要件

法規則第49条の4若しくは、条例規則第48条の52の4に基づく要件に該当していること。

④ 人の健康に係る被害が生ずるおそれがないものとして定められた要件

法規則第49条の5若しくは、条例規則第48条の52の5に基づく要件に該当していること。

(6) 施行管理方針の確認を受けた土地における形質変更の届出

施行管理方針の確認を受けた土地の形質の変更を行った場合は、事前届出は必要ありませんが、1年に1回法第12条第4項若しくは、条例第81条の13第4項に基づき知事に届出をしなければなりません【法規則52の2】【法様式17】【条例規則48の55の2】【条例様式23の13の5】。

① 施行管理方針の確認に係る土地の汚染状態が人為等に由来することが確認された場合等の届出

施行管理方針の確認に係る土地の汚染状態が人為等に由来することが確認された場合は、法規則第52条の5若しくは、条例規則第48条の55の5に基づき知事に届出をしなければなりません。

② 施行管理方針の変更の届出

施行管理方針を変更する場合は、法規則第52条の6若しくは、条例規則第48条の55の6に基づき知事に届出をしなければなりません。

③ 施行管理方針の廃止の届出

施行管理方針の廃止をする場合は、法規則第52条の7若しくは、条例規則第48条の55の7に基づき知事に届出をしなければなりません。

④ 施行管理方針の確認の取り消し

以下のいずれかに該当する場合は、法規則第52条の8若しくは、条例規則第48条の55の8に基づき施行管理方針の確認を取り消します。

- ・土地の形質の変更の施行又は土地の形質の変更の管理に関する方針の基準が法規則第49条の3若しくは、条例規則第48条の52の3の基準に適合しなくなったとき。
- ・施行管理方針の確認に係る土地が、汚染が専ら自然又は専ら土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものに係る要件に該当しなくなったとき。
- ・施行管理方針の確認を受けた土地における形質変更の届出を行わなかったとき。

(7) 形質変更の実施結果の報告等

① 形質変更の実施結果の報告

指定区域内における形質変更の実施結果は、形質変更の実施者（土地の所有者等又は汚染原因者であって、工事等の発注者）が、形質変更後速やかに知事に報告するよう努めてください。

② 形質変更の実施結果の保管と引き継ぎ

法又は条例の適用を受けて実施された形質変更の実施結果については、土地所有者等は、結果を記録し、当該記録を保管し、また、土地所有者に変更があった場合においては当該結果の引き継ぎを行うことが望まれます。

これらの記録は、その土地に土壤汚染に関する履歴情報の一つとして非常に重要な根拠資料となります。

(8) 土壌汚染の除去措置の実施

形質変更時要届出区域又は要届出管理区域内において、土壌汚染の除去（汚染土壌の掘削除去や原位置浄化等）が、法第7条第4項（条例第81条の9第4項）の技術的基準に準拠して適切に行われた場合には、形質変更時要届出区域又は要届出管理区域の指定は解除されます。【法11_2項】【条例81の12_2項】。

措置の実施に当たっては、詳細調査計画及び措置計画の策定段階から所管自治体に相談し、調査や措置の方法について確認を受けるよう努めてください。また、汚染除去等計画を提出した者は、措置実施結果を所管自治体に報告しなければなりません。

土地の所有者等は、措置の実施結果を記録し、当該記録を保管し、土地の所有者等に変更があった場合においては当該結果の引き継ぎを行うようにしてください。これらの記録は、その土地の土壌汚染に関する履歴情報として非常に重要な根拠資料となります。

6-3 区域指定申請

法第3条～第5条に基づく土壌汚染状況調査により基準不適合となった土地以外の土地において、法第14条第1項に基づき、基準に適合しない土地として指定を受けることを申請することができます。

また、条例第81条の4～第81条の6に基づく土壌汚染状況調査により基準不適合となった土地以外の土地において、条例第81条の21の4の3に基づき、ダイオキシン類について基準に適合しない土地として指定を受けることを申請することができます。

当該申請には土壌汚染状況調査結果報告書の添付が必要です。ただし、法又は条例の規定に基づき調査の一部又は全部を省略して、土地の指定を申請することもできます。

当該申請を活用して指定を受けることにより、要措置区域等における対策の円滑化等を図ることができます。詳しくは「土壌汚染対策法の自主申請活用の手引き（改訂版）」（令和2年4月環境省）を参照してください。

<http://www.env.go.jp/water/dojo/gl-man.html>

第7章 汚染土壌の搬出、運搬及び処理

要措置区域等、又は管理区域から汚染土壌を搬出し移動させることは、汚染の拡散をもたらす可能性があるため、その方法について法及び条例で規制されています。

7-1 汚染土壌の搬出・運搬

汚染土壌を要措置区域等から搬出する場合は、法第16条～21条の汚染土壌の搬出に関する規定に基づき行います。

同様に管理区域から搬出する場合は、条例第81条の16～81条の21の2の汚染土壌の搬出に関する規定に基づき行います。条例の規定は法と同様の内容となっていますが、汚染物質がダイオキシン類の場合は条例独自の規定があります。

これらの主な内容は以下のとおりです。

(1) 汚染土壌搬出届出

汚染土壌を要措置区域等、又は管理区域の外へ搬出する場合は、搬出の計画について記載した届出書【法様式26】【条例様式23の13の14】を、搬出の着手の14日前までに届け出なければなりません（自然由来等形質変更時要届出区域間や飛び地間で汚染土壌を移動する場合も届出が必要です）【法16_1項】【条例81の16_1項】。届出書の作成要領は、運搬ガイドラインを参照してください。この届出は、汚染土壌の搬出計画を決定する者に届出義務があり、工事の場合は発注者、又は搬出計画の策定と施行管理を行う元請業者（ゼネコン等）が届け出る必要があります。

試料採取等の対象となった特定有害物質又は管理有害物質について土壌溶出量基準及び含有量基準に適合することについて知事の認定を受けた土壌（認定土壌）については、届出不要です。

この知事の認定を受けるためには、【法様式25】【条例様式23の13の13】により申請する必要があります【法規則60】【条例規則49の2の3】。

認定調査の試料採取等対象物質は、原則として区域指定対象物質となります。ただし、認定調査時地歴調査の結果、汚染のおそれがあると認められた以下の管理有害物質については、試料採取等対象物質となります。

表 7-1 認定調査の試料採取等対象物質とする管理有害物質（区域指定対象物質以外）

汚染のおそれがあると認められる場合		試料採取等の対象とする管理有害物質
土壌汚染状況調査において試料採取等の対象としなかった管理有害物質について、土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していないおそれがあると認められる場合		①当該管理有害物質
要措置区域等の指定後に新たに土壌の汚染のおそれが生じたと認められる場合（以下に掲げる場合を除く。）		②新たに汚染のおそれが生じた管理有害物質
要措置区域等の指定後の土壌の搬入により汚染のおそれが生じたと認められる場合又は汚染のおそれがないとはいえない場合	区域指定から1年ごとに搬入土壌の調査結果や使用場所等を知事に届け出た場合	③搬入土壌の調査で基準不適合が確認された管理有害物質
	上記届出を行っていない場合	④すべての管理有害物質（第三種特定有害物質は、認定調査時地歴調査結果により対象外とすることが可能）

①～③については、100㎡単位ごとに試料採取等を行う。

④については、900㎡単位に試料採取等を行う。

搬出の計画を変更しようとする場合には、着手の14日前までに【法様式27】【条例様式23の13の15】により変更を届け出なければなりません【法16_2項】【条例81の16_2項】。

非常災害のための応急措置として搬出する場合は、搬出前の届出は不要ですが、搬出後14日以内に【法様式28】【条例様式23の13の16】により届け出なければなりません【法16_3項】【条例81の16_3項】。

運搬の計画が、運搬基準に不適合の場合、知事は、その計画の変更を命ずることができます。【法16_4項】【条例81の16_4項】。

なお、試験研究のための搬出は届出対象外です。

- 要措置区域外から搬入された土壌を使用する場合における当該土壌の特定有害物質による汚染状態の調査方法

「平成31年環境省告示第6号」

(2) 運搬基準の遵守

汚染土壌を運搬する場合は、以下の運搬基準を遵守しなければなりません【法規則65】【条例規則49の7】。これらの基準の具体的な内容については、平成31年3月1日付環境省通知「汚染土壌の運搬に関する基準等について」第1 汚染土壌の運搬に関する基準の記載内容、及び運搬ガイドラインを参照してください。

なお、非常災害のために必要な応急措置として行う運搬は、対象外です（非常災害の応急措置として搬出した後の汚染土壌の通常の運搬行為については、運搬基準が適用されます）。試験研究に使用するための運搬には、運搬基準が適用されます。

表 7-2 汚染土壌の運搬基準

- ① 有害物質の飛散、地下浸透防止措置
- ② 悪臭、騒音振動による生活環境保全上の支障が生じないための必要な措置
飛散、地下浸透、悪臭発散が生じたときの運搬中止、回収等の措置
- ③ 飛散、地下浸透、悪臭発散のおそれのない自動車等及び運搬容器の構造
- ④ 自動車等の両側面に汚染土壌運搬の旨の表示
(JIS Z 8305の140^ホ イト以上 = 1文字の大きさが縦横それぞれ50mm以上の文字)
- ⑤ 自動車等への管理票の備え付け
- ⑥ 汚染土壌以外のものとの混合・分別の制限、汚染土壌の区分
- ⑦ 積替え場所の表示、飛散・地下浸透・悪臭発散防止対策
- ⑧ 積替えを行う場合以外の保管の禁止
- ⑨ 保管場所の囲い、掲示板、床面・排水溝・排気の構造
- ⑩ 荷下ろしその他の移動の際の飛散防止措置
- ⑪ 搬出した汚染土壌は積替え場所、積替えのための保管場所、汚染土壌処理業者の施設以外の場所における荷下ろしの禁止
- ⑫ 運搬の30日以内の終了
- ⑬ 管理票への自動車等の番号、運搬担当者氏名、引渡し日付の記入
- ⑭ 他人への運搬の再委託の禁止

7-2 汚染土壌の処理

(1) 汚染土壌処理業者への処理委託（ダイオキシン類汚染土壌を除く）

特定有害物質による汚染土壌の処理は、法第22条第1項の許可を有する汚染土壌処理業者に委託しなければなりません【法18_1項】【条例81の18_1項】。

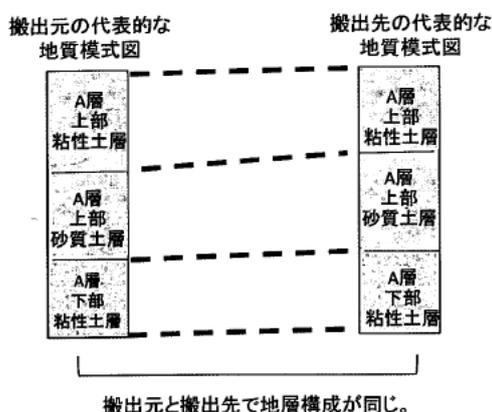
ただし、次の場合は対象外です。

- ① 非常災害のために必要な応急措置として搬出を行う場合（ただし、非常災害の応急措置として搬出した後の汚染土壌については、汚染土壌処理業者に委託する必要があります。）
- ② 試験研究に使用するために搬出を行う場合
- ③ 自然由来等形質変更時要届出区域内の自然由来等土壌を、次のいずれにも該当する他の自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させるために搬出を行う場合
 - ・当該自然由来等形質変更時要届出区域と土壌の特定有害物質による汚染の状況が同様であるとして環境省令に定める基準に該当する自然由来等形質変更時要届出区域
 - ・当該自然由来等土壌があった土地の地質と同じであるとして環境省令に定める基準に該当する自然由来等形質変更時要届出区域
- ④ 一の土壌汚染状況調査の結果に基づき指定された複数の要措置区域等の間において、一の要措置区域から搬出された汚染土壌を他の要措置区域内の土地の形質の変更に、又は一の形質変更時要届出区域から搬出された汚染土壌を他の形質変更時要届出区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させるために搬出を行う場合

表7-3 搬出先となる自然由来等形質変更時要届出区域に係る基準

基準の種類	要件	
汚染の状況	特定有害物質ごとの汚染状態が同様であること	
	搬出元の汚染状態	搬出先の汚染状態
	土壌溶出量基準不適合、 土壌含有量基準適合	・土壌溶出量基準不適合、土壌含有量基準適合 ・土壌溶出量基準不適合、土壌含有量基準不適合
	土壌溶出量基準適合、 土壌含有量基準不適合	・土壌溶出量基準適合、土壌含有量基準不適合 ・土壌溶出量基準不適合、土壌含有量基準不適合
土壌溶出量基準不適合、 土壌含有量基準不適合	・土壌溶出量基準不適合、土壌含有量基準不適合	
地質	搬出元の地質と同じであること ・自然由来の場合、搬出元と搬出先の汚染状態が地質的に同質な状態で広がっていること ・埋立土砂由来の場合、搬出元と搬出先が同一の港湾であること	

＜土地の地質が同じである基準の考え方＞
(自然由来の場合)



全国の汚染土壌処理業者は環境省のホームページにて参照できます。

<http://www.env.go.jp/water/dojo/wpcl.html>

委託に当たっては、委託しようとする汚染土壌の性状が汚染土壌処理業者ごとに規定する受入基準に適合していることを確認してください。

(2) ダイオキシン類汚染土壌の処理委託先の確認

ダイオキシン類による汚染土壌の処理は、ダイオキシン類汚染土壌の処理を対象とした許可制度がないことから、搬出前に、処理委託先が適切にダイオキシン類汚染土壌を処理できることについて知事の確認を受ける必要があります【条例81の19_1項】。確認申請は、以下の内容を示す資料を添付した【条例様式23の13の17】の申請書を提出します。この申請により、知事は、ダイオキシン類基準不適合土壌の処理に関するガイドライン（平成23年3月環境省）（以下「ダイオキシン汚染土処理ガイド

ライン」という。)等を参考として、ダイオキシン類汚染土壌の処理が適切に行われることについて確認して、申請者に通知します。詳細は所管自治体と十分に協議してください。

表7-4 ダイオキシン類汚染土壌の処理委託先に関する確認申請資料

<p>① 施設の種類、構造、処理能力</p> <p>処理施設がダイオキシン汚染土処理ガイドラインp16～p19の「浄化施設、セメント焼成施設、埋立施設、前処理施設」のいずれかに該当するか、若しくは処理委託先がダイオキシン類に係る特別管理産業廃棄物の無害化処理が可能な施設として廃棄物処理法の許可を受けていることが確認できる資料。</p> <p>寸法や機器定格能力、材質、機械構造等を記入した図面、処理能力計算書等により、具体的な構造等が確認できる資料。</p>
<p>② 処理方法</p> <p>受入から搬出までの処理工程、ダイオキシン汚染土処理ガイドライン第3章に示す維持管理方法が確認できる資料。</p> <p>浄化施設については、ダイオキシン類汚染土壌の処理実績（処理前後の土壌の分析結果など、適正な処理を行う能力を示すデータ）及び処理後土壌の品質管理方法を示す資料。</p> <p>セメント焼成施設については、ダイオキシン汚染土処理ガイドラインのp46に記載されたセメント品質管理に関する資料。</p>
<p>③ 保管設備の場所、構造、容量</p> <p>施設内の保管施設の位置、保管施設の構造及び容量がわかる図面等。</p> <p>ダイオキシン汚染土処理ガイドライン第2章に示す飛散防止構造等が確認できる資料。</p> <p>場内の雨水排水とともに汚染土壌等を排出させないための対策（屋根の設置、沈殿槽の設置等）、受入予定量と処理能力に見合う十分な保管容量を有することが確認できる資料。</p>
<p>④ 処理後の土壌を再処理する場合、再処理をする施設の種類の種類、構造、処理能力</p> <p>①と同様の資料。</p>
<p>⑤ 運搬及び処理における環境保全対策</p> <p>ダイオキシン汚染土処理ガイドライン第3章に示す環境保全対策が確認できる資料。</p> <p>運搬においては運搬ガイドラインp54～83の運搬方法と同等以上であることが確認できる資料。運搬容器については、第三種特定有害物質のPCBの場合（3ng-TEQ/gを超える場合は第二溶出量基準不適合のPCB汚染土壌の場合）に適用される内容と同等以上であることが確認できる資料。</p> <p>なお、3ng-TEQ/gを超える濃度の場合は廃棄物処理法に定めるダイオキシン類に係る特別管理産業廃棄物の処理基準と同等以上の対策が講じられていることが確認できる資料。</p>
<p>⑥ その他必要となる規制等の遵守</p> <p>汚染土壌に廃棄物が混入している場合には、廃棄物処理法に基づき、産業廃棄物処理業の許可を有すること、産業廃棄物処理基準の遵守等が確認できる資料。</p>

(3) 汚染土壌に廃棄物が混入している場合

汚染土壌にコンクリートがらなどの廃棄物が混入している場合に、現場において分別することにより発生した廃棄物は、廃棄物処理法の規定に基づき適正に処理します。

廃棄物が混入している汚染土壌を処理する場合には、汚染土壌処理業及び産業廃棄物処理業の許可を有する業者に委託し、汚染土壌及び廃棄物に係る処理基準の遵守、管理票の交付など、土壌汚染対策法及び廃棄物処理法の規制を遵守する必要があります。

なお、運搬の過程における汚染土壌と廃棄物との分別は運搬基準違反になります【法規則65_5号口】【条例規則49の7_5号口】。

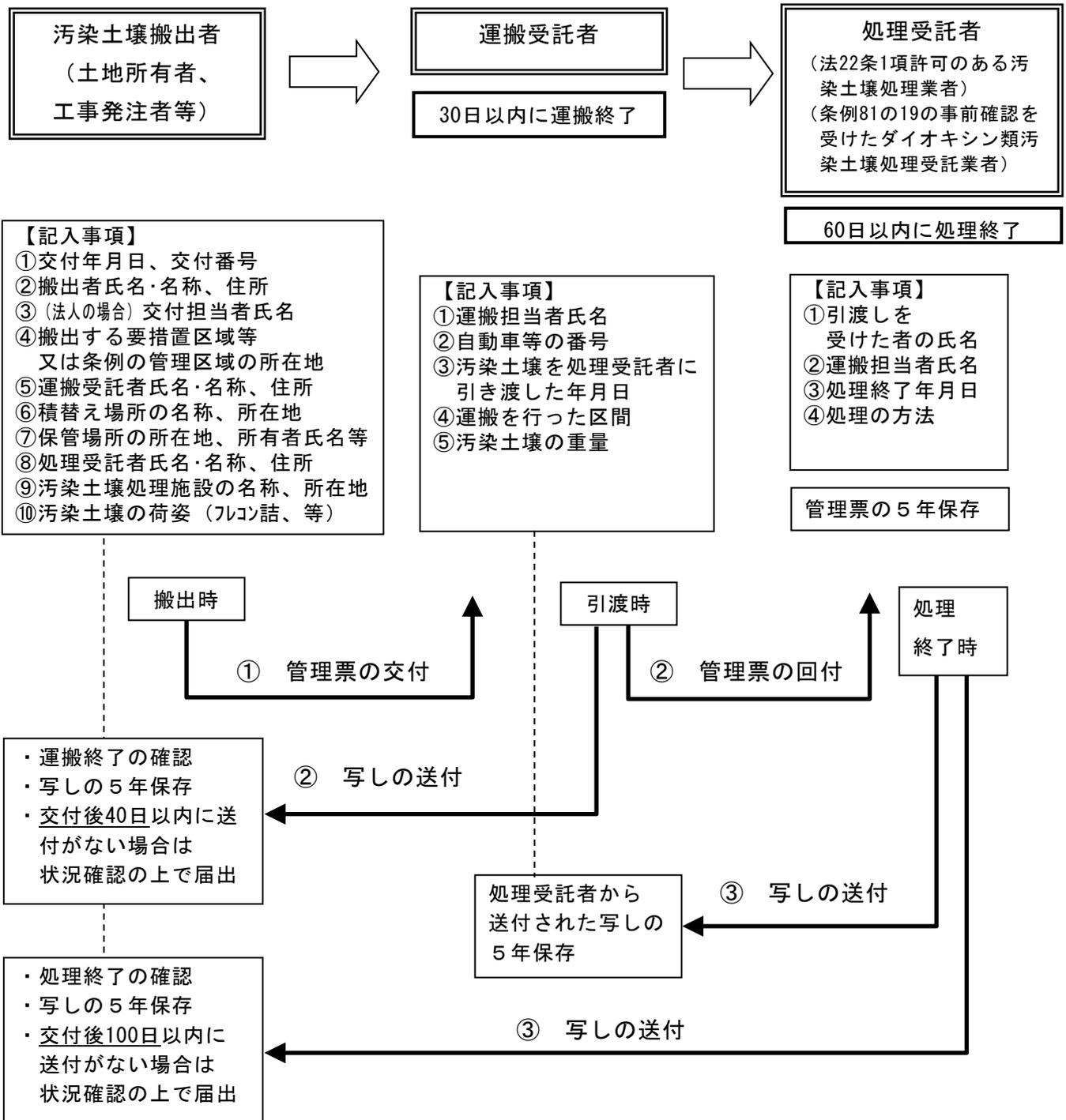
7-3 汚染土壌管理票

要措置区域等又は管理区域外に汚染土壌を搬出し、運搬や処理を他人に委託する場合には、汚染土壌管理票（汚染土壌マニフェスト）を交付して、その適正な運搬や処理を確認しなければなりません【法20】【法様式29】【条例81の21】【条例様式23の13の18】。この管理票の交付者は搬出届出者と同様に汚染土壌を搬出する者であり、工事の場合は発注者又は計画策定と施行管理を行う元請業者が届出します。ただし、非常災害のための応急措置としての搬出、試験研究のための搬出は対象外です。

交付された管理票について、運搬受託者は運搬終了時に、処理受託者は処理終了時に、それぞれ、管理票に必要事項を記入して、その管理票の写しを管理票交付者（汚染土壌搬出者）に送付しなければなりません。管理票交付者はその写しを5年間、保存しなければなりません。なお、法及び条例に定める管理票の写しの保存については、「環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」及び「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例」に基づき、その書面（写し）の保存に代えて、電磁的記録により保存することができます。

管理票交付者は、交付日から40日以内に運搬受託者から、又は100日以内に処理受託者から管理票の写しが送付されない場合には、不適正に処理されている可能性があることから、その運搬又は処理の状況を速やかに確認した上、知事に届け出なければなりません【法20_6項】【法様式30】【条例81の21_6項】【条例様式23の13の19】。

この流れを図7-1に示します。



※法に基づく汚染土壌管理票（汚染土壌マニフェスト）は、（一社）土壌環境センターで購入できます。

〒102-0083 東京都千代田区麴町4-5 KSビル3階

T e l : 03-5215-5955 F a x : 03-5215-5954 <http://kanrihyo.gepcstore.com/>

※条例に基づき管理有害物質（ダイオキシン類を除く26物質）に係る汚染土壌について管理票を交付する場合は、上記の管理票をそのまま使用できます。

※条例に基づきダイオキシン類汚染土壌について管理票を交付する場合は、上記の管理票の有害物質項目欄に「ダイオキシン類」と追記して使用できます。

図7-1 汚染土壌管理票の流れ

第8章 自主調査等について

8-1 土地所有者等の責務

土地所有者等は、造成等の土地の形質変更（3,000㎡未満の形質変更行為など）をしようとする場合や、過去に管理有害物質が使用された事実がある場合には、管理有害物質による汚染の状況の把握（自主調査の実施）に努める必要があります【条例81の3】。

8-2 大阪府土壌汚染に係る自主調査等の実施に関する指針

条例では、法又は条例の適用を受けない自主的な土壌汚染状況調査及び汚染の除去等の措置について、これらの実施に関する指針に基づき、調査や措置の実施者に対して知事は指導又は助言をすることができることとしています【条例81の21の3】。この規定に基づき、「大阪府土壌汚染に係る自主調査等の実施に関する指針」が令和元年7月1日に施行されました。その主な内容は以下のとおりです。

自主調査等の流れについては図8-1、自主調査の指針の本文については資料5をご参照ください。また、資料作成の方法など、具体的な相談や指導の内容については所管自治体に確認してください。

「大阪府土壌汚染に係る自主調査等の実施に関する指針」の概要

- | |
|---|
| <p>① 目的</p> <ul style="list-style-type: none">・自主調査、自主措置及び自主調査により土壌の汚染状態が基準に適合していないと認められる当該土地における土地の形質変更（以下「自主調査等」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることにより、法及び条例の定めによらない自主的な土壌汚染対策の適切な方法による実施を促進すること。 <p>② 定義</p> <ul style="list-style-type: none">・この指針の用語の意義は、法及び条例の定めるところによる。 <p>③ 対象とする自主調査等</p> <ul style="list-style-type: none">・法や条例の対象となる形質変更が行われる可能性のある土地に関する自主調査等・法第14条又は条例第82条の21の4の3の規定に基づく区域指定申請を行う可能性のある土地に関する自主調査・その他法又は条例に定める方法に準じて行う自主調査等 <p>④ 自主調査の実施</p> <ul style="list-style-type: none">・自主調査を行う者は、条例に準拠して調査を行い、その実施にあたっては土壌汚染状況調査計画書を作成する。・試料採取等は土壌汚染状況調査計画書に基づき行う。・自主調査を行った者は、土壌汚染状況調査結果報告書を作成する。・自主調査は指定調査機関へ委託して行う。 <p>⑤ 法又は条例に基づく区域指定の申請等</p> <ul style="list-style-type: none">・自主調査により土壌の汚染状態が基準に適合しないことが明らかになったときは、当該土地について法又は条例の規定に基づく区域指定の申請を行うことを検討する。・区域指定の申請を行わない場合は、必要に応じて⑥に定める自主措置を行うよう努め、土地の形質の変更を行う時は⑦に定める方法で当該変更を行うよう努める。 <p>⑥ 自主措置の実施</p> <ul style="list-style-type: none">・条例に準拠して、土地の汚染状況に応じ講じようとする措置の種類を選定する。・自主措置は措置実施計画書を作成し、当該計画に基づき実施する。・自主措置を講じた者は、報告書を作成する。 |
|---|

⑦ 形質変更の実施

- ・土地の形質変更は、条例に準拠した施行方法により行う。
- ・形質変更を行う者は、形質変更実施計画書を作成し、当該計画に基づき実施する。
- ・基準不適合土壌を当該土地から搬出する場合は、条例に準拠して行う。
- ・形質変更を行った者は、形質変更完了報告書を作成する。

⑧ 知事への助言の求め

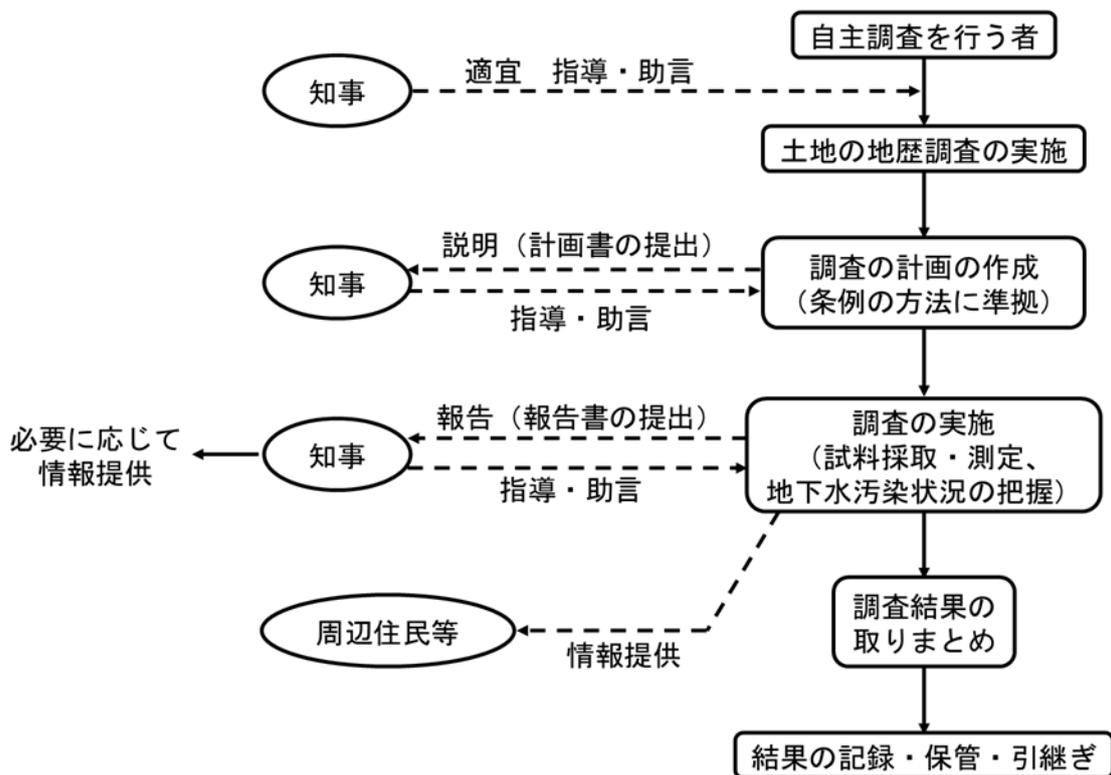
- ・以下の書類を作成しようとする者は、知事の助言を求めることができる。
- | | |
|-------------------|----------------|
| 1. 土壌汚染状況調査計画書 | 5. 措置完了報告書 |
| 2. 土壌汚染状況調査結果報告書 | 6. 地下水質測定結果報告書 |
| 3. 措置実施計画書自主措置計画時 | 7. 形質変更実施計画書 |
| 4. 工事完了報告書 | 8. 形質変更完了報告書 |

⑨ 情報の提供等

- ・自主調査等実施者は、実施結果について周辺住民に情報提供するよう努める。
- ・自主調査等実施者は、自主調査等において地下水の水質が環境基準に適合しないことがわかれば、速やかに知事に報告するよう努める。
- ・府は報告を受けた自主調査等の結果の情報を整理し、必要に応じて情報提供する。

⑩ 自主調査等の結果の記録等

- ・自主調査等の実施者は、結果の記録の保管と引き継ぎに努める。



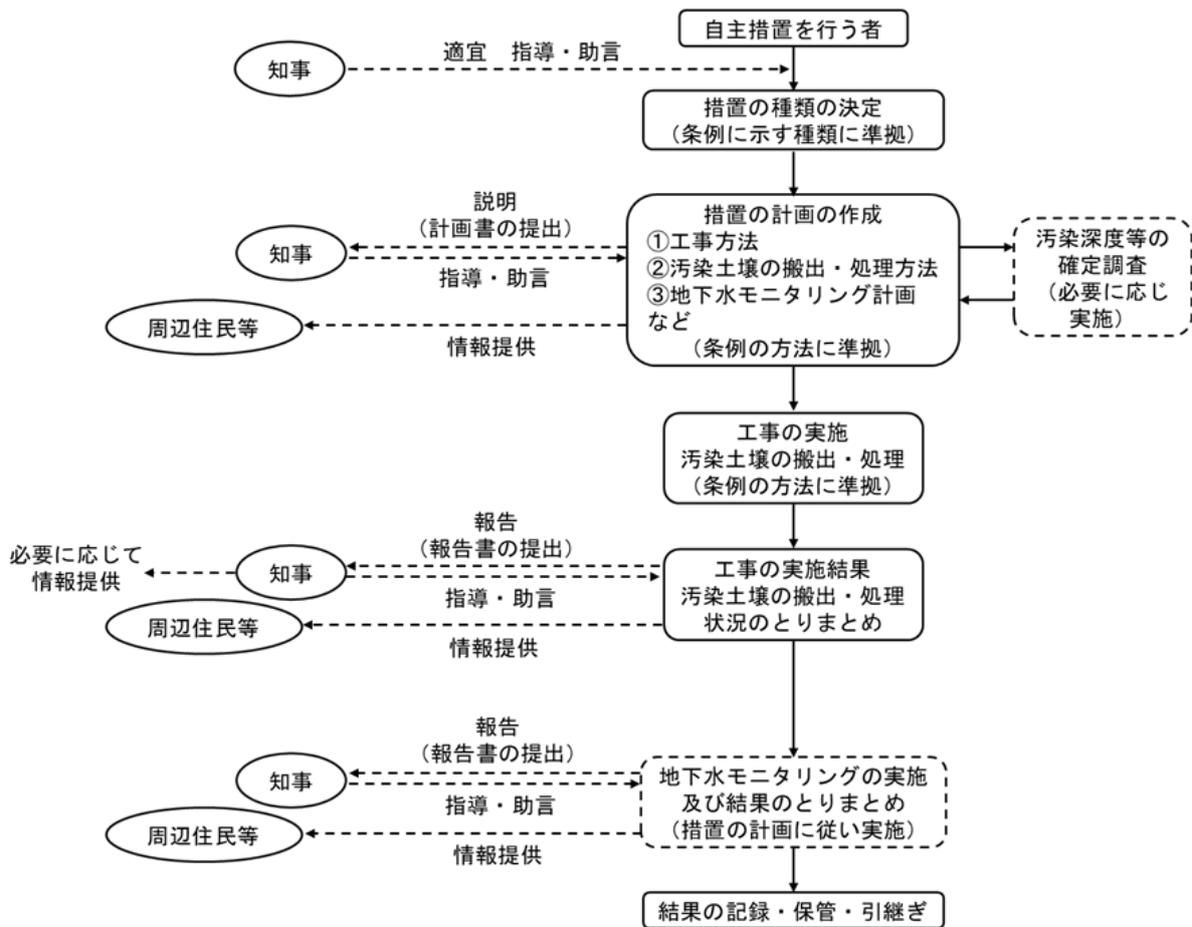


図 8 - 1 自主調査等の流れ

8 - 3 自主調査等の実施にあたっての留意事項

(1) 関係者間の意思疎通

土地の所有者等以外の者が自主調査等を行う場合は、その結果によっては法又は条例に基づいて措置が必要になる場合等、土地の所有者等が重要な義務を負う可能性がありますので、土地の所有者等に対し調査や措置の内容を説明し、承諾を得るなど十分な意思疎通を図ってください。

また、土壌汚染が見つかった場合にはその汚染の状況や対策内容等に関する情報を周辺住民や関係者に対して提供や説明を行うなど、リスクコミュニケーションの実施に努めてください。

(2) 報告された結果の公表

提出された報告書等は公文書となりますので、情報公開請求があった場合には、個人情報に係る部分等、非公開とすべき情報を除いて公開の対象になります。

(3) 区域指定申請等

自主調査の結果、特定有害物質が指定基準に適合しない土地がある場合は、当該土地の所有者等は、法の区域指定を受けることを申請することができます【法14_1項】。

自主調査の結果、ダイオキシン類が指定基準に適合しない土地がある場合は、当該土地の所有者等は、条例の区域指定を受けることを申請することができます【**条例81の21の4の3**】。

汚染土壌の適切な管理を行うためにも、区域指定を受けることが望ましいため、指定の申請を検討してください。詳しくは「土壌汚染対策法の自主申請活用の手引き（改訂版）」（令和2年4月環境省）を参照してください。

<http://www.env.go.jp/water/dojo/gl-man.html>

また、区域指定の申請を行わなかった場合においても、自主措置等を行う際は、事前に実施計画を知事に提出し相談するなど、各所管自治体の指導・助言を受けながら、基準不適合土壌の適切な管理・対策の実施に努めていただくことが望まれます。

（４） 法第5条第1項の調査命令

自主調査の結果、土壌汚染による健康被害のおそれがあると考えられる場合には、法第5条第1項に規定する土壌の汚染状況の調査命令が発出されることがあります。

8-4 その他参考となる指針等

（１） 地下水汚染対策

地下水汚染については、土壌・地下水汚染に係る調査・対策指針（平成11年1月29日環境庁）の地下水汚染対策に関する部分を参考として、調査及び対策を実施してください。

<http://www.env.go.jp/water/dojo/ref01.html>

大阪府においては大阪府地下水質保全対策要領を制定し、地下水汚染が判明した場合には関係行政機関が対策会議を設置し、地下水汚染の事実の公表、周辺地域における地下水濃度調査及び飲用指導、汚染が判明した有害物質についての事業所における使用状況の確認と指導などを実施することとしています。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o120080/kankyohozen/jiban/chikasui.html>

水質汚濁防止法政令市（大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、東大阪市）においては、当該各市の所管するところにより、地下水汚染に対する措置を行うこととなっています。

上記の対応を行う必要がありますので、地下水汚染が判明した場合は、大阪府若しくは水質汚濁防止法政令市に連絡してください。

（２） 油汚染対策

油汚染については、油汚染対策ガイドライン（平成18年3月環境省）を参考として、調査及び対策を実施してください。

<http://www.env.go.jp/water/dojo/oil/index.html>

なお、油の流出事故が発生した場合における対応については、第9章 9-2の項を参照してください。

第9章 その他

9-1 有害物質使用特定施設等の設置者の責務

(1) 法対象施設等の設置者の調査への協力

法対象施設等を設置していた者は、当該土地における土壌汚染状況調査を行う指定調査機関に対し、その求めに応じて、当該法対象施設等において製造し、使用し、又は処理していた管理有害物質の種類等の情報を提供するように努めなければなりません【法61の2】【条例81の21の4】。

(2) 法対象施設等の設置者の土地所有者への情報提供

法対象施設等の使用を廃止した際には、法又は条例に基づき土地所有者が土壌汚染状況調査を実施する必要があるため、施設が廃止される前の早い段階から管理有害物質の使用や調査の義務について、土地所有者の理解を得られるようにする必要があります。

法対象施設等を設置している者は、以下の機会ごとに当該土地の土地所有者に対して使用している有害物質の種類に関する情報を提供するように努めてください【条例81の21の4の2】。

1) 令和元年7月時点で法対象施設等を設置している場合

条例施行後、法対象施設等で使用している管理有害物質の種類に関する情報を速やかに土地所有者に提供してください。

2) 令和元年7月以降、工場等において初めて法対象施設等を設置した場合

法対象施設等を設置後、法対象施設等で使用している管理有害物質の種類に関する情報を速やかに土地所有者に提供してください。

3) 使用している有害物質の種類を増やした場合

稼働中の法対象施設等で使用している管理有害物質の種類を増やした場合や、法対象施設等を追加で設置したことに伴い法対象施設で使用している管理有害物質の種類が増えた場合には、当該増えた管理有害物質の種類に関する情報を速やかに土地所有者に提供してください。

土地所有者への情報提供の例

○年○月○日

(土地所有者) 様

(法対象施設等の設置者)

△△工場で使用等している管理有害物質の種類について

当社△△工場では、水質汚濁防止法（大阪府生活環境の保全等に基づく条例）に規定する有害物質使用特定施設（有害物質使用届出施設）を設置しています。

土壤汚染対策法（大阪府生活環境の保全等に関する条例）は、当該施設の使用を廃止した際には、土地所有者において土壤汚染の調査を行うことを定めています（工場等の敷地として利用を続けている間は、知事の確認を受けることにより、調査の実施が猶予されます）。

つきましては、大阪府生活環境の保全等に関する条例第81条の21の4の2の規定に基づき、下記のとおり管理有害物質の種類等の情報を提供いたします。

記

- 1 施設を設置していた工場等の名称及び所在地
△△工場（××市○○町△丁目）
- 2 有害物質使用特定施設（有害物質使用届出施設）の種類
水質汚濁防止法施行令 別表第1
71の5 ジクロロメタンによる洗浄施設
- 3 使用等している（使用等を追加した）管理有害物質の種類
ジクロロメタン

土壌汚染対策法

第三条 使用が廃止された有害物質使用特定施設（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第二項に規定する特定施設（第三項において単に「特定施設」という。）であつて、同条第二項第一号に規定する物質（特定有害物質であるものに限る。）をその施設において製造し、使用し、又は処理するものをいう。以下同じ。）に係る工場又は事業場の敷地であつた土地の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）であつて、当該有害物質使用特定施設を設置していたもの又は第三項の規定により都道府県知事から通知を受けたものは、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、環境大臣又は都道府県知事が指定する者に環境省令で定める方法により調査させて、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、環境省令で定めるところにより、当該土地について予定されている利用の方法からみて土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の都道府県知事の確認を受けたときは、この限りでない。

大阪府生活環境の保全等に関する条例

第八十一条の四 使用が廃止された有害物質使用届出施設（第四十九条第二項に規定する届出施設であつて、同項第一号の規則で定める物質（特定有害物質であるものに限る。）をその施設において製造し、使用し、又は処理するものをいう。以下同じ。）又はダイオキシン特定施設（以下「有害物質使用届出施設等」という。）に係る工場又は事業場の敷地であつた土地の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）であつて、当該有害物質使用届出施設等を設置していたもの又は次項の規定により知事から通知を受けたものは、規則で定めるところにより、当該土地の土壌の管理有害物質（規則で定める管理有害物質に限る。）による汚染の状況について、土壤法第四条第二項に規定する指定調査機関（以下「指定調査機関」という。）に規則で定める方法により調査させて、その結果を知事に報告しなければならない。ただし、規則で定めるところにより、当該土地について予定されている利用の方法からみて土壌の管理有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の知事の確認を受けたときは、この限りでない。

第八十一条の二十一の四の二 工場又は事業場において有害物質使用特定施設等を設置し、又は設置されている有害物質使用特定施設等の使用の方法を変更した者は、当該設置又は変更によって、当該有害物質使用特定施設等において製造し、使用し、又は処理する（ダイオキシン類にあつては、発生し、又は処理する）管理有害物質の工場又は事業場ごとの種類の増加があつたときは、当該工場又は事業場の土地の所有者等（当該有害物質使用特定施設等を設置している者を除く。）に対し、当該増加した管理有害物質の種類に関する情報を速やかに提供するように努めるものとする。

9-2 水質汚濁防止法及び条例に基づく地下浸透防止等

(1) 事業者の責務

水質汚濁防止法（水濁法）では、事業者は、排出水の排出の規制等に関する措置のほか、その事業活動に伴う汚水又は廃液の公共用水域への排出又は地下への浸透の状況を把握するとともに、汚水又は廃液による公共用水域又は地下水の水質の汚濁の防止のために必要な措置を講ずるようしなければならないとされています【水濁法14の4】。

(2) 有害物質を含む水の地下浸透の禁止

水濁法及び条例は、特定有害物質を使用する水濁法の特定施設（電気めっき施設、表面処理施設、クリーニング業の洗浄施設など、水濁法、下水道法の特定施設設置届出を要する施設。）又は条例に基づく有害物質使用届出施設を設置する事業場から、有害物質が含まれる（検出される）水の地下浸透を禁止しています【水濁法12の3】【条例78】。地下浸透を防止するため、知事は、施設の構造や使用方法等の改善の命令や、施設使用の一時停止命令を行うことがあります【水濁法13の2_1項】【条例79】。

また、特定施設を設置する事業場における有害物質を含む水の地下浸透により、健康被害が生又は生じるおそれがある場合には、知事は、地下水質を基準（地下水基準とほぼ同じ）に適合させるための浄化措置を命じることがあります【水濁法14の3第1項】。

平成24年6月1日以降は、上記の特定施設等に加え、有害物質貯蔵指定施設（特定有害物質を含む液状のものの貯蔵を目的としたタンク等の施設）及びこれらの特定施設・貯蔵施設の付帯設備（配管、床面等）について、地下浸透防止のための構造、設備、使用方法の基準が適用され、定期点検も必要となります【水濁法12の4、14_5項】。これらの施設の設置や構造変更の際には届出が必要となり【水濁法5_1項、3項】、届出時において基準不適合の場合は、設置計画の変更や廃止が命ぜられる場合があります【水濁法8_2項】。施設使用時において基準不適合の場合は、施設の改善又は一時停止が命ぜられる場合があります【水濁法13の3_1項】。また、地下水汚染が生じ、周辺地域において地下水を飲用に供していることから当該汚染により健康被害を生じるおそれがある場合は、当該汚染を生じさせた特定施設・指定施設の設置事業場に対して地下水浄化の措置が命ぜられる場合があります【水濁法14の3_1項】。

水質汚濁防止法及び条例に基づく有害物質の地下浸透防止の枠組みを、図9-1及び図9-2に示します。

(3) 事故時の措置

水濁法の特定事業場及び条例の届出事業場の設置者は、施設の破損等の事故により、指定物質（特定有害物質及びその他の水濁法に定める有害物質）又は油を含む水が地下に浸透したことにより、健康又は生活環境への被害を生じるおそれがある場合には、地下浸透の防止の措置を講じた上で、知事に届出を行う必要があります。措置が講じられない場合には、措置を行うよう知事が命令することがあります【水濁法14の2】【条例80】。

事故時の対応の枠組みを図9-3に示します。

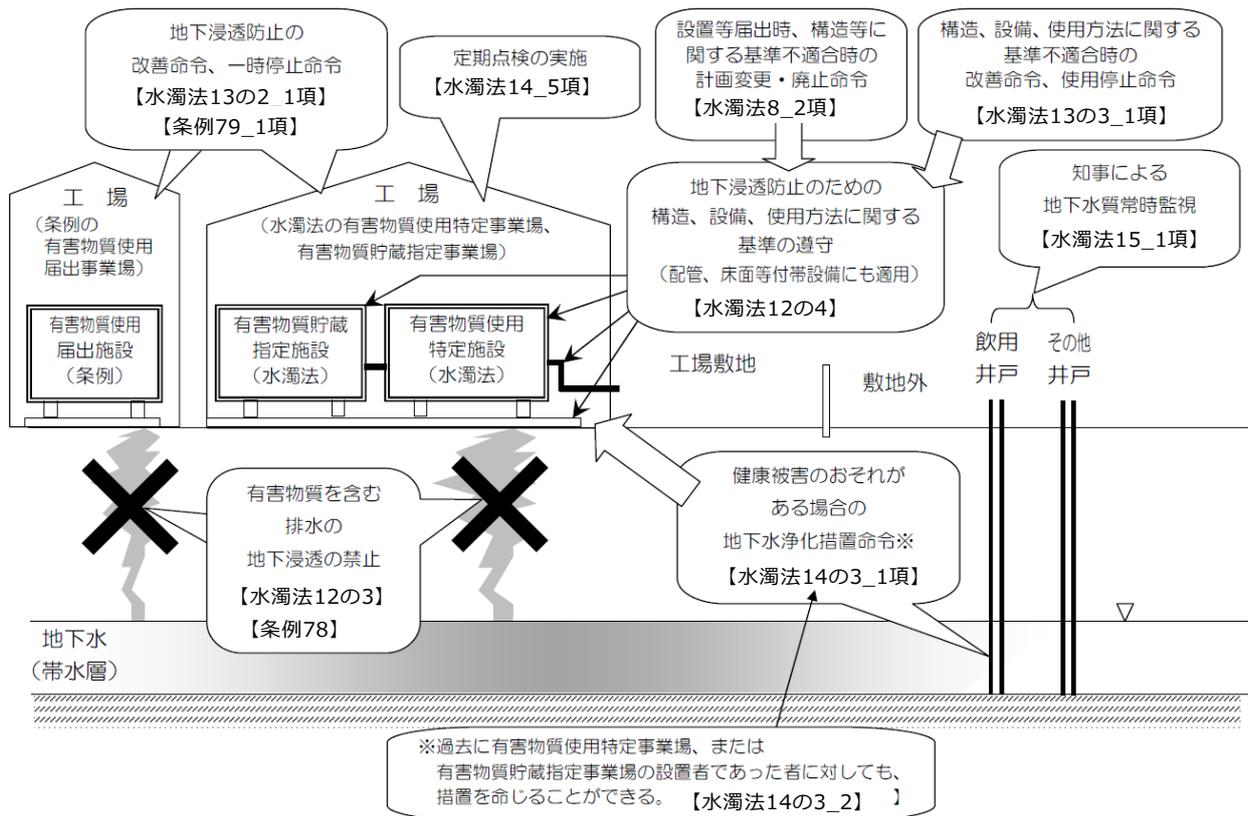


図9-1 水質汚濁防止法及び条例に基づく有害物質の地下浸透防止規制の枠組み

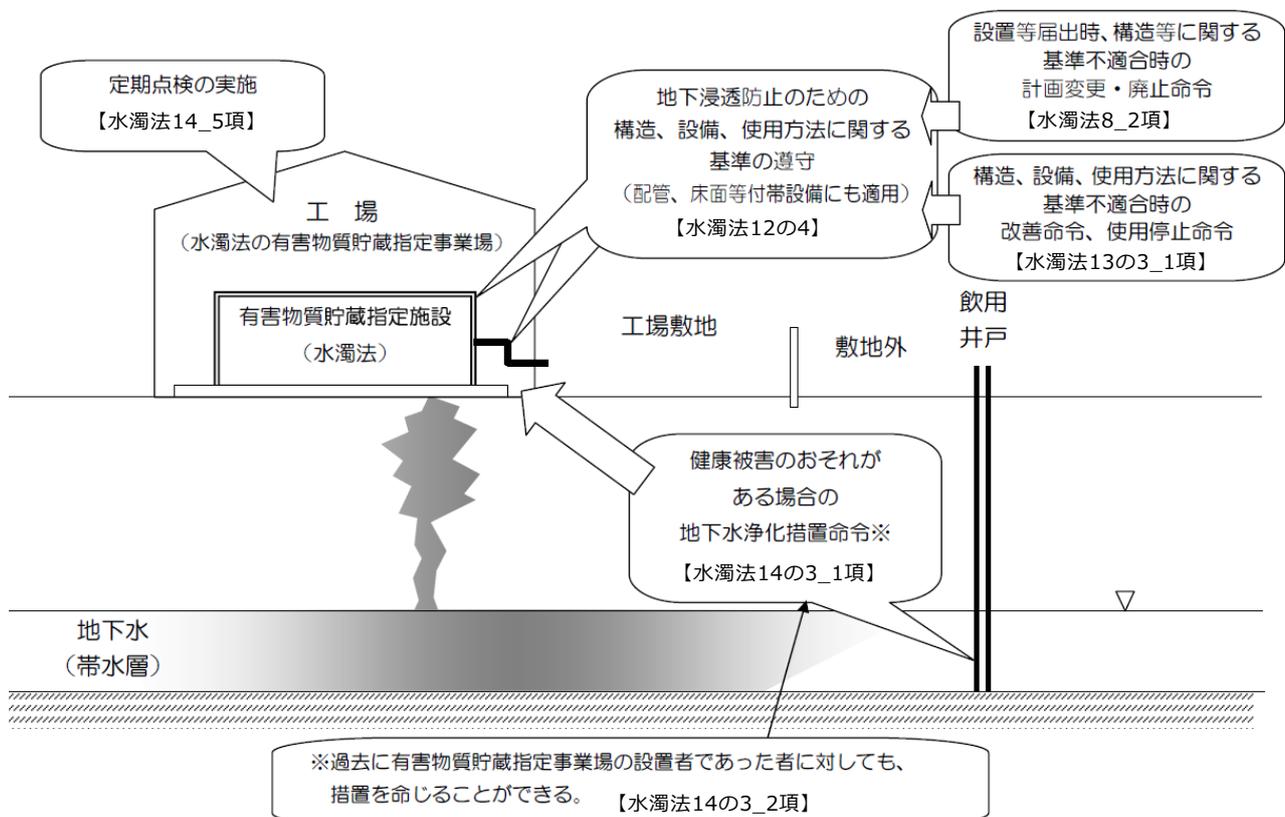


図9-2 水質汚濁防止法に基づく有害物質の地下浸透防止規制の枠組み

(有害物質貯蔵指定施設のみ設置されている場合)

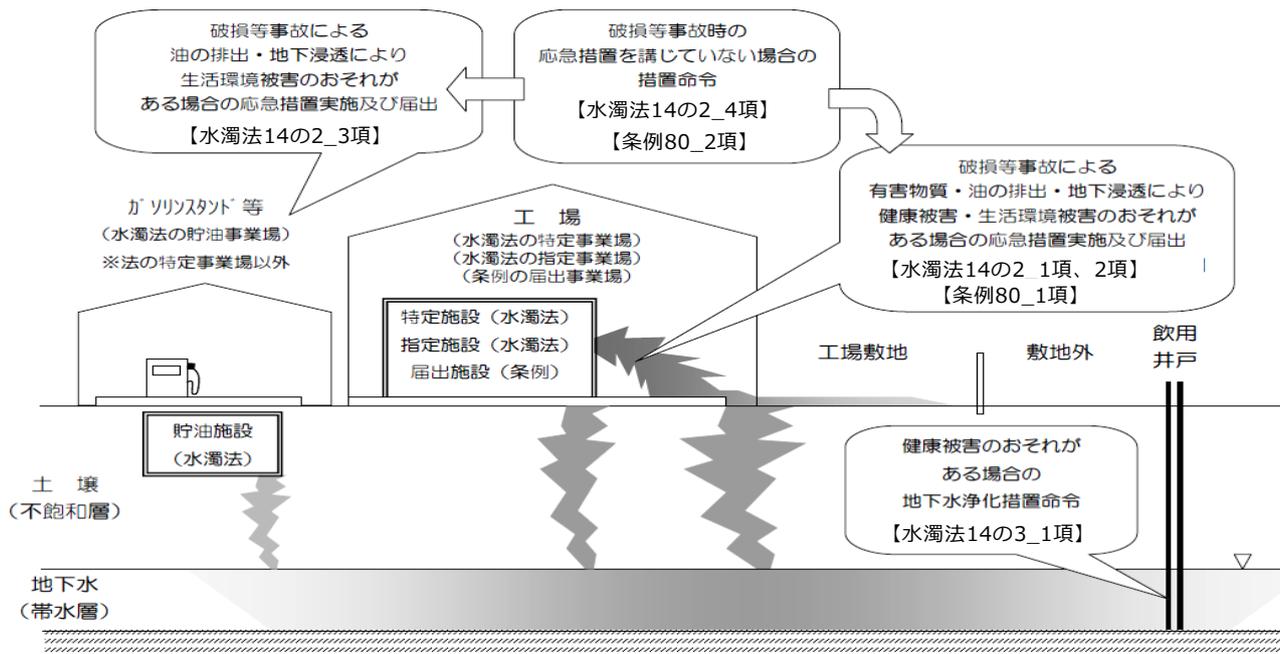


図9-3 水質汚濁防止法及び条例に基づく事故時の対応の枠組み

なお、油の漏出の場合は、油汚染対策ガイドライン（平成18年3月環境省）を参考に必要な措置を講じてください。

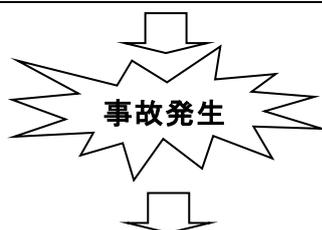
<http://www.env.go.jp/water/dojo/oil/index.html>

また、地下水汚染対策については、土壌・地下水汚染に係る調査・対策指針（平成11年1月29日環境庁）の地下水汚染対策に関する部分を参考に必要な措置を講じてください。

<http://www.env.go.jp/water/dojo/ref01.html>

【事故時の措置の対象事業場】

- ① 特定事業場（水濁法の届出を要する特定施設を設置する事業場）
- ② 貯油施設等を設置する事業場（ガソリンスタンドなど）



早急に状況把握→状況を記録

- 漏洩原因箇所
- 近隣の川、池・湖沼、水路、井戸、農地、湧水、水源地等への影響（油膜、色、臭気の発生など）

【必要な措置の例】

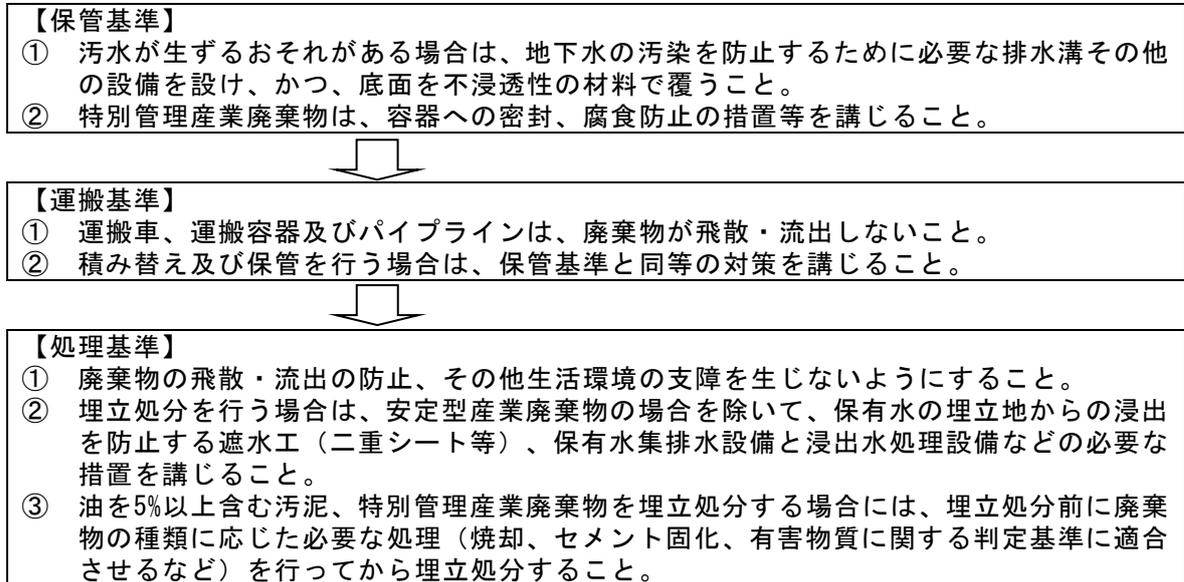
- ① 原因となった施設等からの有害物質又は油の回収
- ② 有害物質又は油が浸透したと考えられる土壌の撤去又は浄化
- ③ 有害物質又は油が浸透したと考えられる地下水の揚水又は浄化
- ④ 有害物質又は油が浸透したと考えられる地下水の拡散防止のための壁等の設置

【知事への届出】（様式自由）

- ① 事故の状況
- ② 講じた措置の概要

9-3 廃棄物処理法に基づく土壌汚染防止

廃棄物処理法では、廃棄物の保管、運搬、処理について基準が規定されています。この基準において、廃棄物に起因する有害物質の地下浸透を防止することが規定されています。このうち、有害物質の地下浸透防止に関する主な基準を以下に示します。



9-4 条例に基づく化学物質の適正管理

条例では、有害物質の適正管理について指針を定め、事業者が自主的に化学物質の管理の改善を図る努力義務を規定しています【条例81の23_3項】。条例に基づき、大阪府化学物質適正管理指針（平成20年4月15日大阪府告示第766号（改正 平成25年11月29日大阪府告示第2084号））を定めており、土壌汚染防止に係る規定は以下のとおりです。詳細についてはホームページ「大阪府化学物質管理制度」

（<https://www.pref.osaka.lg.jp/o120080/kankyohozen/shidou/prtr.html>）をご覧ください。

第4 管理化学物質等の管理の方法に関する事項

1 管理体制の整備

管理化学物質取扱事業者は、組織的かつ体系的に化学物質の適正な管理を行うため、事業の内容、事業所の形態等に応じ、管理化学物質等を取り扱う事業所ごとに、次に掲げる事項を実施することにより、管理体制を整備すること。

（中略）

(6) 管理規程類の整備

管理化学物質等の取扱い及び管理の方法、従業員の教育訓練の方法等について書面で管理規程類を整備し、その遵守の徹底を図ること。

（解説）

管理規程類の例としては、次のようなものが考えられる。

○作業要領・取扱要領

原材料の入荷・保管、製造加工（中間の製造加工工程を含む）工程、製品の保管・出荷工程、製造加工施設や排ガス処理施設等の施設運転、廃棄物の管理、その他の管理化学物質等を扱う各作業工程について、環境保全上必要な手順や取扱いを定める。

○保守点検要領

環境保全の観点から、点検すべき箇所・点検項目を示した点検リスト、点検周期、点検結果の評価基準（管理基準）等を定める。
（以下略）

2 管理の改善計画の策定及びその実施

管理化学物質取扱事業者は、（中略）管理化学物質等の管理の改善に係る一連の過程を記載した計画（以下「管理の改善計画」という。）を定め、これを実施し、検証し、及び評価することにより化学物質管理の継続的な改善を図ること。管理の改善計画は、管理化学物質等を取り扱う事業所ごとに、次に掲げるところにより策定し、1により定める管理体制のもとでこれを実施すること。

（略）

(3) 管理の改善計画の作成

次に掲げる事項について定めた管理の改善計画を作成すること。

- ア 具体的目標（内容略）
- イ 目標を達成する時期（内容略）
- ウ 目標を達成するための具体的方策（内容略）
- エ 検証及び評価の手順及び体制（内容略）
- オ 見直しの方法

検証及び評価の結果に基づき、方針、目標、目標を達成するための具体的方策、管理組織、管理規程類等を見直すことにより化学物質管理の継続的改善を図るための方法について定めること。また、見直しの必要性を判断する基準として、あらかじめ評価基準を設けることが望ましい。

3 管理の改善のための具体的方策

管理化学物質取扱事業者は、取り扱う管理化学物質等について、その有害性、物理的・化学的性状、排出量並びに排出ガス及び排出水中の濃度等を勘案しつつ適切な手法により、次に掲げる管理対策の実施に取り組むこと。

(1) 設備点検等の実施

管理化学物質取扱事業者は、管理化学物質等を取り扱う場合には、作業要領に従って適正に作業を実施するとともに、管理化学物質等を取り扱う施設及び設備の損傷、腐食等による管理化学物質の漏えいの有無等について定期的に点検し、その結果異常が認められた場合には、速やかに補修その他の必要な措置を講ずること。

（解説）

・意義

設備の腐食等の損傷や不具合は、管理化学物質等の漏洩や突発的な事故等を引き起こす原因となるほか、効率的な生産にも支障を及ぼす。保守点検要領に基づき定期的な点検が必要である。

・実行する手順の例

- ① 点検対象となる設備を設定する。
- ② 各設備の点検するポイントを設定する。
- ③ 点検の頻度、ルートを設定する。
- ④ 保守点検要領に基づき各ポイントの正常幅（管理基準）を設定する。
- ⑤ 異常時の措置について定めておく。（措置の報告先、対応の承認者等）
- ⑥ 点検に関係する者の担当と役割（責任と権限）を定める。（点検実施者と結果措置の承認者）
- ⑦ 保守点検要領として文書化し、点検結果の記録表を組み入れておく。

(2) 管理化学物質を含有する廃棄物の管理（略）

(3) 設備の改善等による排出の抑制

管理化学物質取扱事業者は、管理化学物質等を取り扱う施設及び設備について、次に掲げる事項に留意しつつ、取り扱う管理化学物質等の性状及び事業所における取扱い実態に即して漏えい、揮発、浸透等に対する措置を講ずることにより、管理化学物質の大気、水及び土壌への排出の抑制に努めること。

ア 水及び土壌への浸透等の防止構造

管理化学物質等の取扱いに係る施設の床面は、管理化学物質の水及び土壌への浸透を防止することができるよう、適切な不浸透性の材質とすること。また、必要に応じ管理化学物質の性状に応じた被覆処理を行う等の浸透防止措置を講ずること。さらに、取り扱う管理化学物質等の量及び態様に応じて、施設の周囲に防液堤、側溝を設置すること等により、管理化

学物質の水及び土壌への流出を防止するための適切な措置を講ずること。

第6 緊急事態の発生の未然防止及び発生した緊急事態への対処に関する事項

1 緊急事態の発生の未然防止対策

管理化学物質取扱事業者は、緊急事態の発生を未然に防止するため、次に掲げる対策を実施するとともに、管理化学物質等を取り扱う施設等に異常を認めたときは、直ちに緊急事態の発生防止のために必要な措置を講ずること。

- (1) 従業員への安全対策の周知（内容略）
- (2) 取り扱う管理化学物質等に係る災害及び事故事例の収集及び整理（内容略）
- (3) 作業基準及び要領の作成並びにその遵守の徹底（内容略）
- (4) 適切な表示（管理化学物質に関する情報、災害等への対応措置、操作点検の要点、緊急時連絡先等）
- (5) 設備及び機器の安全配慮設計及び配置（内容略）
- (6) 設備及び機器の改善（内容略）
- (7) 設備及び機器の保守点検（内容略）
- (8) 訓練の実施（内容略）
- (9) 防液堤等、飛散並びに流出防止機材及び防災用資機材等の整備

漏えいした管理化学物質等の流出を防止するため、適切な材質及び容量の防液堤、側溝、溜めます等を設置するとともに、緊急事態発生時における環境汚染等の防止のため、飛散及び流出防止機材、防災用資機材等を整備し、常に使用可能な状態に管理するよう努めること。

2 発生した緊急事態への対処

管理化学物質取扱事業者は、緊急事態が発生したときは、当該緊急事態による環境の汚染を防止するとともに、緊急事態の再発を防止するため、次に掲げるところにより対処すること。

(1) 緊急事態対応マニュアルに基づく対応

あらかじめ緊急事態が発生する可能性を検討し、想定されるすべての態様の緊急事態について次に掲げる事項を記載した緊急事態対応マニュアルを管理化学物質等を取り扱う事業所ごとに作成し、緊急事態が発生したときはこれに基づいて適切に対応すること。

（以下項目のみ）

- ア 事業所内における指揮命令系統及び連絡体制
- イ 関係機関及び関係住民等への通報体制
- ウ 避難誘導體制
- エ 緊急事態の規模に応じた事業所内の対応体制
- オ 応急措置の実施手順及び実施内容
- カ 飛散及び流出防止機材、防災用資機材等の保管場所及び保管量等
- キ 周辺環境影響の把握方法及び必要に応じ実施する浄化対策の概要
- ク 関係機関等への届出内容

(2) 緊急事態の検証と再発防止対策

緊急事態が発生した原因を解明するなどその検証を行い、その結果を緊急事態の未然防止及び緊急事態対応マニュアルの内容に反映させて改善を図ること。

有害物質による土壌や地下水汚染を未然に防止するため、資料6のチェックリストを活用するなどして、施設の点検・整備や管理体制の構築等を進めてください。

9-5 その他の取組み

「土壌汚染の未然防止等マニュアル」（平成26年9月環境省）では、土壌汚染の未然防止に取り組む際の留意点や着眼点についてわかりやすく解説しています。

<http://www.env.go.jp/water/dojo/gl-man.html>

第10章 経過措置

○ 施設廃止時の調査義務の適用に係る経過措置

法施行（平成15年2月15日）の際、すでに使用が廃止されていた特定施設については、法第3条第1項（特定有害物質使用特定施設の廃止時の調査）の規定は適用しません。

同様に、条例施行（平成16年1月1日）の際、すでに使用が廃止されていた届出施設等については、条例第81条の4（有害物質使用届出施設等の廃止時の調査）の規定は適用しません。